

令和 5 年（2023 年）版

刈谷市の環境

令和 4 年度（2022 年度）環境基本計画年次報告書



刈 谷 市

目 次

第1章 刈谷市の概要	1
1 位置・面積	1
2 人 口	2
3 産 業	3
4 土 地 利 用	4
第2章 環境基本計画の概要	5
1 計画策定の趣旨	5
2 計画の位置づけ	5
3 計画の期間	5
4 計画の理念	5
5 施策と取組	6
6 計画の推進	7
第3章 目標の達成状況と施策の実施状況	9
1 環境指標及び目標の達成状況	9
2 環境施策の実施状況	12
第4章 環境行政	35
1 環境行政のあゆみ	35
2 環境行政機構	37
3 決算及び予算額の推移	37
4 令和4年度（2022年度）事業実績	39
5 環境保全協定の締結状況	40
6 特定施設等届出状況	41
7 公害苦情の状況	43
第5章 大気環境	45
1 大気汚染の概要	45
2 大気測定結果	46
第6章 水環境	53
1 水質汚濁の概要	53
2 水質測定結果	56
3 生活排水対策としての下水道整備	70

第7章 騒音・振動	71
1 騒音・振動の概要	71
2 騒音・振動に係る環境基準・要請限度	72
3 騒音・振動測定結果	74
第8章 地盤沈下・悪臭	79
1 地盤沈下	79
2 悪臭	80
第9章 補助金等交付事業	81
1 合併処理浄化槽設置整備補助事業	81
2 次世代自動車購入費補助事業	82
3 住宅用地球温暖化対策設備設置費補助事業	84
4 生ごみ処理機器購入費補助事業	88
5 資源回収奨励報償事業	89
6 資源回収所設置費補助事業	90
第10章 エコアクション刈谷	91
1 刈谷市職員環境行動計画「エコアクション刈谷」	91
2 刈谷市グリーン購入	96
第11章 環境教育・環境学習	101
1 環境教育実践事業	101
2 環境学習・参加の機会の提供	102
第12章 環境都市アクションプラン	105
1 計画の目的と改定の趣旨	105
2 計画の位置づけ	105
3 計画の期間	105
4 CO ₂ 削減目標	105
5 各主体の役割	106
6 推進体制	106
7 CO ₂ 排出量	107
8 施策の実施状況	117
その他	121
1 環境関係の用語	121

第1章 刈谷市の概要

市章(昭和26年10月制定)



市章の形状は雁の形を取ったもので、上部に両翼を出したのは数字の8の変形であり、雁8で刈谷(カリヤ)を表す。元来8は末広りの意であるから将来の発展性を暗示している。



市の花…カキツバタ



市の木…クスノキ



第1章 刈谷市の概要

1 位置・面積

本市は、愛知県のほぼ中央に位置し、県庁所在地である名古屋市から20 km圏内にあり、豊田市・安城市・大府市・豊明市などの都市に囲まれ、温暖な気候に恵まれています。

昭和25年（1950年）の市制施行の後、昭和30年（1955年）には富士松村と依佐美村の一部を編入し、ほぼ現在の市域を形成しました。市域は南北に長く弓状の形をなし、市内には境川、逢妻川、猿渡川が流れています。



市役所の位置

北緯 34度 59分 21秒

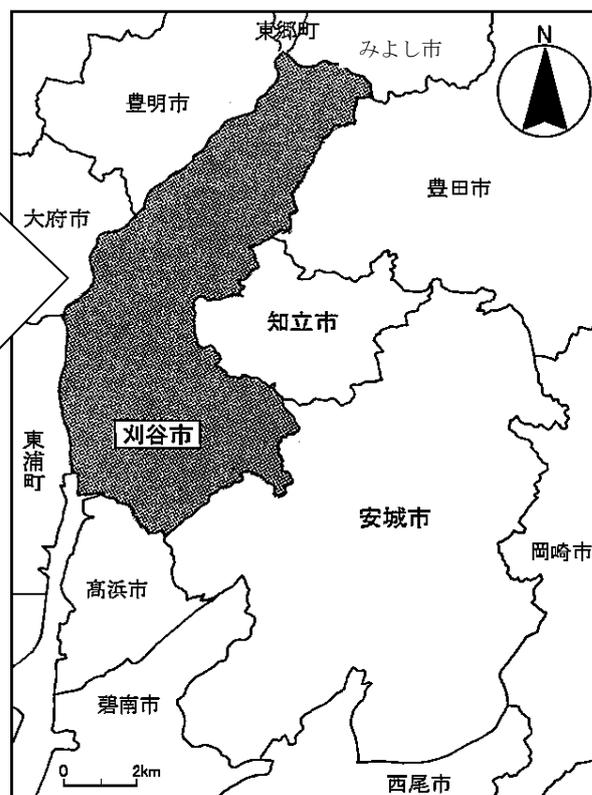
東経 137度 00分 09秒

市の大きさ

東西 5.80km

南北 13.20km

面積 50.39km²



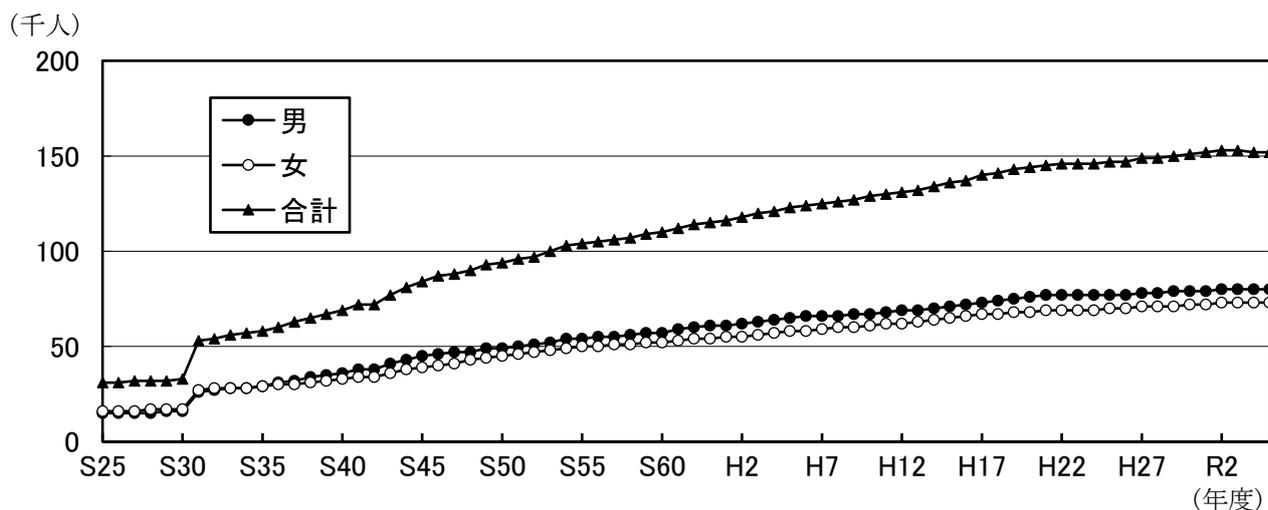
2 人口

(1) 人口及び世帯数の推移

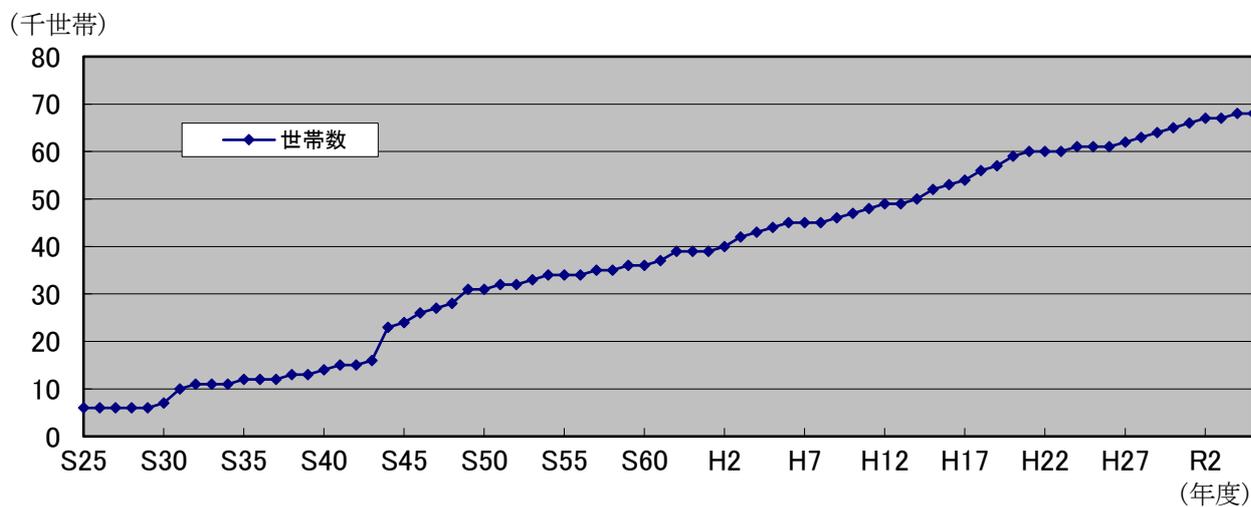
調査年月日			人口（男）	人口（女）	合計	世帯数
平成 24.	1.	1	76,730	69,298	146,028	60,832
	25.	1. 1	76,904	69,656	146,560	60,667
	26.	1. 1	77,400	70,050	147,450	61,478
	27.	1. 1	77,969	70,620	148,589	62,304
	28.	1. 1	78,245	70,954	149,199	62,968
	29.	1. 1	78,740	71,415	150,155	63,939
	30.	1. 1	79,061	71,770	150,831	64,712
令和	31.	1. 1	79,469	72,233	151,702	65,664
	2.	1. 1	79,972	72,693	152,665	66,800
	3.	1. 1	79,874	72,724	152,598	67,234
	4.	1. 1	79,656	72,787	152,443	67,593
	5.	1. 1	79,520	72,852	152,372	68,104

資料：刈谷の統計

(2) 人口の推移（グラフ）



(3) 世帯数の推移（グラフ）



3 産業

地方商業都市としての性格が強かった本市は、大正末期にトヨタ系企業が誘致され、近代産業都市の足がかりを得ました。その後、自動車産業を中心として順調に成長を続け、現在では、中部地方有数の工業都市に成長しています。

商業は、本市の発展に比例し順調に成長してきましたが、農業は、都市化の波に押され農地の減少、農業従事者の減少が進んでいます。

(1) 製造品出荷額等の推移

(億円)

平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
15,189	17,389	15,801	16,139	16,139	16,343	16,543	15,850	15,821	14,433

資料：工業統計調査、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査（製造業事業所調査）

(2) 産業分類別事業所数・従事者数

(令和3年6月1日現在)

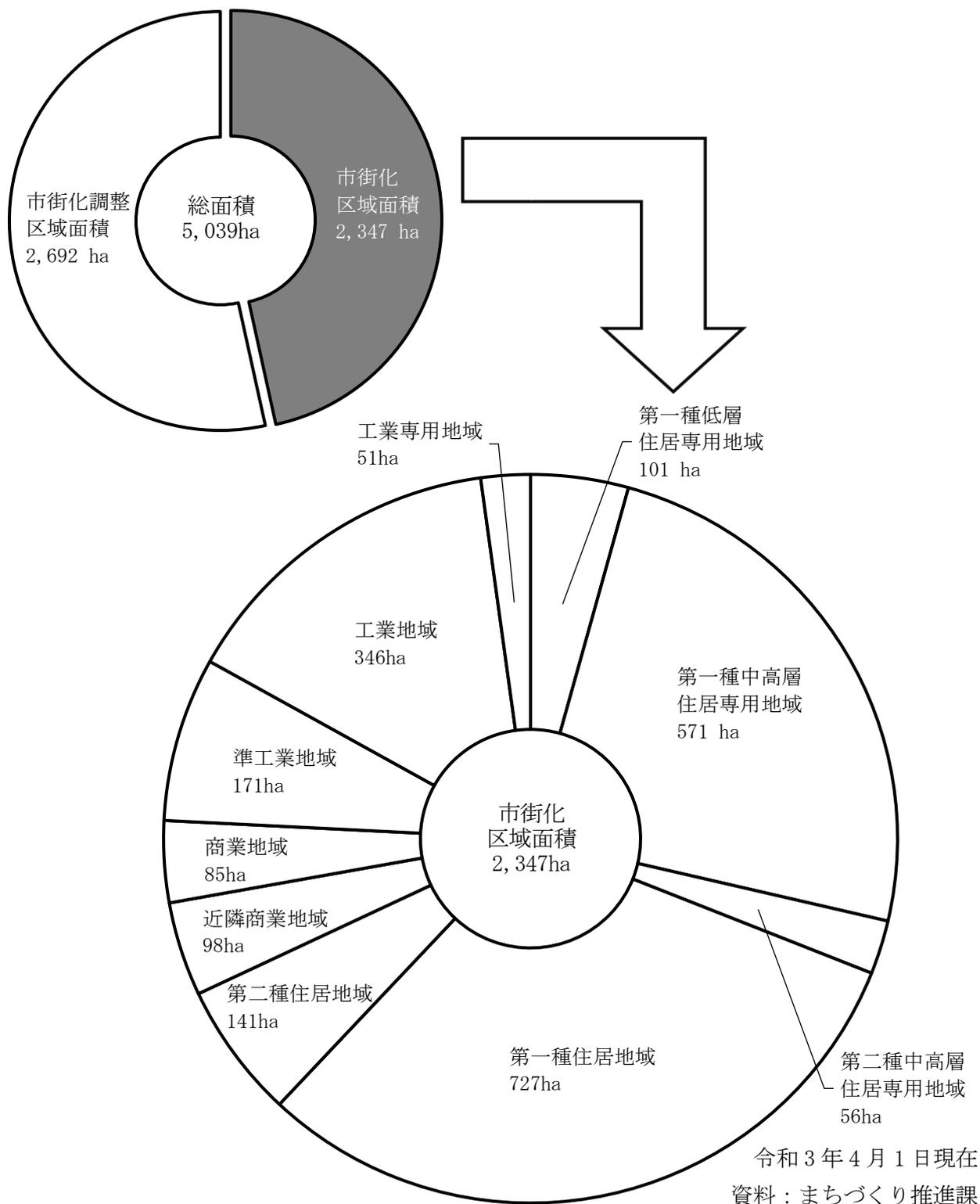
産業分類	事業所数 (件)	従事者数 (人)
総数	5,264	121,848
農林漁業	10	119
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-
建設業	399	3,724
製造業	598	46,887
電気・ガス・熱供給・水道業	10	432
情報通信業	60	3,050
運輸業、郵便業	92	3,264
卸売業、小売業	1,172	20,043
金融業、保険業	90	1,535
不動産業、物品賃貸業	350	1,657
学術研究、専門・技術サービス業	235	5,183
宿泊業、飲食サービス業	725	7,004
生活関連サービス業、娯楽業	427	2,244
教育、学習支援業	240	4,255
医療、福祉	422	8,532
複合サービス事業	18	169
サービス業（他に分類されないもの）	402	12,224
公務（他に分類されるものを除く）	14	1,526

資料：令和3年経済センサス-活動調査

4 土地利用

本市における市街化区域の面積は、2,347ha と市域の 46.6%を占めており、その内、住居系地域の割合が 68.0%です。一方、市域の 53.4%を占める市街化調整区域については、都市化の進展や幹線道路の整備等の開発要因により土地需要が高まっているため、農業生産基盤としての優良農地の確保や自然環境の保全を図る必要があります。

(1) 各用途地域の面積内訳





第2章 環境基本計画の概要



第2次刈谷市環境基本計画

第2章 環境基本計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、平成17年（2005年）3月に「刈谷市環境基本計画」（計画期間：平成17年度（2005年度） - 26年度（2014年度））を策定し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。その結果、ごみ排出量の減少やリサイクル率の向上、河川汚濁状況の改善等、多くの環境分野で改善が図られてきました。

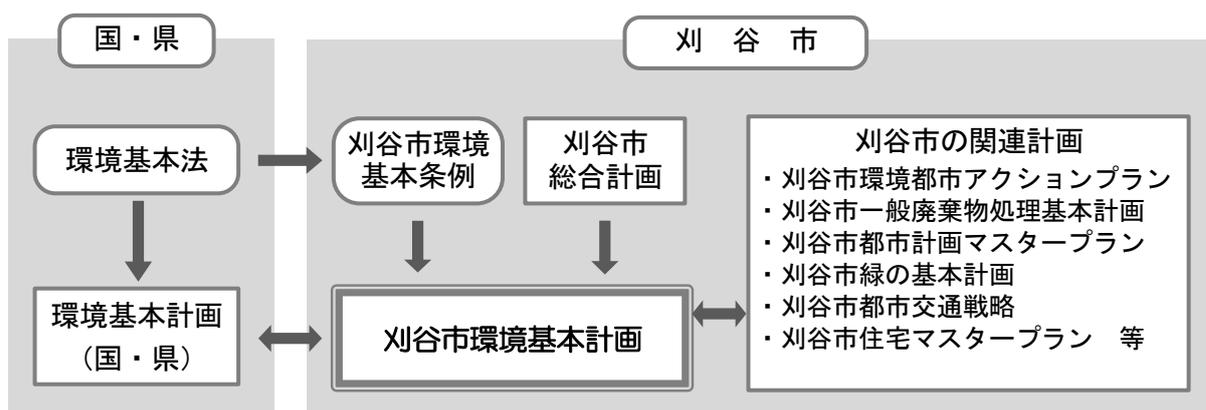
一方、騒音やごみの不法投棄などの身近な問題から、地球温暖化や生物多様性の保全といった地球規模の問題まで、引き続き解決に取り組む必要のある課題も多く残されています。また、地球温暖化や生物多様性に関する世界的な取組の進展、東日本大震災の発生による電力問題等、国内及び本市を取り巻く環境・社会・経済の情勢は大きく変化しています。

このような情勢の変化に対応しつつ、課題解決に向けた施策の更なる推進を図るため、平成27年（2015年）3月に「第2次刈谷市環境基本計画」（計画期間：平成27年度（2015年度） - 令和6年度（2024年度））を策定し、環境政策の中長期的な方向性を示す新たな計画として位置づけ、時代のニーズに合わせた環境施策を計画的に推進しています。

2 計画の位置づけ

本計画は、国や県の環境基本計画を踏まえつつ、刈谷市環境基本条例に基づいて策定するものです。

また、「第8次刈谷市総合計画」に掲げる将来都市像『人が輝く 安心快適な産業文化都市』の実現に向け、環境面における指針となるものです。



3 計画の期間

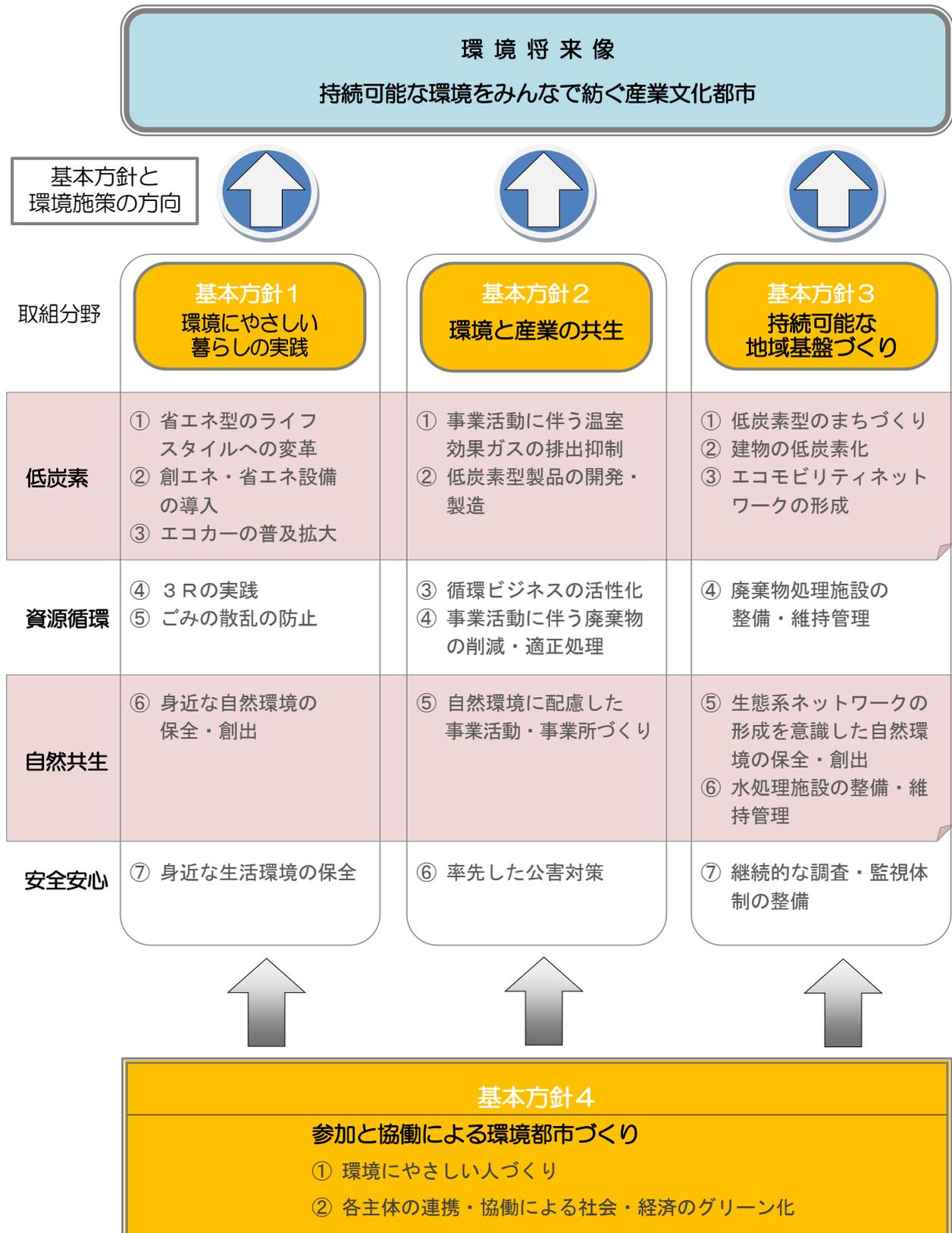
計画の期間は、平成27年度（2015年度）から令和6年度（2024年度）までの10年間です。

4 計画の理念

計画の理念は、刈谷市環境基本条例の基本理念に立脚します。

5 施策と取組

本市の環境を取り巻く状況や国や県の環境基本計画を踏まえ、本計画では、市民、事業者等の活動領域の視点に基づく「暮らし」、「産業」、「地域基盤」の3つの柱と「低炭素」、「資源循環」、「自然共生」、「安全安心」の4つの取組分野、そして分野横断的に取り組む4つ目の柱である「参加と協働」により施策を構成しています。



6 計画の推進

(1) 推進体制

本計画の進行管理を定期的、継続的に行うため、以下の推進体制で計画を着実に推進します。

①環境審議会

学識経験者、事業者や各種団体の代表者、関係行政機関等で構成し、環境基本計画に基づく施策の実施状況、目標の達成状況、年次報告書等に関する審議を行います。

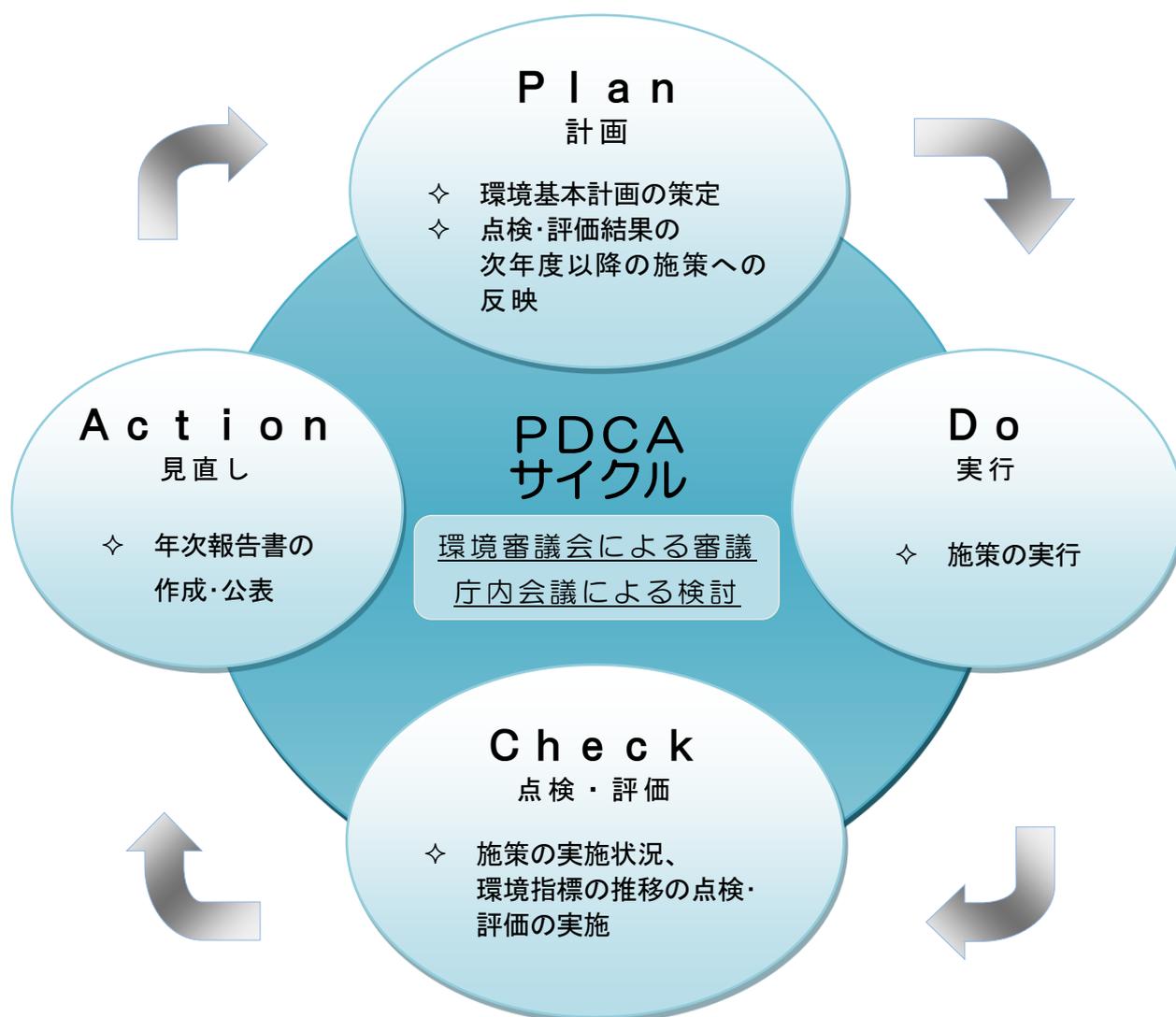
②庁内会議

関係各課室で構成する庁内会議を組織し、市が実施する施策の実施状況、目標の達成状況の評価を行い、庁内横断的な推進を図ります。

(2) 進行管理

本計画の進行管理は、PDCAサイクル（計画《Plan》 - 実行《Do》 - 点検・評価《Check》 - 見直し《Action》）により、着実に実行します。

具体的には、計画の進捗状況、環境指標の定期的な点検と評価を行い、環境審議会、庁内会議において審議するとともに、その結果を以降の取組に反映し、継続的な改善を図ります。また、計画の進捗状況、環境指標の推移については、年次報告書により市民、事業者等に公表します。





第3章 目標の達成状況と施策の実施状況



カキツバタ（小堤西池）

第3章 目標の達成状況と施策の実施状況

1 環境指標及び目標の達成状況（計画第3章関係）

環境基本計画では、計画の達成状況を点検・評価するための環境指標を設定し、計画が目指す本市の環境の状態を表す成果指標として掲げています。

基本方針1から3については、環境に配慮した市民、事業者の行動、地域基盤づくりを通じた成果を把握するため、低炭素、資源循環、自然共生、安全安心の4つの取組分野ごとに指標を設定し、基本方針4については、参加と協働の促進を表す指標を設定しています。

なお、環境指標は、毎年度達成状況を確認し、目標を達成した項目等については、目標の見直しを随時行うこととします。

基本方針

- 1 環境にやさしい暮らしの実践
- 2 環境と産業の共生
- 3 持続可能な地域基盤づくり

取組分野	環境指標	基準値	現状値 (令和4年度)	目標値(※1) (令和6年度)
低炭素	太陽光発電・太陽熱利用システムを設置した住宅戸数（累計）	2,526戸 (平成25年度末補助件数)	4,103戸	7,000戸以上
	低炭素社会の実現には、家庭における創エネ設備等の普及が重要です。太陽光発電・太陽熱利用システム等を設置している住宅が増加していることを望ましい状態として設定します。			
	EV・PHVの普及台数（累計）	94台 (平成25年度末補助件数)	881台	1,200台以上
	低炭素社会の実現には、主な交通手段である自動車からのCO ₂ 排出量の削減を図ることが重要です。EV・PHV(※2)等の次世代自動車の普及台数が増加していることを望ましい状態として設定します。			
1世帯当たりの年間電気・ガス使用量	【電気】 5,222kWh	【電気】 4,622kWh	モニタリング指標（目標値は設定せず、推移を把握）	
低炭素社会の実現には、家庭におけるCO ₂ 排出量の主な要因である電気・ガス使用量の削減を図ることが重要です。1世帯当たりの年間電気・ガス使用量が減少していることを望ましい状態として設定します。	【ガス】(※3) 10,653千m ³ (平成25年度)	【ガス】 11,779千m ³		
省エネルギーに心がけている市民の割合	低炭素社会の実現には、CO ₂ 排出量が大幅に増加している家庭での省エネ行動の活性化が重要です。省エネを心がけている市民の割合が増加していることを望ましい状態として設定します。	85.4% (平成24年度市民意識調査)	84.9% (令和4年度)	90%以上

取組分野	環境指標	基準値	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和6年度)
資源循環	ごみの年間総排出量	55,379 t (平成25年度)	52,427 t	48,500t 以下 (令和4年度)
	ごみ排出量の削減には、市民一人ひとりの発生抑制行動が重要です。ごみの年間総排出量が減少していることを望ましい状態として設定します。			
	1人1日当たりのごみ排出量	1,028g/人・日 (平成25年度)	942g/人・日	830g/人・日 (令和4年度)
	ごみ排出量の削減には、市民一人ひとりの発生抑制行動が重要です。1人1日当たりのごみ排出量が減少していることを望ましい状態として設定します。			
	リサイクル率	20.1% (平成25年度)	14.4%	40%以上 (令和4年度)
	資源を有効活用するためには、市民一人ひとりがごみの発生抑制や分別を適切に行うことが重要です。資源のリサイクル率が向上していることを望ましい状態として設定します。			
自然共生	1人当たりの都市公園面積	8.5m ² /人 (平成25年度末)	8.6m ² /人 (令和3年度)	9m ² /人以上 (令和4年度)
	都市公園は、潤いのある生活空間を創出するだけでなく、生物の生息する場としても重要な役割を果たしています。都市公園面積の増加を望ましい状態として設定します。			
	緑や自然を身近に感じることができると思う市民の割合	65.7% (平成24年度 市民意識調査)	71.2% (令和4年度)	70%以上 (令和4年度)
	都市化や宅地化が進む中、市民が潤いのある生活を営むためには、自然環境の保全が重要です。緑や自然を身近に感じる市民の割合の増加を望ましい状態として設定します。			
	下水道普及率	90.7% (平成25年度末)	93.6%	95%以上 (令和4年度)
	水辺周辺の動植物の保護には、河川やため池等の水環境を保全することが重要です。水質の改善、向上に貢献する施設である下水道の普及率向上を望ましい状態として設定します。			
下水道水洗化率	80.8% (平成25年度末)	92.3%	93%以上 (令和4年度)	
水辺周辺の動植物の保護には、河川やため池等の水環境を保全することが重要です。水質の改善、向上に貢献する施設である下水道の水洗化率向上を望ましい状態として設定します。				

取組分野	環境指標	基準値	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和6年度)
安全安心	環境基準の達成状況	平成25年度の主な未達成項目「光化学オキシダント(※4)」・「境川上流のBOD(※5)」	令和4年度の主な未達成項目「光化学オキシダント」	全項目及び全地点での達成
	身近な生活環境が保たれ、安全安心で快適に暮らせる社会の実現のためには、大気、水、騒音・振動等の環境基準が満たされていることが重要です。環境基準の全項目、全地点での達成を望ましい状態として設定します。			

基本方針

4 参加と協働による環境都市づくり

	環境指標	基準値	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和6年度)
	環境関連講座への年間の参加者数	764人 (平成25年度)	920人	1,500人以上
	子どもから大人まで全ての世代が、環境のために自らできることを学ぶ機会の充実を図ることが重要です。市民の環境への意識向上や参加、協働の普及推進を目的とした環境講座の参加者数の増加を望ましい状態として設定します。			
	環境支援員育成講座の修了者数	46人 (平成25年度末)	50人	100人以上
環境面全般の知識を習得し、環境教育の指導者として、市民と行政の橋渡し役となる人材(環境支援員)の育成を行うことが重要です。環境支援員育成講座の修了者数の増加を望ましい状態として設定します。				
	地域活動やボランティア活動が活発であると思う市民の割合	58.0% (平成24年度)	55.4% (令和4年度)	62%以上 (令和4年度)
	環境都市づくりには、市民の自主的な環境保全活動が重要です。地域活動やボランティア活動が活発であると思う市民の割合の増加を望ましい状態として設定します。			

※1 目標値：令和4年度とあるものは、第7次刈谷市総合計画等の目標年度とあわせて設定した。各計画の改定後は、新たな目標の設定を検討する。

※2 EV：電気自動車 (Electric Vehicle)。

PHV：外部電源から充電できるハイブリッド自動車 (plug-in hybrid Vehicle)。

※3 都市ガスの小売全面自由化に伴い1世帯当たりの算出が困難となったため、過去の家庭用総使用量の実績割合から按分して算出する。

※4 光化学オキシダント：オゾンなどの酸化性物質の総称。強力な酸化作用を持ち健康被害を引き起こす大気汚染物質であり、光化学スモッグの原因となる。

※5 BOD：生物学的酸素要求量。水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したものの。値が大きいくほどその水質は悪いと言える。

2 環境施策の実施状況（計画第4章関係）

第2次刈谷市環境基本計画では、環境将来像の実現に向け、行政が主体となつて行う環境施策を設定しています。令和4年度（2022年度）の実施状況については、以下のとおりです。

<基本方針1 環境にやさしい暮らしの実践>

【決算額単位：千円】

取組項目	実施状況（令和4年度）	担当部署
① 省エネ型のライフスタイルへの変革		
1) エネルギー使用量やCO₂排出量の見える化の推進		
<1> かりやエコポイント制度を活用した環境家計簿（※6）の普及・節電キャンペーンの実施	◆市民の省エネ活動を促進するため、エコポイント制度を活用した各種事業を行いました。 【令和2年度にて事業終了】	環境推進課
<2> 省エネナビ・ワットアワーメーターの貸出し	◆暮らしの中での消費エネルギーを把握し、各家庭の省エネ意識の向上を図るため、省エネナビ・ワットアワーメーター等の省エネ啓発機器の貸出しを行いました。	環境推進課
<3> HEMSの普及促進	◆一定の要件を満たしたHEMS（※7）の設置者に対し、補助金を交付しました。 ・補助金交付件数／133件 【決算2,660】 ・累計補助件数（8年間）／667件	環境推進課
<4> 小中学生及びその家族を対象としたエコライフデー（CO ₂ 削減量把握）の実施	◆環境月間である6月の任意の1日をエコライフデーと定め、市内の小学2年生、5年生、中学2年生及びその家族を対象として、省エネ型ライフスタイルの普及啓発を行いました。 ・実施日／令和4年6月5日（日） ・参加者数／11,290人 ・CO ₂ 削減量／5,050kg（スギ/364本分） 【決算額102】	環境推進課
2) 楽しみながら省エネ行動が進む取組の推進		
<5> グリーンカーテンコンテスト・グリーンカーテンづくり講座	◆夏場の消費電力の削減を図るため、市民・事業者を対象にグリーンカーテンづくりの啓発を行うとともに、グリーンカーテンコンテストを行いました。 ・家庭部門参加者／84人 ・事業所部門参加者／2事業所 【決算額177】	環境推進課
<6> 公共施設等へのグリーンカーテンの設置	◆夏場の消費電力の削減を図るため、各公共施設（幼児（稚）園・保育園・小中学校等）において、グリーンカーテンづくりを行いました。 <グリーンカーテンづくり実施数> ・幼児（稚）園／17園 ・保育園／18園 ・小中学校、特別支援学校／21校 ・その他公共施設／13箇所 【決算額1,586】	環境推進課
<7> エコドライブの普及啓発	◆エコドライブの普及啓発を図るため、市民や事業者向けにエコドライブナビの貸出し、啓発パンフレットの配布等を行いました。また、市の職員に対して研修等を行いました。	環境推進課

低炭素

取組項目	実施状況（令和4年度）	担当部署
② 創エネ・省エネ設備の導入		
1) 家庭における創エネ・省エネ設備の普及促進		
<8> 太陽光発電システム設置費補助	◆一定の要件を満たした太陽光発電システムの設置者に対し、補助金を交付しました。 ・補助金交付件数/69件 ・総出力値/348.17kW <div style="text-align: right;">【決算額 11,952】</div> ・累計補助件数（24年間）/4,012件	環境推進課
<9> 太陽熱利用システム設置費補助	◆一定の要件を満たした太陽熱利用システムの設置者に対し、補助金を交付しました。 ・補助金交付件数/5件 <div style="text-align: right;">【決算額 125】</div> ・累計補助件数（17年間）/91件	環境推進課
<10> 家庭用燃料電池（エネファーム）設置費補助	◆一定の要件を満たしたエネファーム（※8）の設置者に対し、補助金を交付しました。 ・補助金交付件数/71件 <div style="text-align: right;">【決算額 7,100】</div> ・累計補助件数（12年間）/715件	環境推進課
③ エコカーの普及拡大		
1) エコカーの普及促進		
<11> エコカーの購入費補助	◆一定の要件を満たしたエコカーを購入またはリース契約した市民に対し、補助金を交付しました。 ・補助金交付件数（個人用）/192台（EV96台、PHV94台、FCV（※9）2台） <div style="text-align: right;">【決算額 54,606】</div>	環境推進課
<12> 燃料電池自動車の普及に向けた支援	◆一定の要件を満たした燃料電池自動車の購入者に対し、補助金を交付しました。 ・補助金交付件数/4台 <div style="text-align: right;">【決算額 1,800】</div>	環境推進課

※6 環境家計簿：家庭で使用したエネルギー量（電気・ガス・水道・ガソリン等）を記録することで、排出したCO₂排出量を算出できる環境版家計簿のこと。

※7 HEMS：家庭内にてエネルギー使用状況を見える化し、エネルギー使用を制御して省エネ化を可能とするシステム（Home Energy Management System）。

※8 エネファーム：家庭用燃料電池の愛称。都市ガス、LPガス等から水素を取り出し、空気中の酸素と反応させて発電するシステム。

※9 FCV：燃料電池自動車（Fuel Cell Vehicle）。水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車のこと。

取組項目	実施状況（令和４年度）	担当部署
④ 3Rの実践		
1) ごみの排出抑制・分別の徹底によるごみ減量、再資源化の推進		
<13> 生ごみ処理機器購入費補助	◆一定の要件を満たした生ごみ処理機等の購入者に対し、補助金を交付しました。 ・生ごみ処理機器補助基数／33基 ・コンポスト容器補助基数／13基 【決算額 781】	環境推進課
<14> クリーンカレンダー、ごみの分け方・出し方ガイドブックの配布	◆ガイドブックの記載内容を更新し、かりやクリーンカレンダーとともに全戸配布しました。加えて、市民だよりやホームページ、あいかりアプリを活用して、適正な分別排出方法等の周知啓発を図りました。	ごみ減量推進課
<15> 資源回収奨励報償金、ごみ分別収集協力報償金の交付	◆自主的に資源回収活動を行う市民団体に報償金を交付しました。 ・実施団体数／105団体 ・回収量／2,085,639kg 【決算額 14,048】	環境推進課
	◆ごみ分別収集協力報償金を地区に交付することにより、分別の推進を図りました。 【決算額 5,006】	ごみ減量推進課
<16> 小売店とのレジ袋削減に関する協定の締結	◆国のプラスチック資源循環戦略が策定されたことを受け、協定の意義が達成されたものと理解し、令和４年３月２９日までに協定を終了しています。	ごみ減量推進課
<17> 家庭ごみ有料化の検討	◆学識経験者、各種団体の代表者、事業者、関係行政機関などで組織するごみ減量化推進会議を開催し、ごみの有料化や減量化、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について調査研究を行いました。 ・ごみ減量化推進会議／２回開催 【決算額 109】	ごみ減量推進課
<18> 小型家電リサイクルの推進	◆ガイドブックの記載内容を更新し、かりやクリーンカレンダーとともに全戸配布しました。加えて、市民だよりやホームページ、あいかりアプリを活用して、適正な分別排出方法等の周知啓発を図りました。 ◆宅配便を活用した、家庭用廃パソコンを含む小型家電の自宅回収を行いました。 ◆不燃物埋立場において行っていた、市民の直接搬入による家庭用廃パソコンの無料回収は、リサイクル事業者への案内を周知することにより、令和３年２月２０日までで廃止しています。	ごみ減量推進課

取組項目	実施状況（令和４年度）	担当部署
2) 不用となった日用品等の再利用の促進		
<19> リサイクルプラザの利用促進	◆市民だよりやホームページへの掲載、パンフレットの配布により、リサイクルプラザ（エコくる）に関する情報提供を行いました。	ごみ減量推進課
	◆市民だよりやホームページへの掲載、パンフレットの配布により、リサイクルプラザ（リサイクルプラザ KC）に関する情報提供を行いました。	刈谷知立 環境組合
⑤ ごみの散乱の防止		
1) 市民による美化活動の推進		
<20> 清掃活動を行うボランティア団体の支援	◆市内の道路、河川などで清掃活動を行うボランティア団体に対し、ごみ袋の配布、保険加入料の負担などの支援を行いました（クリーンサポート刈谷）。 ・保険加入者数／884人（72団体） 【決算額 265】	土木管理課
	◆公園愛護会（遊園、児童遊園等含む）に活動補助金の交付等を行い、団体の育成・活動の活性化を図りました。 ・団体数／94団体（公園 65、児童遊園 29） ・公園数／117公園（公園 86、児童遊園 31） 【決算額 7,642】	公園緑地課
	◆地区が行う河川の清掃、草刈などの河川愛護活動に対し、報償金を交付しました。 ・地区数／9地区 【決算額 742】	雨水対策課
2) 不法投棄の防止		
<21> ごみの散乱防止の普及啓発	◆地域やごみ散乱防止推進員と連携を図り、監視・連絡体制の強化に努めました。 【決算額 282】	ごみ減量推進課
<22> ごみ散乱防止推進員、地域環境保全委員との連携による不法投棄の監視・連絡	◆愛知県が委嘱する地域環境保全委員と連携を図り、市内における不法投棄の情報収集に努めました。	環境推進課
	◆不法投棄を防止するため、ごみステーション等に監視カメラを設置するとともに、地域やごみ散乱防止推進員と連携を図り、監視・連絡体制の強化に努めました。 ・監視カメラ設置数／2台 【決算額 81】	ごみ減量推進課

取組項目		実施状況（令和4年度）	担当部署
自然 共 生	⑥ 身近な自然環境の保全・創出		
	1) 生活排水対策の推進		
	<23> 下水道供用区域の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ◆下水道の計画的な整備を行いました。 ・整備面積/1.7ha 【決算額 54,661】 ・累計整備面積/2,259.0ha（普及率 93.6%） 	下水道課
	<24> 下水道供用区域における未接続世帯への接続の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆下水道整備工事区域及び供用区域の未接続者に対し、市民だよりや個別訪問により接続を呼びかけました。 ◆下水道整備による生活改善の意識、知識を深める目的で、小学校4年生から中学校3年生までを対象にポスターコンクールを行いました。 ・応募者数/654人 【決算額 223】 	下水道課
	<25> 合併処理浄化槽設置整備補助	<ul style="list-style-type: none"> ◆単独処理浄化槽及びくみ取りから合併処理浄化槽への切り替えに対する補助金PRを行い、合併処理浄化槽の普及促進を図りました。 ・補助金交付件数/3件 【決算額 2,478】 	環境推進課
	<26> 生活排水対策に係る普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆パンフレット配布等で啓発を行うとともに、水生生物調査を行いました。 ・水生生物調査参加数/155人 【決算額 110】 	環境推進課
	2) 家庭で花や緑を育てる取組の推進		
	<27> 民有地緑化補助	<ul style="list-style-type: none"> ◆県が行うあいち森と緑づくり都市緑化推進事業や、緑化推進基金の運用益を活用し、市内民有地の屋上・生垣等の緑化に対して補助金を交付しました。 ・補助金交付件数/4件 【決算 8,924】 	公園緑地課
	<28> グリーンカーテンコンテスト・グリーンカーテンづくり講座[再掲]	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民・事業者を対象にグリーンカーテンづくりの啓発を行うとともに、グリーンカーテンコンテストを行いました。 ・家庭部門参加者/84人 ・事業所部門参加者/2事業所 【決算額 177】 	環境推進課
	<29> 植木の即売会、苗木の無償配布、造園教室等の緑化イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> ◆フローラルガーデンよさみにおいて、指定管理者による植木や草花などの即売会、苗木の無料配布などを行いました。 ・実施期間/4月30日、5月1日 ・参加者数/1,423人 	公園緑地課
安 全 安 心	⑦ 身近な生活環境の保全		
	1) 身近な生活環境の保全に関する市民意識の向上		
	<30> 身近な生活環境の保全に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆ごみの減量、分別等に関する出前講座や環境講座を通じ、環境保全行動の普及啓発に努めました。 ・講座開催/5回 	ごみ減量推進課 環境推進課
<31> 苦情申立に対する適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> ◆大気、水、騒音・振動等、身近な生活環境に関する苦情の申立に対し、適切な対応を行いました。 ・苦情件数/91件 	環境推進課	

取組項目	実施状況（令和4年度）	担当部署
① 事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制		
1) エネルギー使用量やCO₂排出量の見える化の推進		
<32> 環境マネジメントシステムの導入支援	◆環境マネジメントシステム（※10）に関する国や県主催セミナーの紹介等、市内事業者へ普及啓発を行いました。	環境推進課
<33> BEMSの普及促進	◆BEMS（※11）の普及促進に向けた情報収集を行いました。	環境推進課
2) 各種法令や支援制度等による温室効果ガスの排出抑制		
<34> 各種法令に基づく温室効果ガスの排出抑制の徹底	◆各施設管理部署に対し、省エネルギー推進の必要性の意識共有や各種法令に基づく温室効果ガスの排出抑制の周知徹底を図りました。	環境推進課
<35> 事業者への支援制度（小規模企業者設備投資促進補助、小規模事業者経営改善資金利子補給補助等）を活用した環境投資の推進	◆事業の継続・拡大のために一定額以上の設備投資を行う小規模事業者に対して、補助金を交付しました。 ・設備投資促進補助件数 18 件 【決算額 19,882】 ・経営改善資金利子補給補助件数/4 件 【決算額 68】	商工業振興課
<36> 環境負荷低減に寄与する投資に対する支援方法の検討	◆環境負荷低減のための投資に対する事業者への支援方法等について情報収集を行いました。また、一定の要件を満たしたエコカーの購入事業者に対し、補助金を交付しました。 ・補助金交付件数（事業用）/9 台（EV7 台、FCV2 台） 【決算額 1,850】	環境推進課
3) 温室効果ガス排出抑制に関する情報共有とネットワークづくり		
<37> かりやeco事業所認定制度の検討・実施	◆環境に配慮した取組を積極的に行っている事業所を「かりやeco事業所」として認定し、認証ステッカーの配布やホームページへの掲載等による事業所の紹介を行いました。 ・事業所数/40 事業所（令和4年度末現在）	環境推進課
<38> かりやエコマップ等を通じた取組事例の紹介	◆かりやエコマップを活用し、市内事業所の先進的な取組を広く紹介しました。	環境推進課
<39> 温室効果ガス排出抑制に関する情報提供	◆環境基本計画、環境都市アクションプラン、各種補助制度など温室効果ガス排出抑制に関する情報をホームページ等で公開し、情報発信を行いました。	環境推進課

※10 環境マネジメントシステム：企業や団体等の組織が環境方針、目的・目標等を設定し、その達成に向けた取組を実施するための組織の計画・体制・プロセス等のこと（Environmental Management System）。

※11 BEMS：ビル内においてエネルギー使用状況を見える化し、エネルギー使用を制御して省エネ化を可能とするシステム（Building Energy Management System）。

取組項目	実施状況（令和4年度）	担当部署
② 低炭素型製品の開発・製造		
1) 事業者の低炭素型製品の開発・製造の支援		
<p><40> 事業者への支援制度（小規模企業者設備投資促進補助、新産業技術開発支援補助等）を活用した環境投資の推進 [再掲]</p>	<p>◆事業の継続・拡大のために一定額以上の設備投資を行う小規模企業者に対して、補助金を交付しました。 ・設備投資促進補助件数/18件 【決算額 19,882】</p> <p>◆市内企業が、公的試験機関であるあいち産業科学技術総合センター、名古屋市工業研究所及び科学技術交流財団あいちシンクロトン光センターの依頼試験等を利用した場合、それに係る費用の一部を補助しました。 ・補助件数/66件 【決算額 3,322】</p>	商工業振興課
<p><41> 環境負荷低減に寄与する投資に対する支援方法の検討 [再掲]</p>	<p>◆環境負荷低減のための投資に対する事業者への支援方法等について情報収集を行いました。</p>	環境推進課
<p><42> かりやエコマップ等を通じた取組事例の紹介[再掲]</p>	<p>◆かりやエコマップを活用し、市内事業所の先進的な取組を広く紹介しました。</p>	環境推進課
2) 低炭素型製品の普及促進		
<p><43> エコカーの購入費補助[再掲]</p>	<p>◆一定の要件を満たしたエコカーを購入またはリース契約した市民及び事業者に対し、補助金を交付しました。 ・補助金交付件数（個人用・事業用合算）/201台（EV103台、PHV94台、FCV4台） 【決算額 56,456】</p>	環境推進課
<p><44> 家庭用燃料電池（エネファーム）設置費補助[再掲]</p>	<p>◆一定の要件を満たしたエネファーム（※7）の設置者に対し、補助金を交付しました。 ・補助金交付件数/71件 【決算額 7,100】</p> <p>・累計補助件数（12年間）/715件</p>	環境推進課
<p><45> 燃料電池自動車の普及に向けた支援[再掲]</p>	<p>◆一定の要件を満たした燃料電池自動車の購入者に対し、補助金を交付しました。 ・補助金交付件数/4台 【決算額 1,800】</p>	環境推進課

低炭素

取組項目	実施状況（令和4年度）	担当部署
③ 循環ビジネスの活性化		
1) 廃棄物・資源のリサイクルの推進		
<46> 公共施設や公共事業から発生する廃棄物・資源のリサイクルの推進（廃食用油のBDF化、剪定枝の堆肥化、焼却灰の熔融処理による熔融メタル化・熔融スラグ化等）	◆市内2か所の保育所に生ごみ処理機を設置し、給食調理で発生した生ごみの一部を処理することで、ごみの減量化を図りました。	子ども課
	◆給食センターや保育園の給食調理で発生した廃食用油を回収し、業者に売払いするとともに、BDF(※12)化による資源の有効利用を図りました。 ・廃食用油回収量/21,467ℓ ・売払い額/1,747,413円	環境推進課
	◆市内2か所の学校給食センターに設置している生ごみ処理機により、委託による設備の保守点検により適正な設備の運用を行うなど、ごみの減量化に努めました。また、食品リサイクル業者に収集、運搬を委託し、給食残渣の一部堆肥化を行いました。 <div style="text-align: right;">【決算額 9,209】</div>	教育総務課
	◆焼却灰の一部を熔融処理し、資源化を行いました。 <div style="text-align: right;">【決算額 17,456】</div>	刈谷知立 環境組合
<47> 下水汚泥等のバイオマス資源のリサイクル方法の検討	◆バイオマス(※13)である下水汚泥の燃料化を始めとした有効利用の多角化に向け、各種研修へ参加するなど情報収集に努めました。	下水道課
2) 循環ビジネスに取り組む事業者の支援		
<48> 事業者への支援制度（小規模企業者設備投資促進補助、新産業技術開発支援補助等）を活用した環境投資の推進 [再掲]	◆事業の継続・拡大のために一定額以上の設備投資を行う小規模企業者に対して、補助金を交付しました。 ・設備投資促進補助件数/18件 <div style="text-align: right;">【決算額 19,882】</div> ◆市内企業が、公的試験機関であるあいち産業科学技術総合センター、名古屋市工業研究所及び科学技術交流財団あいちシンクロトン光センターの依頼試験等を利用した場合、それに係る費用の一部を補助しました。 ・補助件数/66件 <div style="text-align: right;">【決算額 3,322】</div>	商工業振興課
<49> 環境負荷低減に寄与する投資に対する支援方法の検討 [再掲]	◆環境負荷低減のための投資に対する事業者への支援方法等について情報収集を行いました。	環境推進課

※12 BDF：廃食用油（てんぷら油等）、菜種油、コーン油等、生物由来の油から作られる、軽油代替燃料（ディーゼルエンジン用燃料）の総称（Bio Diesel Fuel）。

※13 バイオマス：動植物から生まれた再利用可能な有機性の資源（石油などの化石燃料を除く）で、主に木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・ふん尿、プランクトンなどを指す。

取組項目	実施状況（令和4年度）	担当部署
④ 事業活動に伴う廃棄物の削減・適正処理		
1) 各種法令に基づく廃棄物の削減・適正処理の監視・指導		
資源循環 <50> 関係機関と連携した各種法令に基づく監視・指導	◆建設工事における資材の分別解体と再資源化の義務や特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る資材、木材等）を用いる工事には事前届出の義務があること等をホームページで啓発し、法令に基づく監視・指導を行いました。	建築課
2) 事業者の自主的な取組の促進		
<51> 事業系一般廃棄物の排出基準・処理手数料の見直しの検討	◆学識経験者、各種団体の代表者、事業者、関係行政機関などで組織するごみ減量化推進会議を開催し、ごみの有料化や減量化、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について調査研究を行いました。 ・ごみ減量化推進会議/2回開催 <div style="text-align: right;">【決算額 109】</div>	ごみ減量化推進課
<52> 環境マネジメントシステムの導入支援[再掲]	◆環境マネジメントシステムに関する国や県主催セミナーの紹介等、市内事業者へ普及啓発を行いました。	環境推進課

取組項目	実施状況（令和4年度）	担当部署
⑤ 自然環境に配慮した事業活動・事業所づくり		
1) 自然環境に配慮した事業所づくり		
<53> 民有地緑化補助[再掲]	◆県が行うあいち森と緑づくり都市緑化推進事業や、緑化推進基金の運用益を活用し、市内民有地の屋上・生垣の緑化等に対して補助金を交付しました。 ・補助金交付件数/4件 <div style="text-align: right;">【決算額 8,924】</div>	公園緑地課
<54> グリーンカーテンコンテスト [再掲]	◆事業者を対象にグリーンカーテンコンテストを行いました。 ・事業所部門 参加者/2事業所	環境推進課
<55> 工場立地法に基づく緑地の確保	◆法の制限を受ける企業が緑地等の整備を行う際には、適正な立地が図られるように指導・助言を行いました。	商工業振興課
2) 自然環境に配慮した農業の推進		
<56> 環境保全型農業の普及啓発	◆優良農地の確保、保全を目的に農地パトロールを実施し、無断転用の解消に努めました。 ◆新規就農支援制度を活用し、遊休農地の解消と就農支援を図りました。 <div style="text-align: right;">【決算額 62】</div> ◆衣浦東部広域行政圏 環境と安全に配慮した農業推進協議会を通じ、減農薬の推進、農業廃材の処理について啓発活動を行いました。 ◆認定農業者等の担い手農家への農地の面的集積を促進させ、優良農地の活用を推進するとともに、担い手農家の経営規模拡大と経営安定化を図り、農地を適正に管理することで緑地の保全と自然環境の維持に努めました。 <div style="text-align: right;">【決算額 18,940】</div> ◆農村環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域住民が農業者と一緒に挙げて行う農業水利施設の維持・保全活動や関連する環境保全活動に対して指導、助言及び交付金の交付を行いました。 ・活動組織数/ 10団体（農地維持及び資源向上・共同活動） 8団体（資源向上・長寿命化活動） <div style="text-align: right;">【決算額 44,375】</div>	農政課

自然共生

取組項目	実施状況（令和4年度）	担当部署
⑥ 率先した公害対策		
1) 各種法令に基づく公害防止の監視・指導		
<p><57> 関係機関と連携した各種法令に基づく監視・指導[再掲]</p>	<p>◆環境基本条例の基本理念に基づき、事業者の環境の保全及び創造に向けた取組の積極的な推進を図るため、環境保全協定を締結し、その遵守状況の確認のため、立ち入り調査を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立ち入り調査実施事業所／26社 29工場 	環境推進課
2) 事業者の自主的な環境対策の促進		
<p><58> 環境保全協定締結</p>	<p>◆事業者の環境の保全及び創造に向けた取組の積極的な推進を図るため、環境保全協定を締結しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定締結事業所／26社 29工場 (令和4年度末現在) 	環境推進課
<p><59> かりやeco事業所認定制度の検討・実施[再掲]</p>	<p>◆環境に配慮した取組を積極的に行っている事業所を「かりやeco事業所」として認定し、認証ステッカー等の配布やホームページ等の掲載による紹介を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所数／40事業所（令和4年度末現在） 	環境推進課
<p><60> 環境マネジメントシステムの導入支援[再掲]</p>	<p>◆環境マネジメントシステムに関する国や県主催のセミナーの紹介等、市内事業者への普及啓発を行いました。</p>	環境推進課

取組項目	実施状況（令和4年度）	担当部署
① 低炭素型のまちづくり		
1) 機能集約型のまちづくり		
<6 1> 優良建築物等整備事業等によるまちなか居住の促進	◆まちなか居住を促進するため、優良建築物等整備事業等を検討する地元の権利者に対し活動支援を行い、2街区にて民間再開発が事業化されました。 （刈谷駅周辺地区及び刈谷市駅前地区）	市街地整備課
<6 2> 銀座地区の再整備	◆道路の歩車分離により、歩行者の安全性の確保や地域住環境の向上を図るとともに、電線類の地中化により良好な景観形成を図り、防災機能や安全な交通の確保等を行いました。 【令和元年度にて事業完了】	道路建設課
	◆土地を整形化することで、都市基盤の再生及び高度有効利用の推進を図りました。 ・銀座 AB 地区 0.67ha 【令和元年度にて事業完了】	市街地整備課
<6 3> 刈谷駅北口周辺における交通まちづくりの推進	◆駐輪場整備の検討のため、利用状況調査を実施しました。 【決算額 1,430】	都市交通課
	◆JR 刈谷駅改良の整備を進めました。 ◆駐輪場を整備しました。 ・刈谷駅北口第2自転車駐車場 【令和3年度にて事業完了】	道路建設課
2) エネルギーを効率よく利用するまちづくり		
<6 4> 防災拠点等への太陽光発電設備の導入	◆小中学校やその他公共施設に設置した太陽光発電設備により、環境への負荷を軽減するとともに、災害時における避難所機能の向上に努めています。 <太陽光発電施設の導入件数> ・小中学校／21箇所 ・その他公共施設／24箇所	環境推進課 危機管理課 各施設管理課
<6 5> 焼却施設の高効率発電及び余熱利用の推進	◆燃焼ガスの廃熱を利用して蒸気を発生させ、発電と温水プールに利用しました。	刈谷知立 環境組合
<6 6> 下水汚泥等のバイオマス資源のリサイクル（エネルギー利用）方法の検討[再掲]	◆バイオマスである下水汚泥の燃料化を始めとした有効利用の多角化に向け、各種研修へ参加するなど情報収集に努めました。	下水道課
<6 7> 防犯灯のLED化	◆LED防犯灯を設置し、環境負荷の軽減を図りました。 ・防犯灯新設基数／40基 【決算額 3,041】	くらし安心課

低炭素

取組項目	実施状況（令和4年度）	担当部署
② 建物の低炭素化		
1) 低炭素型住宅の普及		
<68> 低炭素建築物認定制度、長期優良住宅認定制度の普及啓発	◆長期優良住宅並びに低炭素建築物新築等計画の認定申請を受付しました。また、ホームページへの掲載、パンフレットの配布により、制度の周知啓発を行いました。 ・長期優良住宅／306件 ・低炭素建築物／16件	建築課
2) 建築物の省エネルギー性能の向上		
<69> CASBEE あいちによる建築物の環境性能評価の普及啓発	◆CASBEE あいち（※14）に関連した県のパンフレットを窓口等で配布し、周知啓発を図りました。	建築課
<70> 住宅性能表示制度の普及啓発	◆住宅性能表示制度（※15）に関連した県のパンフレットを窓口等で配布し、周知啓発を図りました。	建築課
<71> 再生可能エネルギー、省エネルギー設備の導入推進（太陽光発電、太陽熱利用システム、家庭用燃料電池設置費補助）	◆一定の要件を満たした太陽光発電システム、太陽熱利用システム、家庭用燃料電池（エネファーム）の設置者に対し、補助金を交付しました。 ・太陽光発電システム補助金交付件数／69件 ・太陽熱利用システム補助金交付件数／5件 ・家庭用燃料電池（エネファーム）補助金交付件数／71件	環境推進課
3) 国産材やリサイクル材の利用の推進		
<72> 国産材やあいくる材の率先利用	◆あいくる材（※16）については、「愛知県あいくる材率先利用方針」に基づき、率先利用の促進を図りました。	各工事担当課

※14 CASBEE(あいち)：省エネや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の環境品質・性能を総合的に評価し格付けるシステム。(CASBEEを基本に愛知県の独自基準及び重点項目を加えて編集した愛知県版の建築物総合環境性能評価システム。)

※15 住宅性能表示制度：平成12年4月1日に施行された「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく制度。新築住宅の基本構造部分の瑕疵担保責任期間を「10年間義務化」すること、様々な住宅の性能をわかりやすく表示する「住宅性能表示制度」を制定することなどを柱としている。

※16 あいくる材：愛知県リサイクル資材評価制度において、再生資源(原材料)として認定されたリサイクル資材。道路(舗装)の撤去で発生したアスファルトコンクリート塊や森林の成長過程で間引きした間伐材などがある。

取組項目	実施状況（令和4年度）	担当部署
③ エコモビリティネットワークの形成		
1) 公共交通機関の利便性向上		
<73> バス路線の再編計画の立案・実施	◆公共交通に関するアンケート調査(令和3年度実施)や意見交換会などから公共交通に関する現状と課題を整理し、「地域公共交通計画(素案)」の作成を実施しました。 <div style="text-align: right;">【決算額 5,228】</div>	都市交通課
<74> 主要駅やバス停における乗り継ぎの利便性の向上(バス停整備、駅舎改修等)	◆平成28年度から令和2年度にかけてバスロケーションシステムの運行モニターを13か所設置し、停留所や刈谷市ホームページ、あいかりアプリから運行状況をリアルタイムで見ることができます。 ◆JR刈谷駅改良の整備を進めました。	都市交通課
2) 自転車や歩行者の移動空間の確保		
<75> 自転車・歩行者道等の整備	◆歩道の舗装をしました。 ・(都) 3・4・551 刈谷環状線/477 m ² ・2-485 号線/534 m ² ・2-496 号線/51 m ² <div style="text-align: right;">【決算額 17,936】</div>	道路建設課
	◆逢妻川河川敷地の有効利用と市民の健康増進及び余暇の空間の創出のため、総合運動公園から日高公園までの区間のサイクリングロードの維持管理を行いました。	公園緑地課
<76> かりや自転車マップの配布	◆自動車の利用を減らし、環境にやさしい自転車利用の推進を図るため、市内の道路状況等の情報や探索コースを掲載した「かりや自転車マップ Second Series」をホームページに掲載しました。	環境推進課
3) エコカーの普及に対応したまちづくり		
<77> 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車用の充電インフラの整備	◆公共施設12箇所に設置済みの普通充電スタンドの無料開放を継続し、エコカーの普及に対応したインフラの維持管理に努めました。 <div style="text-align: right;">【決算額 1,579】</div>	環境推進課
4) 鉄道駅からのCO₂の排出の少ない移動手段の確保		
<78> 駅前観光案内所における自転車や超小型電気自動車の貸出し	◆駅前観光案内所において、レンタサイクルの貸出しを行いました。 ・レンタサイクル利用者数/809人 <div style="text-align: right;">【決算額 56】</div>	文化観光課
<79> 駐輪場の整備・管理運営	◆駐輪場における自転車の整理や指導により、駐輪場の効率的な利用を促進しました。	くらし安心課
	◆駐車場の照明設備、消火設備等の状態について、定期的な巡視を行い、適切な維持管理に努めました。	土木管理課

低炭素

	取組項目	実施状況（令和4年度）	担当部署
資源循環	④ 廃棄物処理施設の整備・維持管理		
	1) リサイクル施設の整備・運営		
	<80> 資源回収所や資源物選別施設、不燃物選別施設の整備・運営	<ul style="list-style-type: none"> ◆地区の資源回収所について、市の補助制度の周知啓発を図りました。 ・補助金交付件数/0件 <p style="text-align: right;">【決算額 0】</p>	環境推進課
		<ul style="list-style-type: none"> ◆収集した不燃物及び資源の選別を適正に運営できるよう施設の維持管理をしました。 	ごみ減量推進課
	2) 廃棄物の処理・処分施設の適切な維持管理		
	<81> 焼却施設・粗大ごみ処理施設・埋立処分場の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ◆不燃物埋立場から出る雨水等（浸出水）は浸出水分析及びダイオキシン類分析を行い、正常値を保持して河川へ放流しました。また、処理施設の性能劣化について点検修繕を行いました。 ・浸出水分析/通常年12回・詳細年2回 ・ダイオキシン分析/年1回 <p style="text-align: right;">【決算額 33,591】</p>	ごみ減量推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の維持管理を適正に行いました。 	刈谷知立 環境組合	
自然共生	⑤ 生態系ネットワークの形成を意識した自然環境の保全・創出		
	1) 緑・水辺の保全・創出		
	<82> ため池・社寺林の保全	<ul style="list-style-type: none"> ◆不法投棄された廃棄物の回収・処分、空き缶やゴミ拾い等を市民・事業者・農業関係団体等との協力・連携により実施しました。 	農政課
		<ul style="list-style-type: none"> ◆保存樹木に対して補助金を交付しました。 ・単木/1,183本×1,000円 ・樹林/524a×500円 <p style="text-align: right;">【決算額 1,445】</p>	公園緑地課
	<83> 公園緑地の整備・維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ◆既存緑地の維持、管理に努めました。 	公園緑地課
	<84> 民有地緑化補助[再掲]	<ul style="list-style-type: none"> ◆県が行うあいち森と緑づくり都市緑化推進事業や、緑化推進基金の運用益を活用し、市内民有地の屋上・生垣等の緑化に対して補助金を交付しました。 ・補助金交付件数/4件 <p style="text-align: right;">【決算額 8,924】</p>	公園緑地課
<85> 工場立地法に基づく緑地の確保[再掲]	<ul style="list-style-type: none"> ◆法の制限を受ける企業が緑地等の整備を行う際には、適正な立地が図られるように指導・助言を行いました。 	商工業振興課	

取組項目		実施状況（令和4年度）	担当部署
自然共生	2) 農地の保全・活用		
	<86> 生産緑地地区・農用地区域の 保全	◆無断転用地について適法な状態となるように 是正指導し、周囲への被害防除措置を講ずると ともに、農地の適正な維持管理に努めました。	農政課
		◆生産緑地法に基づき、市街化区域内での農地な どの緑地機能の保全を図るため、都市計画決定 により生産緑地を指定しました。 ・指定面積／約36ha	まちづくり 推進課
	<87> 農業者に対する資金融資	◆新規就農支援制度を活用し、遊休農地の解消と 就農支援を図りました。	農政課
	<88> 刈谷生きがい楽農センター における農業研修	◆刈谷生きがい楽農センターにおける1年間の 農業研修を実施しました。 ・第14期生8名修了 ・第15期生15名受講開始（令和4年8月より） ・修了生累計240件	農政課
	<89> 遊休農地を市民農園、景観農 園として有効利用	◆遊休農地であった農地を市民農園として活用 しました。 ・1箇所、5区画、691㎡ ◆新規就農支援制度を活用し、遊休農地の解消と 就農支援を図りました。	農政課
	<90> 農地の集積・集約化	◆認定農業者等の担い手農家への農地の面的集 積を促進させ、優良農地の活用を推進するとと もに、担い手農家の経営規模拡大と経営安定化 を図り、農地を適正に管理することで緑地の保 全と自然環境の維持に努めました。	農政課
3) 生態系ネットワークへの配慮			
<91> 道路・河川の緑化	◆既存の街路樹の維持、管理に努めました。	公園緑地課	

取組項目		実施状況（令和4年度）	担当部署
自然共生	4) 絶滅のおそれのある動植物種の保護及び外来種対策		
	<92> 小堤西池のカキツバタ群落の保全	<ul style="list-style-type: none"> ◆カキツバタ群落保護のため、ボランティア等の協力により除草作業を実施しました。また、カキツバタ群落保存対策調査委員会を開催し、群落の保存対策について検討しました。 ・除草作業参加人数/延べ432人(9/8~11) ・保存対策調査委員会開催日数/2回 <p style="text-align: right;">【決算額 7,781】</p>	文化観光課
	<93> 市内の動植物の生息状況の調査	<ul style="list-style-type: none"> ◆西三河生態系ネットワーク協議会の活動の一環として、市内の南池、唐池、花池、岩ヶ池、吹戸池にて生物調査を実施しました。 ◆特定外来生物アライグマの目撃・被害情報を収集しました。 	環境推進課
	<94> 外来種対策の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆身近な外来種である、ヒアリ、オオキンケイギク、セアカゴケグモ、ミシシippiaカミミガメの情報をホームページで発信しました。 ◆地元住民、企業、学校、ホームタウンパートナーチームと協力し、オオキンケイギクの駆除活動を実施することで、普及啓発を行いました。 	環境推進課
	<95> 外来種の防除方法の検討	<ul style="list-style-type: none"> ◆国・県の動向を注視し、外来種の防除方法の情報収集に努めました。 ◆環境省に外来生物法による防除の確認申請をして特定外来生物アライグマの駆除に努めました。 	環境推進課 関係課（雨水対策課・文化観光課・農政課）
⑥ 水処理施設の整備・維持管理			
1) 水処理施設の計画的な整備・維持管理の推進			
<96> 下水道供用区域の拡大[再掲]	<ul style="list-style-type: none"> ◆下水道の計画的な整備を行いました。 ・整備面積/1.7ha <p style="text-align: right;">【決算額 54,661】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・累計整備面積/2,259.0ha（普及率93.6%） 	下水道課	
<97> 合併処理浄化槽設置整備補助[再掲]	<ul style="list-style-type: none"> ◆単独処理浄化槽及びくみ取りから合併処理浄化槽への切り替えに対する補助金PRを行い、合併処理浄化槽の普及促進を図りました。 ・補助金交付件数/3件 <p style="text-align: right;">【決算額 2,478】</p>	環境推進課	

取組項目	実施状況（令和4年度）	担当部署
⑦ 継続的な調査・監視体制の整備		
1) 継続的な調査・監視		
<98> 大気の常時監視	◆市役所において酸性雨調査を行いました。 ・大気測定／酸性雨調査1箇所 【決算額 255】	環境推進課
<99> 水質調査	◆市内各所において測定を行いました。 ・水質測定／中小河川10箇所及び洲原池 【決算額 1,551】	環境推進課
<100> 騒音・振動測定	◆市内各所において測定を行いました。 ・騒音測定／環境騒音調査13箇所 交通騒音調査10箇所 (うち面的評価2箇所) ・振動測定／交通振動調査3箇所 【決算額 770】	環境推進課
<101> 地盤沈下状況の監視	◆毎月1回、地下水位の測定を行いました。 ・地下水位測定／榑豊田自動織機1箇所 ※愛知県からの受託業務として実施	環境推進課
<102> ダイオキシン類調査	◆逢妻川において測定を行いました。 ・水質測定／ダイオキシン類調査1箇所 【令和3年度にて事業終了】	環境推進課
2) 調査・監視結果の情報提供		
<103> 環境調査結果の情報提供（「刈谷市の環境」の発行、ホームページへの掲載）	◆市内各所において環境調査を行い、「刈谷市の環境」やホームページで情報提供を行いました。	環境推進課
<104> 光化学スモッグやPM _{2.5} (※17)等の情報提供（メール配信、学校等への連絡等）	◆光化学スモッグ及びPM _{2.5} 予報発令時に備え、各課を通して施設や学校への連絡並びにメール配信等、市民への情報提供を迅速に行えるよう体制を整えました。	環境推進課
<105> 放射線測定器の貸出し	◆放射線測定器の貸出しを行い、身近な環境で放射線量を確認できる環境整備を図りました。	環境推進課

※17 PM_{2.5}：大気中に浮遊している直径2.5μm（1μm（マイクロメートル）=1mmの1000分の1）以下の粒子で、工場や自動車、船舶、航空機などから排出されたばい煙や粉じん、硫黄酸化物（SO_x）などの大気汚染の原因となる粒子状の物質。粒子の大きさが非常に小さいため、肺の奥深くにまで入り込みやすく、ぜんそくや気管支炎などの呼吸器系疾患や循環器系疾患などのリスクを上昇させると考えられる。

取組項目	実施状況（令和4年度）	担当部署
① 環境にやさしい人づくり		
1) 環境学習・参加の機会の提供		
<106> 事業者・団体等との連携により環境学習を推進する仕組み「かりや環境学習ネットワーク（仮称）」の検討・構築	◆市民の環境学習の機会の充実を図るため、市内の事業者、団体等が行う環境学習に関する情報を集約する「かりや環境学習ガイドブック」を作成し、公共施設での配布、ホームページへの掲載を行いました。 ・作成部数/400部	環境推進課
<107> 環境講座の開催	◆市民を対象としたかりやエコフレンドリー事業や各種環境講座を実施し、環境に対する意識の向上を図るとともに、暮らしの中で環境問題に取り組むきっかけづくりに努めました。 ・かりやエコフレンドリー事業 全6回講座/42人（延べ198人） ・生ごみ堆肥づくり講座/34人 ・親子でエコ料理講座/30人 ・手あみ布ぞうりづくり講座/18人	環境推進課
	◆ごみ減量、ごみ分別等に関する出前講座の普及啓発に努めました。 ・地域での講座開催/3回	ごみ減量推進課
<108> かりやエコポイント制度の普及	◆市民の省エネ活動を促進するため、エコポイント制度を活用した各種事業を行いました。 【令和2年度にて事業終了】	環境推進課
<109> 刈谷市環境キャラクターの活用推進	◆環境キャラクターの活用により、環境フェア等のイベントで環境関連の情報発信を行っていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、キャラクターの活用は中止しました。	環境推進課
<110> 環境フェアの開催	◆わんさか祭りで、ボランティアや環境支援員の協力を得ながら環境フェアを開催していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止しました。	環境推進課

参加と協働による環境都市づくり

取組項目	実施状況（令和4年度）	担当部署
2) 子どもたちへの環境教育の実施		
<111> 小中学生及びその家族を対象としたエコライフデー（CO ₂ 削減量把握）の実施[再掲]	◆環境月間である6月の任意の1日をエコライフデーと定め、市内の小学2年生、5年生、中学2年生及びその家族を対象として、省エネ型ライフスタイルの普及啓発を行いました。 ・実施日/令和4年6月5日（日） ・参加者数/11,290人 ・CO ₂ 削減量/5,050kg（スギ/364本分） 【決算額 102】	環境推進課
<112> 環境学習プログラムの提供（環境副読本の作成、水生生物調査、ストップ温暖化教室の実施等）	◆市内の事業者、団体等が行う環境学習に関する情報を集約する「かりや環境学習ガイドブック」を作成しました。	環境推進課
<113> ユネスコスクール（※18）の登録・活動の推進	◆市内の小学4年生全員に、ごみの収集、処理に関する副読本を配布しました。 ◆不燃物埋立場の施設見学の受入れを行っていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で希望者はありませんでした。	ごみ減量推進課
<114> かりやエコスクール認証制度（仮称）の検討	◆ユネスコスクールの登録・活動推進に向け、調査、研究を行いました。	環境推進課 関係課（子ども課・学校教育課）
3) 指導者の育成		
<115> 環境支援員の育成	◆行政と市民の中間的な役割を担う環境支援員が、自主的な講座や催しを実施できるよう支援を行いました。	環境推進課

※18 ユネスコスクール：ユネスコ憲章に示された理念を学校現場で実践するためのネットワークに加盟した学校。持続可能な開発のための教育（ESD）の推進拠点として位置づけられている。

取組項目	実施状況（令和4年度）	担当部署
② 各主体の連携・協働による社会・経済のグリーン化		
1) 各主体の連携・協働による環境活動の促進		
<p data-bbox="268 331 379 360"><116></p> <p data-bbox="268 367 630 465">リサイクル活動、美化活動、緑化活動、河川愛護活動等、地域の環境保全活動への支援</p>	<p data-bbox="657 331 1219 398">◆自主的に資源回収活動を行う市民団体に報償金を交付しました。</p> <ul data-bbox="657 405 943 465" style="list-style-type: none"> ・実施団体数/105 団体 ・回収量/2,085,639kg <p data-bbox="1011 472 1206 501">【決算額 14,048】</p>	環境推進課
	<p data-bbox="657 517 1219 584">◆ごみ分別収集協力報償金を地区に交付することにより、分別の推進を図りました。</p> <p data-bbox="1023 591 1206 620">【決算額 5,006】</p>	ごみ減量推進課
	<p data-bbox="657 629 1219 763">◆市内の道路、河川などで清掃活動を行うボランティア団体に対し、ごみ袋の配布、保険加入料の負担などの支援を行いました（クリーンサポート刈谷）。</p> <ul data-bbox="657 770 1066 799" style="list-style-type: none"> ・保険加入者数/72 団体（884 人） <p data-bbox="1050 806 1206 835">【決算額 265】</p>	土木管理課
	<p data-bbox="657 853 1219 952">◆公園愛護会（遊園、児童遊園等含む）に活動補助金の交付等を行い、団体の育成・活動の活性化を図りました。</p> <ul data-bbox="657 958 1182 1019" style="list-style-type: none"> ・団体数/ 94 団体（公園 65、児童遊園 29） ・公園数/117 公園（公園 86、児童遊園 31） <p data-bbox="1023 1025 1206 1055">【決算額 7,642】</p>	公園緑地課
	<p data-bbox="657 1084 1219 1151">◆地区が行う河川の清掃、草刈などの河川愛護活動に対し、報償金を交付しました。</p> <ul data-bbox="657 1158 863 1187" style="list-style-type: none"> ・地区数/9 地区 <p data-bbox="1050 1193 1206 1223">【決算額 742】</p>	雨水対策課
<p data-bbox="268 1234 379 1263"><117></p> <p data-bbox="268 1270 630 1435">情報・人材交流のネットワーク形成促進（かりや衣浦つながるネットへの登録促進、わがまちのしゃべり場、わがまちのつむぎ場等）</p>	<p data-bbox="657 1234 1219 1467">◆ボランティア団体に、市民活動情報サイト「かりや衣浦つながるネット」へ登録してもらい、情報・人材交流のネットワーク化を図りました。また、市民ボランティア活動センターが、広域的な情報・人材交流ネットワークの拠点となり、環境美化活動に関するコミュニティづくりを支援しました。</p> <ul data-bbox="657 1473 1206 1570" style="list-style-type: none"> ・かりや衣浦つながるネット登録団体数/553 団体 ・わがまちのつむぎ場参加者数/67 人 <p data-bbox="1011 1576 1206 1606">【決算額 37,801】</p>	市民協働課
<p data-bbox="268 1637 379 1666"><118></p> <p data-bbox="268 1673 630 1740">市民活動支援基金「かりや夢ファンド」</p>	<p data-bbox="657 1637 1219 1736">◆刈谷のまちをよくしていくことを目的に、市民が自主的に行う活動に対して、補助金を交付しました。</p> <ul data-bbox="657 1742 943 1771" style="list-style-type: none"> ・補助金交付件数/6 件 <p data-bbox="1050 1778 1206 1807">【決算額 670】</p>	市民協働課
<p data-bbox="268 1830 379 1859"><119></p> <p data-bbox="268 1865 539 1895">元気な地域応援交付金</p>	<p data-bbox="657 1830 1219 1928">◆自治会等が地域の課題を自分ごととしてとらえ、自らで解決するための取組に対し、元気な地域応援交付金を交付しました。</p> <ul data-bbox="657 1935 943 1964" style="list-style-type: none"> ・交付金交付件数/5 件 <p data-bbox="1023 1971 1206 2000">【決算額 2,230】</p>	市民協働課

参加と協働による環境都市づくり

取組項目	実施状況（令和4年度）	担当部署
2) 社会・経済のグリーン化に向けた取組の推進		
<120> 環境負荷低減に寄与する投資に対する支援方法の検討 [再掲]	◆環境負荷低減のための投資に対する事業者への支援方法等について情報収集を行いました。	環境推進課
<121> グリーン購入、地産地消に関する普及啓発	◆事業者の環境の保全及び創造に向けた取組の積極的な推進を図るため、環境保全協定を運用し、環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品の使用に努めるよう促しました。 ・協定締結事業所/26社 29工場	環境推進課
	◆年間を通じて学校給食において、刈谷市産の米、大根、白菜、さといも、しいたけ、大豆を始め、愛知県産食材の積極的な使用を推進しました。 ◆市内にある4か所の産直センターにおいて、地元農産物等を積極的に販売するとともに、地元産の旬な食材及びその販売店や、食育の実施状況等に関する情報を市民だよりや市ホームページ等に掲載することにより、市民への普及啓発を図りました。	農政課
3) 行政による率先行動		
<122> グリーン購入の実施(グリーン購入法適合品や環境ラベル等付与製品の購入)	◆グリーン購入基本方針に基づき、全庁的にグリーン購入を行いました。 ・達成率/81.1%	全課室等 (環境推進課)
<123> エコカー(燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車等)、太陽光発電設備、省エネ機器等の率先導入	◆エコカーを3台導入しました。 (内訳) 次世代自動車…3台 【決算額 9,678】 ※内 5,148 はリース契約車(低燃費車)	財務課
	◆小中学校やその他公共施設に設置した太陽光発電設備により、環境への負荷を軽減するとともに、災害時における避難所機能の向上に努めています。 <太陽光発電施設の導入件数> ・小中学校/21箇所 ・その他公共施設/24箇所	環境推進課 各施設管理課
<124> 国産材やあいくる材の率先利用[再掲]	◆あいくる材については、「愛知県あいくる材率先利用方針」に基づき、率先利用の促進を図りました。	各工事担当課

参加と協働による環境都市づくり



第4章 環境行政



ミササガパーク（猿渡公園）

第4章 環境行政

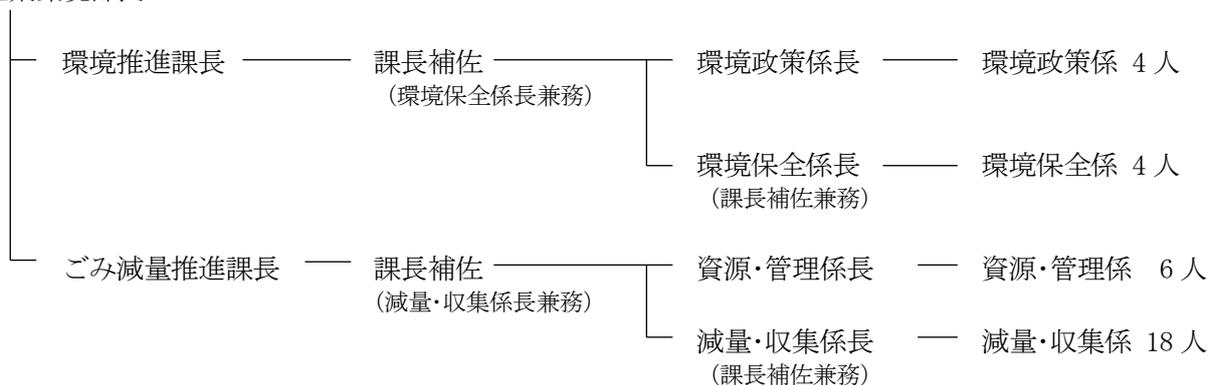
1 環境行政のあゆみ

年	月	日	事	項
S42.	8.	3	公害対策基本法の公布	
43.	6.	10	大気汚染防止法、騒音規制法の公布	
44.	4.	1	経済厚生部商工課に公害対策係を設置する	
45.	12.	25	水質汚濁防止法など公害関係 14 法の公布	
46.	4.	1	機構改革により経済厚生部公害課となる	
	6.	1	悪臭防止法の公布	
	9.	30	公害測定室が設置される	
47.	9.	14	企業 7 社と公害防止協定の締結（第 1 次）	
48.	3.	29	企業 17 社と公害防止協定の締結（第 2 次）	
	4.	1	機構改革により経済環境部公害課となる	
49.	12.	27	衣浦・西三河地域公害防止計画の内閣承認、策定	
51.	6.	8	企業 4 社と公害防止協定の締結（第 3 次）	
	6.	10	振動規制法の公布	
52.	6.	7	第 1 次公害防止協定の一部改定	
53.	6.	14	第 2 次公害防止協定の一部改定	
	9.	30	新幹線鉄道騒音に係る防音工事の完了	
	11.	24	中部電力第二知多火力線電波障害対策工事の完了にともなう協定の締結	
54.	12.	25	新幹線鉄道テレビ受信障害対策工事の完了	
55.	3.	18	衣浦・西三河地域公害防止計画の内閣承認、策定（延長）	
59.	4.	1	機構改革により経済環境部環境交通課公害対策係になる	
	7.	5	トヨタ自動車(株)高岡工場と公害防止協定の締結	
60.	3.	8	衣浦・西三河地域公害防止計画の内閣承認、策定（延長）	
	5.	27	水質汚濁防止法改正（洲原池への窒素、磷排水規制）	
61.	3.	31	愛知県環境影響評価要綱告示	
63.	3.	22	西三河地域生活排水対策推進連絡会議の発足	
	8.	1	生活排水モデル地区実践活動の実施（野田町森前川）	
	11.	21	特定建設作業騒音規制基準改正	
H 1.	4.	1	合併処理浄化槽設置整備補助事業の実施	
	6.	7	環境庁主催、'89 環境フォーラム（開催地：東京）にて、生活排水実践活動について野田モデル地区代表が発表	
	2.	1.	10	公害測定室改造工事完了
		3.	13	衣浦・西三河地域公害防止計画の内閣承認、策定（延長）
		6.	22	水質汚濁防止法の改正（生活排水対策の推進）
3.	3.	25	悪臭防止法による地域の指定等の告示	
	8.	23	土壌の汚染に係る環境基準の告示	
4.	4.	1	近隣騒音対策モデル地区活動の実施（熊地区）	
	7.	29	ミニミニ地球環境ゼミナール実施（依佐美中学校）	
5.	11.	29	環境基本法の公布	
6.	8.	1	刈谷市環境保全対策協議会設置	
	11.	1	第 1 次公害防止協定の一部改定	
7.	3.	29	第 2 次公害防止協定の一部改定	
9.	3.	1	刈谷市生活排水対策推進計画の策定	
10.	4.	1	機構改革により経済環境部環境課となる	
	12.	1	環境保全行動計画「エコアクション刈谷」策定	

年	月	日	事 項
H11.	4.	1	ダイオキシン類環境調査、住宅用太陽光発電システム設置費補助事業、低公害車購入費補助事業の実施
12.	3.	24	環境保全行動計画「エコアクション刈谷」一部改定
	10.	1	刈谷市清掃センターでの ISO14001 システム構築開始
13.	4.	1	機構改革により市民経済部環境課となる
	7.	27	刈谷市清掃センターにて ISO14001 認証取得
14.	4.	1	刈谷市グリーン購入基本方針の策定
	4.		環境保全行動計画「エコアクション刈谷」一部改定
	5.	29	土壌汚染対策法の公布
	6.	10	最新規制適合車早期代替促進費補助事業の実施
15.	10.	1	県民の生活環境の保全等に関する条例施行
16.	4.	1	刈谷市環境基本条例施行
			刈谷市環境審議会設置
	4.		環境センターが開設される
	4.		環境センターを ISO の適用範囲に加える
17.	3.		刈谷市環境基本計画策定
	4.	1	高効率エネルギーシステム設置費補助事業の実施
18.	3.		公害防止協定の全部改定に伴う、環境保全協定の締結
	4.	1	太陽熱高度利用システム設置費補助事業の実施
	4.		環境保全行動計画「エコアクション刈谷」一部改定
	10.	1	悪臭防止法に基づく規制方法を物質濃度規制から臭気指数規制に変更
19.	4.	1	機構改革により清掃センターが清掃事業室となる
20.	3.		刈谷市地球温暖化対策地域推進計画策定
	4.	1	機構改革により経済環境部環境課、清掃事業室となる
	4.		清掃センターを ISO の適用範囲から除く
22.	3.		刈谷市として取得している環境センターの ISO の継続を更新せず、受託事業者が取得している ISO の適用範囲に環境センターを追加する
	4.	1	エネルギーの使用の合理化に関する法律の改正法施行に伴い、全庁で改正法に対応したエネルギー管理を始める
	10.		市庁舎移転に伴い公害測定室が廃止され、環境分析室が設置される
23.	3.		刈谷市環境都市アクションプラン策定
	4.		環境保全行動計画を、職員環境行動計画「エコアクション刈谷」として一部改定
24.	4.	1	機構改革により経済環境部環境推進課、ごみ減量推進室となる
27.	4.	1	住宅用エネルギー管理システム (HEMS) 設置費補助事業の実施
28.	4.	1	機構改革により産業環境部環境推進課、ごみ減量推進課となる
	4.	1	職員環境行動計画「エコアクション刈谷」一部改定、グリーン購入基本方針一部改定
29.	3.		刈谷市環境都市アクションプラン〔平成 29 年改定版〕策定
30.	4.	1	刈谷市路上喫煙の防止に関する条例施行
			住宅用リチウムイオン蓄電システム設置費補助事業の実施
			住宅用電気自動車等充電システム設置費補助事業の実施
R 3.	4.	1	職員環境行動計画「エコアクション刈谷」一部改定
	4.	2. 17	2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」表明
	11.	25	知立市、東邦ガス(株)、碧海信用金庫と共同出資で「刈谷知立みらい電力(株)」設立

2 環境行政機構

産業環境部長



令和5年4月1日現在

3 決算及び予算額の推移

(1) 環境対策費

(単位：千円)

節	年度	令和元年度 決 算	令和2年度 決 算	令和3年度 決 算	令和4年度 決 算	令和5年度 当初予算
報 酬		147	2,119	2,269	2,116	2,551
職員手当等		1,840	270	446	413	432
報 償 費		190	93	183	312	550
旅 費		163	35	38	55	177
需 用 費		2,747	2,463	2,823	2,620	3,818
役 務 費		562	446	424	489	1,218
委 託 料		9,186	8,507	7,020	10,574	21,505
使用料及び 賃借料		177	146	143	156	163
備品購入費		0	0	88	0	0
負担金、補助 及び交付金		98,274	60,113	68,313	99,822	208,316
補償、補填 及び賠償金		0	0	0	0	10
投資及び 出資金		0	0	0	4,400	0
公 課 費		10	10	10	10	13
合 計		113,296	74,202	81,756	120,966	238,753

(注) 環境推進課所管分。職員の人件費は除く。

(2) ごみ処理費

(単位：千円)

節	年度 令和元年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算	令和4年度 決算	令和5年度 当初予算
報 償 費	17,857	16,397	15,018	14,048	20,000
需 用 費	765	862	1,100	1,100	1,210
委 託 料	1,595	1,650	1,705	1,705	1,760
負担金、補助 及び交付金	1,790	1,222	1,932	781	2,825
合 計	22,006	20,131	19,755	17,635	25,795

(注) 環境推進課所管分。職員の人件費は除く。

4 令和4年度（2022年度）事業実績

項目		月											
		4年 4	5	6	7	8	9	10	11	12	5年 1	2	3
大 気	光化学スモッグ監視体制		←—————→										
	湿性大気汚染調査	←											→
水 質	河川等水質調査		○			○			○			○	
	洲原池水質調査		○			○			○			○	
	生活排水対策事業	←											→
	水生生物調査			○					○				
騒音・振動・悪臭	交通騒音・振動調査 国道1号、23号他（3日間）								○	○	○	○	○
	自動車騒音常時監視					←—————→							
	環境騒音調査（1日間）					○		○	○	○	○	○	○
	新幹線騒音調査							○					
	臭気指数測定					○					○		
	騒音・振動・悪臭関係の 届出及び指導	←											→
そ の 他	公害苦情処理	←											→
	地下水位調査	←											→
	環境保全協定工場立入調査							○				○	
	補助金交付事業	←											→
	路上喫煙防止事業	←											→

5 環境保全協定の締結状況

昭和 47 年度（1972 年度）に「公害防止協定」を㈱豊田自動織機始め 7 社と締結したことを皮切りに、現在では 26 社 29 工場と協定を締結しています。また、平成 17 年度（2005 年度）に「公害防止協定」から環境に配慮した「環境保全協定」への改定を行いました。

この協定の内容は、循環型社会の形成、緑化推進及び環境美化、地球温暖化防止などの環境保全の推進といった内容のほか、従来からの公害防止に対する内容がおり込まれています。

環境保全協定の締結事業所一覧

（令和 5 年 3 月 31 日現在 26 社 29 工場）

○昭和 47 年 9 月 14 日締結事業所	
●㈱豊田自動織機刈谷工場	●㈱アイシン
●愛知製鋼㈱刈谷工場	●㈱デンソー本社工場
●㈱ジェイテクト本社工場、東刈谷工場	●トヨタ紡織㈱刈谷工場
●トヨタ車体㈱富士松工場、刈谷工場	
○昭和 48 年 3 月 29 日締結事業所	
●アイシン機工㈱	●㈱CNK
●愛知技研㈱	●津田工業㈱
●㈱サーテックカリヤ本社工場 小垣江工場、大津崎工場	●ブラザー工業㈱刈谷工場
●小林クリエイト㈱	●敷島製パン㈱刈谷工場
●ユケン工業㈱	
○昭和 51 年 6 月 8 日締結事業所	
●サンエイ㈱産業廃棄物処理センター	●戸松冶金㈱刈谷工場
●クアーズテック㈱刈谷事業所	
○昭和 59 年 7 月 5 日締結事業所	○平成 3 年 8 月 7 日締結事業所
●トヨタ自動車㈱高岡工場	●㈱ヤマイチプライメタル
○平成 7 年 9 月 22 日締結事業所	○平成 9 年 5 月 5 日締結事業所
●森永乳業販売㈱	●㈱原製作所
○平成 9 年 10 月 6 日締結事業所	○平成 9 年 12 月 26 日締結事業所
●ミズショー㈱	●大猶建設㈱
○平成 22 年 3 月 18 日締結事業所	
●㈱アドヴィックス	

※㈱アドヴィックスの工場は㈱アイシンの工場と同一のため工場数には含めない。

6 特定施設等届出状況

(1) 騒音・振動特定施設等の届出状況

騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例では、著しい騒音又は振動を発生する施設を「特定施設」又は「騒音・振動発生施設」として定め、市長への届出を義務づけています。

本市では騒音規制法に基づく特定工場は 528 工場、振動規制法に基づく特定工場は 490 工場、また県民の生活環境の保全等に関する条例による騒音発生施設設置工場は 310 工場、振動発生施設設置工場は 355 工場となっています。

関係法令等に係る施設別届出状況

(令和5年3月31日現在)

施設名	騒音		振動	
	法(特定施設)	条例(発生施設)	法(特定施設)	条例(発生施設)
金属加工機械	2,790	18	3,007	13
空気圧縮機及び送風機 (法) 冷凍機 (条例)	2,453	1,373	1,665	1,725
土石用又は鉋物用の破砕機 ・摩砕機・ふるい及び分級機	47	—	45	—
織機	877	—	287	—
建設用資材製造機械	4	—	—	—
木材加工機械	96	—	1	—
印刷機械	185	—	225	—
合成樹脂用射出成形機	452	1	507	1
鋳造型機	—	—	5	—
ディーゼルエンジン 及びガソリンエンジン	—	54	—	63
送風機及び排風機	—	33	—	313
走行クレーン	—	22	—	—
計	6,904	1,501	5,742	2,115

(2) 騒音・振動特定建設作業の届出状況

建設工事は、一時的でしかも短期間で終了するのが通例ですが、場所に代替性がない上、衝撃力を直接利用する作業があるため、騒音や振動の原因となることがあります。

騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例では、建設工事として行われる作業のうち著しい騒音又は振動を発生する作業を「特定建設作業」として定め、市長への届出を義務づけています。

関係法令等に係る建設作業の種類別届出状況

作 業 の 種 類		3年度	4年度
騒音規制法	1 くい打機等を使用する作業	32	31
	2 びょう打機を使用する作業	2	2
	3 さく岩機を使用する作業	252	253
	4 空気圧縮機を使用する作業	151	92
	5 コンクリートプラント等を設けて行う作業	8	7
	6 バックホウ（定格出力 80kW 以上）を使用する作業	385	298
	7 トラクターショベル（定格出力 70kW 以上）を使用する作業	19	12
	8 ブルドーザー（定格出力 40kW 以上）を使用する作業	69	37
県民の生活環境の保全等に関する条例	6 建造物を動力、火薬等で解体、破壊する作業	109	95
	7 コンクリートミキサー等を使用する作業	359	310
	8 コンクリートカッターを使用する作業	338	312
	9 ブルドーザー等を使用する作業	807	773
振動規制法	10 ロードローラー等を使用する作業	520	514
	1 くい打機等を使用する作業	41	42
	2 鋼球を使用して破壊する作業	0	0
	3 舗装版破砕機を使用する作業	19	17
	4 ブレーカーを使用する作業	359	270
計		3,470	3,065

(3) 県民の生活環境の保全等に関する条例による悪臭届出状況

県民の生活環境の保全等に関する条例では、悪臭関係工場等（15 業種）を定め、毎年度 4 月に市長へ届出を義務づけています。

県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭関係工場等数 (令和 4 年度)

施 設 の 種 類		工 場 数 等
畜産 農業	牛 房 施 設	1
	鶏 飼 育	1
し 尿 処 理 場		1
ご み 処 理 場		2
終 末 処 理 場		1
合 計		6

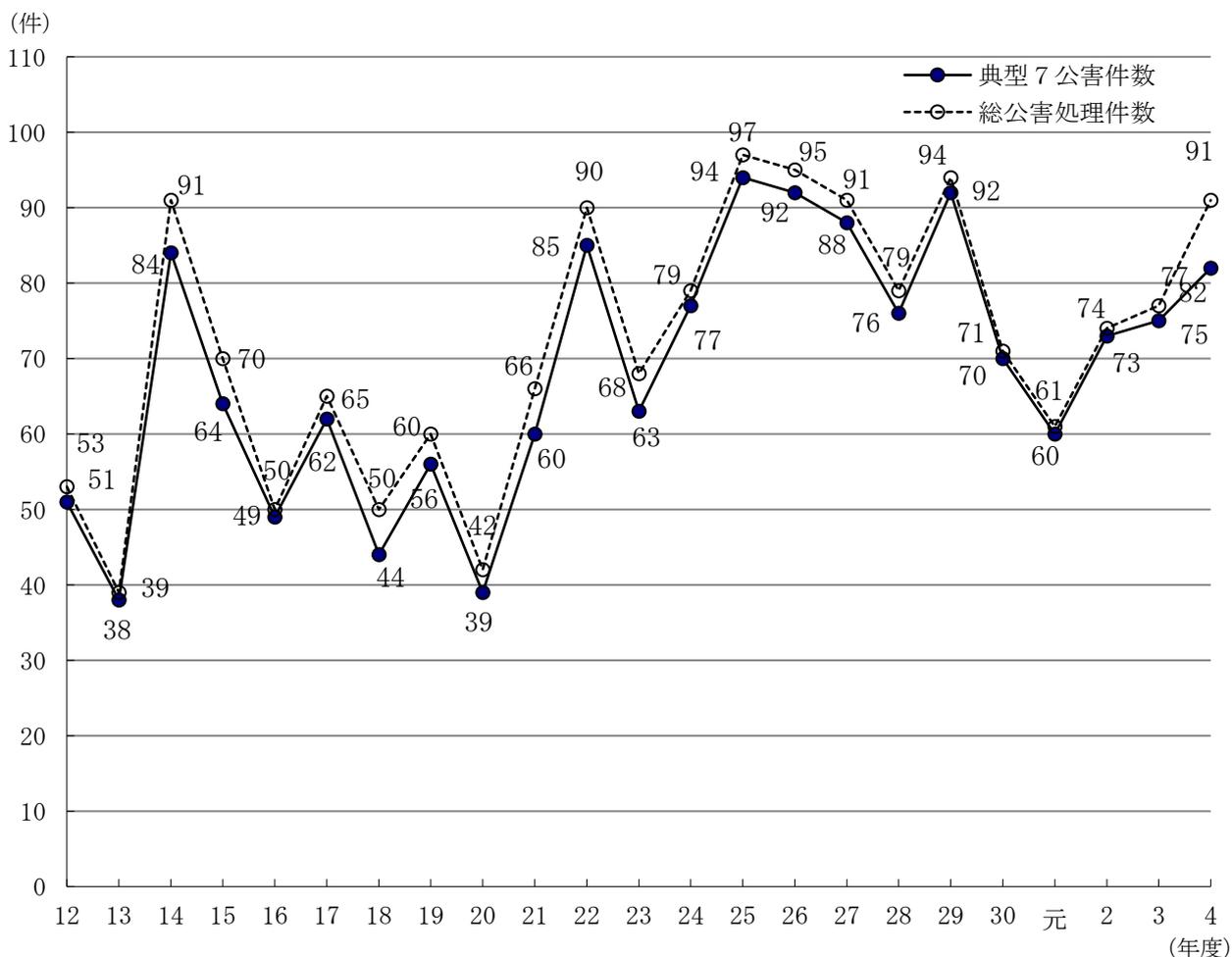
7 公害苦情の状況

令和4年度（2022年度）の公害苦情は、合計91件を受付し処理しました。この数は昨年に比べ14件増加しています。種類別の割合を見ると、騒音が30%と最も多く、続いて大気汚染が27%、水質汚濁が19%、悪臭が11%、振動が2%、土壌汚染が1%、その他が10%となります。

一方、用途地域別の割合を見ると、住居系が48%、調整地域が29%、準工業地域が12%、工業地域が6%、近隣商業地域が3%、商業地域が2%、その他が0%となります。

※住居系とは、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域の総称。

(1) 公害苦情の推移



(2) 令和4年度(2022年度)公害苦情の発生源・種類別受理件数

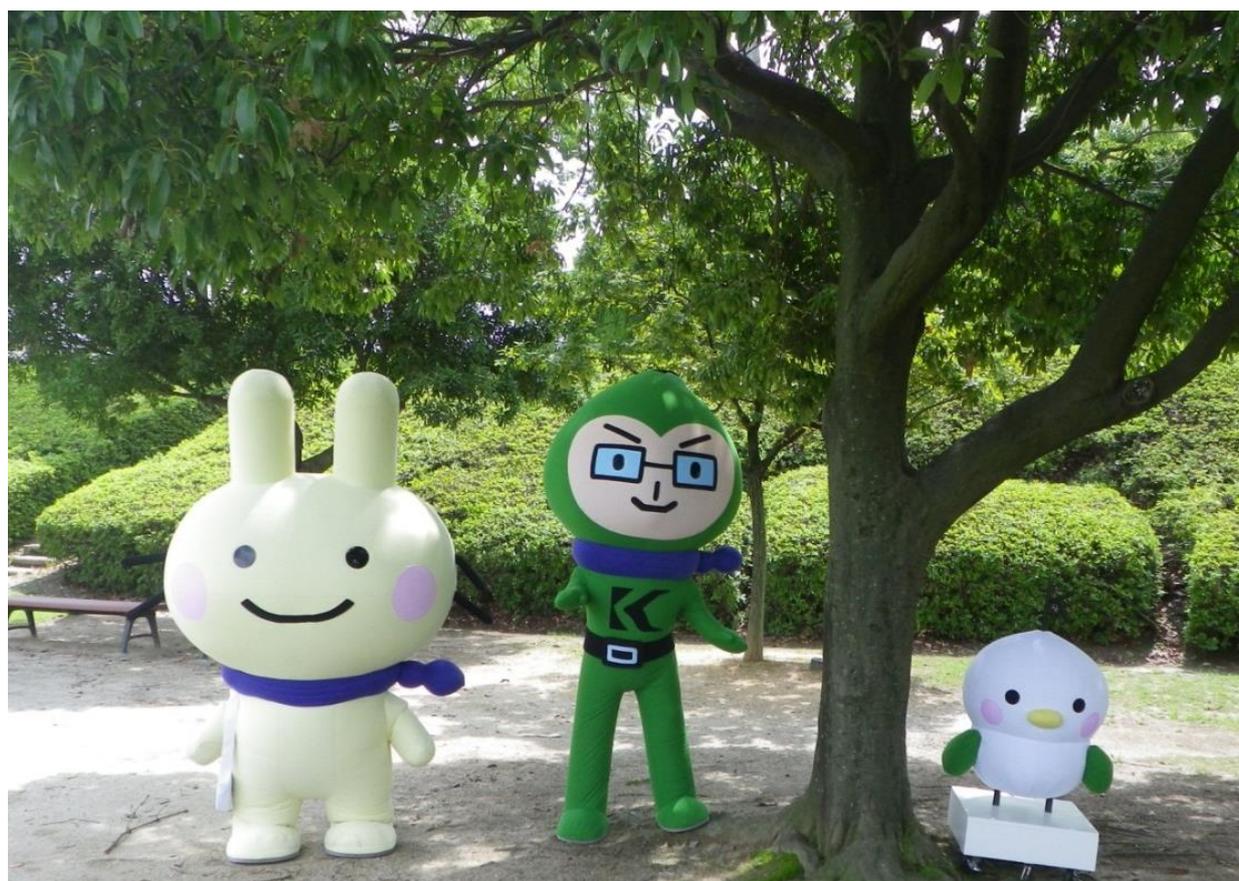
発生源	種類別	典型7公害							計	典型7公害以外の苦情	合計
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭			
製造事業所											
	木材・木製品・家具										
	化学工業・石油石炭製品										
	鉄鋼・非鉄金属・金属製品		2		8			3		13	
	機械器具										
	その他		1		1	1		3	1	7	
修理工場		1			1					2	
建築・土木工事					7	1		1	1	10	
下水・清掃事業											
商店・飲食店			1		1			1		3	
住宅・田畑		24	3	1	1				3	32	
その他			1		8			2	2	13	
不明			7					2	2	11	
合計		25	15	1	27	2		12	9	91	

(3) 種類別用途地域別苦情件数

種類	用途地域							合計	
	住居系	近隣商業	商業	準工業	工業	調整	その他	3年度	4年度
大気	9			1		15		22	25
水質	8	1		2	1	3		27	15
騒音	14	1	2	5	2	3		21	27
振動	1			1					2
悪臭	7			1	1	3		5	12
その他	5	1		1	1	2		2	10
合計	44	3	2	11	5	26		77	91



第5章 大気環境



刈谷市環境キャラクター
「ラビたん」と「キー坊」と「エピコ」

第5章 大気環境

1 大気汚染の概要

大気汚染は、主に化石燃料の燃焼等により発生します。その原因物質としては、工場などの重油の燃焼によって発生する硫黄酸化物、工場や自動車から排出される窒素酸化物や浮遊粉じん、自動車排出ガス中に含まれる一酸化炭素、有機溶剤使用施設や自動車から排出される炭化水素及び太陽の照射を受けて、炭化水素類、窒素酸化物等が化学変化を起こし二次的に発生する光化学オキシダント、物の燃焼などによって発生する $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}=1\text{mm}$ の千分の1) 以下の非常に小さな粒子である微小粒子状物質などがあります。また、その他では地球温暖化、ダイオキシン類、酸性雨、オゾン層破壊等の問題が取り上げられています。

本市では、酸性雨の調査や工場への立入調査を実施しているほか、愛知県が寿町に大気汚染測定局を設置し、常時監視を行っています。

なお、ダイオキシン類の環境調査結果については、第9章で記載しています。

(1) 大気汚染に係る環境基準

環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましいとされる環境上の条件として定められた基準です。環境基準は行政上の目標となるべきものであり、汚染度の高い地域ではその早期達成が、また、汚染度の低いところではその維持保全が必要となります。

現在設定されている大気汚染に係る環境基準は次のとおりです。

物 質	環 境 上 の 条 件
二酸化硫黄 (SO_2)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO_2)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が 0.10 mg/m^3 以下であり、かつ、1時間値が 0.20 mg/m^3 以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質 ($\text{PM}_{2.5}$)	1年平均値が $15\mu\text{g/m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g/m}^3$ 以下であること。

2 大気測定結果

(1) 測定項目および測定方法

測定地点	調査機関	測定項目	測定方法
刈谷市寿町	愛知県	窒素酸化物 (NO _x (NO+NO ₂))	オゾンを用いる化学発光法
		浮遊粒子状物質 (SPM)	β線吸収法
		光化学オキシダント (O _x)	紫外線吸収法
		微小粒子状物質 (PM _{2.5})	β線吸収法
		風向・風速	超音波パルス式
刈谷市役所	刈谷市	酸性雨	1 降水全量採取法

(2) 窒素酸化物 (NO_x (NO+NO₂))

二酸化窒素の環境基準

1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

環境基準の長期的評価

年間にわたる 1 日平均値の低い方から 98%に相当する値が 0.06ppm 以下であること。

ア 二酸化窒素 (NO₂) 測定結果

二酸化窒素については、測定値は 0.06ppm 未満であり、環境基準に適合しました。

窒素酸化物は、工場からの排出だけでなく、自動車排出ガスの影響を多分に受けているため、個々の自動車に対する排出ガス規制に加えて、物流対策や交通流対策等、総合的施策を推進することが望まれます。そうした中、ハイブリッド自動車や天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車といった低公害車の技術研究が進み、全国で普及が推し進められています。本市では、平成 11 年度 (1999 年度) から低公害車購入費補助事業、平成 26 年度 (2014 年度) から超小型電気自動車購入費補助事業、平成 30 年度 (2018 年度) から 2 つを統合した次世代自動車購入費等補助事業を実施しています。また、平成 14 年度 (2002 年度) から 16 年度 (2004 年度) まで最新規制適合車早期代替促進費補助事業を実施し、NO_x・PM法の定める排出基準を満たさない自動車の早期の買い換え促進に努めました。

自動車は私達にとって必要度の高いものですが、一人ひとりがエコドライブを心がけることによって、汚染が少なくなるよう努力することも大切です。

イ 二酸化窒素 (NO₂) 経年変化

刈谷市寿町

年度	項目 有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	環境基準の適否
				(日)	(%)	(日)	(%)			
27	366	8,687	0.014	0	0	1	0.3	0.055	0.032	○
28	363	8,633	0.013	0	0	1	0.3	0.057	0.031	○
29	362	8,633	0.013	0	0	0	0	0.057	0.031	○
30	359	8,578	0.012	0	0	0	0	0.059	0.030	○
元	364	8,685	0.012	0	0	0	0	0.054	0.030	○
2	362	8,654	0.011	0	0	0	0	0.051	0.026	○
3	364	8,673	0.010	0	0	0	0	0.056	0.024	○
4	344	8,267	0.010	0	0	1	0.3	0.061	0.026	○

ウ 窒素酸化物 (NO_x (NO+NO₂)) 測定結果

刈谷市寿町

(令和4年度)

物質	項目 有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値 NO ₂ (NO+NO ₂)
				(日)	(%)	(日)	(%)			
一酸化窒素 (NO)	344	8,267	0.002	—	—	—	—	0.060	0.008	—
二酸化窒素 (NO ₂)	344	8,267	0.010	0	0	1	0.3	0.061	0.026	—
窒素酸化物 (NO+NO ₂)	344	8,267	0.012	—	—	—	—	0.102	0.033	87.1

エ 窒素酸化物 (NO_x (NO+NO₂)) 経年変化

刈谷市寿町

(令和4年度)

物質	年度	27	28	29	30	元	2	3	4
		一酸化窒素 (NO)	(ppm)	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002
二酸化窒素 (NO ₂)	(ppm)	0.014	0.013	0.013	0.012	0.012	0.011	0.010	0.010
窒素酸化物 (NO _x (NO+NO ₂))	(ppm)	0.018	0.016	0.016	0.014	0.014	0.012	0.012	0.012
NO ₂ /NO+NO ₂	(%)	81.9	81.3	82.5	86.0	83.9	86.1	87.6	87.1

(3) 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質の環境基準

1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

環境基準の長期的評価

年間にわたる1日平均値の高い方から2%の範囲にある値を除外した値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。

ア 浮遊粒子状物質 (SPM) 測定結果

浮遊粒子状物質については、日平均値が0.10 mg/m³以下であり、環境基準に適合しました。

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10μm以下のものをいいます。浮遊粒子状物質は、工場の燃焼に伴い発生するすすや自動車の排出ガス、また土壌の飛散などの自然界からも影響を受けています。

イ 浮遊粒子状物質 (SPM) 経年変化

刈谷市寿町

項目 年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の適否
	(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(有×・無○)	(適○・否×)
27	362	8,683	0.022	0	0	0	0	0.150	0.045	○	○
28	361	8,663	0.019	0	0	0	0	0.116	0.042	○	○
29	361	8,662	0.017	0	0	0	0	0.132	0.038	○	○
30	361	8,667	0.017	0	0	0	0	0.106	0.043	○	○
元	361	8,679	0.014	0	0	0	0	0.106	0.037	○	○
2	362	8,689	0.013	0	0	0	0	0.089	0.033	○	○
3	362	8,694	0.011	0	0	0	0	0.080	0.025	○	○
4	347	8,352	0.012	0	0	0	0	0.066	0.025	○	○

(4) 光化学オキシダント (Ox)

光化学オキシダントの環境基準

1時間値が0.06ppm以下であること。

環境基準の長期的評価

年間を通じて1時間値が0.06ppm以下に維持されること。

ただし、5時から20時の昼間時間帯について評価する。

ア 光化学オキシダント (Ox) 測定結果

光化学オキシダントについては、昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日が77日間あり、環境基準に適合しませんでした。

光化学オキシダントは、自動車からの排出ガスや工場のばい煙に含まれる窒素酸化物やVOC(揮発性有機化合物)が、太陽の紫外線を受けて化学反応を起こすことにより発生し、白くモヤがかかった『光化学スモッグ』と呼ばれる状態になることがあります。この光化学スモッグは、気温が高くなる4月から10月にかけて、風が弱く日差しの強い日に発生しやすくなります。令和元年度には、刈谷市を含む衣浦区域において、光化学スモッグの緊急時の措置による予報が一度発令されました。

イ 光化学オキシダント (Ox) 経年変化

刈谷市寿町

項目 年度	昼間 測定 日数	昼間 測定 時間	昼間 年平 均値	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 時間数及び日数とその割合				昼間の1時間値が 0.12ppm以上となった 時間数及び日数とその割合				昼間の 1時間値 最高値	環境基準 の適否
	(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(適○・否×)
27	366	5,444	0.029	240	4.4	55	15.0	0	0	0	0	0.116	×
28	365	5,423	0.031	260	4.8	61	16.7	0	0	0	0	0.102	×
29	362	5,309	0.032	334	6.3	73	20.2	0	0	0	0	0.097	×
30	365	5,425	0.032	406	7.5	73	20.0	0	0	0	0	0.116	×
元	366	5,460	0.033	370	6.8	78	21.3	3	0.1	1	0.3	0.137	×
2	365	5,446	0.031	246	4.5	53	14.5	0	0	0	0	0.085	×
3	365	5,442	0.034	308	5.7	69	18.9	0	0	0	0	0.098	×
4	352	5,221	0.033	361	6.9	77	21.9	0	0	0	0	0.108	×

ウ 光化学スモッグ注意報等の発令基準

発令区分	発令基準
予報	オキシダント濃度が 0.08ppm 以上となり、かつ、気象状況からみて注意報以上の状態が発生することが予想されるとき
注意報	オキシダント濃度が 0.12ppm 以上となり、かつ、気象状況からみてその状態が継続すると認められるとき
警報	オキシダント濃度が 0.24ppm 以上となり、かつ、気象状況からみてその状態が継続すると認められるとき
重大警報	オキシダント濃度が 0.40ppm 以上となり、かつ、気象状況からみてその状態が継続すると認められるとき

(5) 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

微小粒子状物質の環境基準

1年平均値が15 μ g/m³以下であり、かつ、1日平均値が35 μ g/m³以下であること。

環境基準の長期的評価

年間にわたる1日平均値の低い方から98%に相当する値が35 μ g/m³以下であること。

ア 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) 測定結果

微小粒子状物質については、年平均値が15 μ g/m³以下であり、かつ、日平均値の年間98%値が35 μ g/m³以下であり、環境基準に適合しました。

微小粒子状物質は、粒径が2.5 μ m以下の大気中に浮遊する粒子状物質 (Particulate Matter) をいいます。物の燃焼等により発生し、粒径が非常に小さいため、肺の奥まで入りやすく、肺がん、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されるといわれています。これまで調査している浮遊粒子状物質 (粒径が10 μ m以下) に加えて平成21年 (2009年) 9月9日に環境基準が設定されました。寿町に設置してある愛知県の大気汚染測定局は、平成25年 (2013年) 12月から測定を開始しました。

イ 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) 経年変化

刈谷市寿町

年度	項目	有効測定日数 (日)	年平均値 (μ g/m ³)	日平均値の 年間98%値 (μ g/m ³)	日平均値が35 μ g/m ³ を 超えた日数とその割合		環境基準の 適否 (適○・否×)
					(日)	(%)	
27		359	11.8	28.5	0	0	○
28		363	10.9	24.6	1	0.3	○
29		363	11.6	28.3	2	0.6	○
30		361	11.0	28.3	1	0.3	○
元		363	8.5	21.4	0	0	○
2		361	7.5	18.7	0	0	○
3		360	6.5	15.1	0	0	○
4		347	6.8	15.0	0	0	○

ウ 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) 注意喚起情報の発令基準

発令区分	発令基準
注意喚起情報	<p>当日、微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の日平均値が70μg/m³超えると予測される とき (条件は下記)</p> <p>(1) 午前5時から午前7時までの1時間値の平均値が85μg/m³を超過したとき</p> <p>(2) 午前5時から正午まで、午前5時から午後1時まで、午前5時から午後2 時まで、午前5時から午後3時まで及び午前5時から午後4時までの各1 時間値の平均値が80μg/m³を超過したとき</p>

(6) 酸性雨

雨水の水素イオン濃度（pH）は大気中に含まれる二酸化炭素との平衡により、25℃・1気圧の条件下ではpH5.6程度の弱酸性を示すと言われ、pH5.6以下の雨を一般的に酸性雨と呼んでいます。pHが1小さくなると、酸性の度合いは10倍強くなります。たとえばpH3.6の酸性雨は、通常の雨より酸性度が100倍強いということになりますが、過去の測定結果からはこれを下回る数値は測定されませんでした。

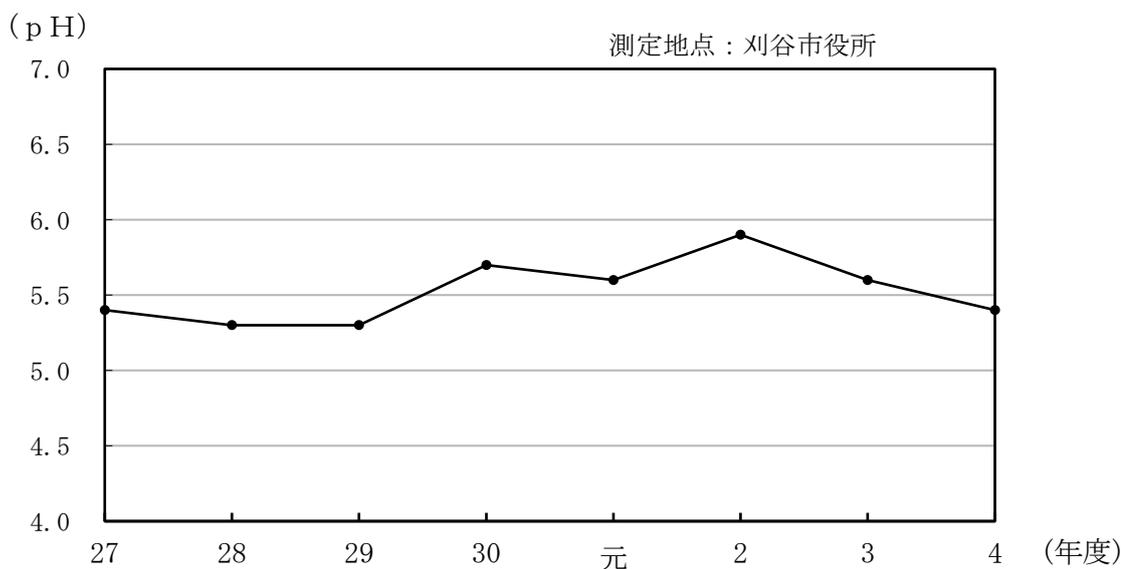
ア 水素イオン濃度（pH）測定結果

刈谷市役所

(令和4年度)

項目	採取月												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均
水素イオン濃度（pH）	5.4	4.6	5.2	4.8	5.6	5.0	4.9	6.1	6.0	5.7	5.8	6.0	5.4

イ 水素イオン濃度（pH）経年変化



刈谷市役所

項目	年度							
	27	28	29	30	元	2	3	4
水素イオン濃度（pH）	5.4	5.3	5.3	5.7	5.6	5.9	5.6	5.4



第6章 水 環 境



水生生物調査（森前川）

第6章 水環境

1 水質汚濁の概要

水質汚濁とは、主として工場、事業場、家庭等から排出される水の中に含まれる有機物、重金属及び他の物質が河川等に流入し、水の本来の状態でなくなることを言います。

本市では、水質汚濁状況を把握するため、中小河川水質調査、洲原池水質調査等を実施し、水質汚濁の防止を図るため、各種啓発活動、工場への立入調査を実施しています。中小河川においては、10地点でpH、BOD、DO、SS、COD、全窒素、全リン、カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、全クロム、銅、亜鉛、フッ素、油分、砒素の他にも農薬、有機溶剤等を測定しています。洲原池においては、年4回pH、DO、SS、COD、クロロフィルa、全窒素、全リン等を測定しています。境川、逢妻川、猿渡川の主要三河川については、愛知県が調査を行っています。

また、各物質の測定に加え、水生生物調査による河川の水質評価も行っています。

(1) 水質汚濁に係る環境基準

ア 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/ℓ以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ以下
砒素	0.01 mg/ℓ以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下
チウラム	0.006 mg/ℓ以下
シマジン	0.003 mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下
セレン	0.01 mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ以下
ほう素	1 mg/ℓ以下
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下

イ 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

(ア) 河川のBOD等に係る水質環境基準

項目 刈谷市における該当水域	類型	利用目的の適応性	基準値				
			水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
—	AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	20 CFU/100ml 以下
—	A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	300 CFU/100ml 以下
・境川全域 ・逢妻川下流 { 国道155号 境大橋より下流 }	B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	1,000 CFU/100ml 以下
・逢妻川上流 { 国道155号 境大橋より上流 }	C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/ℓ 以下	50 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
—	D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ 以下	100 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—
—	E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/ℓ 以上	—

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(イ) 水生生物の保全に係る水質環境基準

項目 刈谷市に おける該当水域	類 型	水生生物の生息状況の適応性	基準値※1		
			全亜鉛	ノニル フェノール	LAS※2
—	生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下	0.001mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
—	生 物 特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下	0.0006mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下
境川(全域) 逢妻川(全域) 猿渡川(全域)	生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下	0.002mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
—	生 物 特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下	0.002mg/ℓ 以下	0.04mg/ℓ 以下

※1 基準値は年間平均値

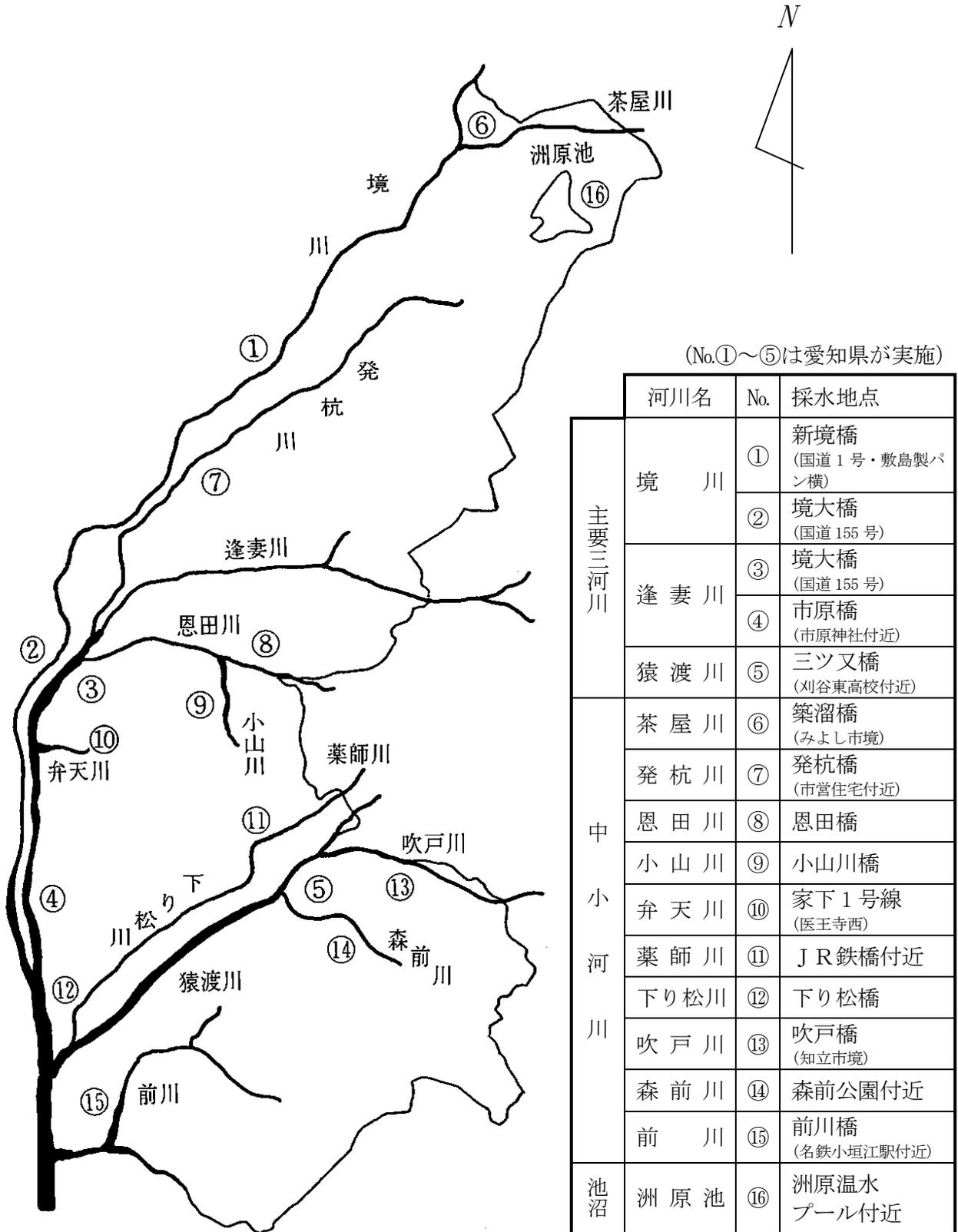
※2 LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

用語解説

<p>BOD (生物化学的酸素要求量) 河川の水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したものの。値が大きいほどその水質は悪い。</p> <p>COD (化学的酸素要求量) 湖沼、海域等の水中有機物などの量を、その酸化分解のために過マンガン酸カリウム等酸化剤が必要とする酸素の量で表したものの。値が大きいほどその水質は悪い。</p> <p>BOD (COD) の環境基準の適合状況の評価方法 河川のBOD (生物化学的酸素要求量) や湖沼及び海域のCOD (化学的酸素要求量) の環境基準の達成状況については、環境基準点における75%水質値により評価する。</p> <p>75%水質値 年間の日間平均値の全データ (n 個) をその値の小さいものから順に並べた時、$0.75 \times n$ (整数でない場合は直近上位の整数) 番目にくるデータの値。</p> <p>DO (溶存酸素量) 水中に溶けている酸素の量を表す。溶存酸素量は水温、気圧、塩分などに影響を受け、汚濁度の高い水中では消費される酸素の量が多いため溶存酸素量は少なくなる。水中の酸素は普通 15℃で10mg/ℓ。なお、魚はDOが永続して4~5mg/ℓ以下になると、生息できないといわれている。</p> <p>SS (浮遊物質) 水中に懸濁している物質のことで、ろ過して捕集し、乾燥して重量を量る。</p>

2 水質測定結果

(1) 水質測定地点



(2) 主要3河川の水質測定結果

主要3河川の水質測定結果について、河川における代表的な汚濁の指標であるBODで見ると、逢妻川上流（境大橋）、猿渡川（三ツ又橋）の地点で環境基準を達成し、境川上流（新境橋）、境川下流（境大橋）、逢妻川下流（市原橋）では達成しませんでした。また、人の健康の保護に関する環境基準については全地点で環境基準を達成し、水生生物の保全に係る水質環境基準については逢妻川の全垂鉛を除き環境基準を達成しました。

ア 月別測定値

境川上流（①新境橋）

(mg/l)

項目 \ 月	4年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年 1月	2月	3月	平均
BOD	3.1	2.2	1.2	1.4	1.8	2.6	1.4	2.7	1.9	4.1	3.4	3.7	2.5
DO	10	12	9.7	7.7	10	8.7	8.7	10	10	12	12	10	10.1
SS	4	13	13	5	2	9	2	5	3	4	15	11	7.2

境川下流（②境大橋）

(mg/l)

項目 \ 月	4年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年 1月	2月	3月	平均
BOD	0.8	1.3	1.8	1.5	1.7	2.1	1.4	1.7	0.8	2.9	1.5	2.2	1.6
DO	5.5	6.4	7.9	6.9	7.0	8.0	7.7	7.6	9.4	11	11	8.3	8.1
SS	3	10	15	4	3	10	6	5	1	3	3	5	5.7

逢妻川上流（③境大橋）

(mg/l)

項目 \ 月	4年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年 1月	2月	3月	平均
BOD	0.6	2.5	2.1	1.2	1.2	2.4	3.6	1.4	0.6	2.7	2.9	1.8	1.9
DO	3.3	6.3	7.6	5.8	5.6	6.8	6.6	6.5	6.4	9.4	8.4	5.3	6.5
SS	<1	20	17	3	2	12	10	3	2	2	24	4	8.3

逢妻川下流（④市原橋）

(mg/l)

項目 \ 月	4年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年 1月	2月	3月	平均
BOD	0.7	1.0	0.7	1.4	1.9	2.3	2.1	1.1	0.6	2.0	1.5	1.8	1.4
DO	5.3	4.3	5.2	5.7	7.0	6.4	6.0	5.3	6.0	10	8.7	7.7	6.5
SS	3	5	7	5	7	13	8	7	3	4	15	7	7.0

猿渡川（⑤三ツ又橋）

(mg/l)

項目 \ 月	4年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年 1月	2月	3月	平均
BOD	1.3	1.1	1.5	1.8	2.8	2.9	1.3	2.3	2.5	2.6	3.0	3.4	2.2
DO	5.5	5.0	7.1	6.7	6.8	7.2	5.9	5.2	7.1	10	9.0	6.6	6.8
SS	20	20	17	10	7	9	14	10	4	9	10	15	12.1

イ 経年変化

境川上流 (①新境橋)

項目	年度	29	30	元	2	3	4
pH		7.3	7.4	7.3	7.5	7.4	7.6
BOD		3.5	3.9	2.7	2.4	2.2	2.5
		2.6	2.9	2.2	2.5	2.8	3.1
COD		6.5	6.7	6.0	6.6	6.3	6.6
SS		7	7	6	7	5	7
DO		9.5	9.5	9.7	10	10	10
全亜鉛		0.018	0.014	0.016	0.015	0.015	0.014
ノニル フェノール		<0.00 006	<0.00 006	<0.00 006	<0.00 006	<0.00 006	<0.00 006
LAS		0.0039	0.0063	0.0047	0.0027	0.0031	0.0023
油分		ND	ND	0.5	ND	ND	ND
全窒素		2.8	2.5	2.5	2.2	2.0	2.1
全リン		0.18	0.21	0.17	0.19	0.15	0.16

境川下流 (②境大橋)

項目	年度	29	30	元	2	3	4
pH		7.3	7.2	7.3	7.3	7.3	7.4
BOD		2.6	2.5	1.7	1.6	2.4	1.6
		2.1	2.2	1.5	1.8	2.3	1.8
COD		6.6	6.5	5.6	6.1	6.4	6.0
SS		6	7	5	8	7	6
DO		8.5	8.1	8.2	8.4	8.4	8.1
全亜鉛		0.030	0.025	0.029	0.027	0.024	0.024
ノニル フェノール		0.00 007	<0.00 006	<0.00 006	0.00 006	0.00 006	<0.00 006
LAS		0.0056	0.0050	0.0036	0.0028	0.0030	0.0022
油分		ND	ND	ND	ND	ND	ND
全窒素		2.8	2.5	2.4	2.3	2.2	2.3
全リン		0.21	0.22	0.18	0.19	0.17	0.17

逢妻川上流 (③境大橋)

項目	年度	29	30	元	2	3	4
pH		7.3	7.0	7.1	7.1	7.1	7.2
BOD		3.5	2.4	1.8	2.2	1.9	1.9
		2.6	2.2	1.5	2.0	2.2	2.5
COD		6.5	5.5	5.2	5.8	5.8	5.8
SS		7	10	10	10	8	8
DO		9.5	7.3	7.7	7.1	7.1	6.5
全亜鉛		0.066	0.073	0.057	0.040	0.037	0.037
ノニル フェノール		0.00 006	0.00 007	0.00 007	0.00 006	0.00 007	<0.00 006
LAS		0.0067	0.0062	0.0056	0.0043	0.0067	0.0037
油分		ND	ND	ND	ND	ND	ND
全窒素		2.8	2.8	2.8	3.0	2.6	2.8
全リン		0.18	0.24	0.17	0.20	0.19	0.23

逢妻川下流 (④市原橋)

項目	年度	29	30	元	2	3	4
pH		7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3
BOD		2.6	2.1	1.8	2.4	2.0	1.4
		2.1	1.9	1.5	1.8	2.0	1.9
COD		6.6	5.7	4.9	5.6	5.6	5.2
SS		6	15	9	14	9	7
DO		8.5	7.2	7.0	6.6	6.8	6.5
全亜鉛		0.041	0.051	0.044	0.034	0.027	0.025
ノニル フェノール		0.00 006	0.00 006	0.00 006	<0.00 006	<0.00 006	<0.00 006
LAS		0.0049	0.0045	0.0034	0.0052	0.0056	0.0021
油分		ND	ND	ND	ND	ND	ND
全窒素		2.8	2.4	2.4	2.2	2.2	2.1
全リン		0.21	0.24	0.17	0.19	0.19	0.18

猿渡川 (⑤三ツ又橋)

項目	年度	29	30	元	2	3	4
pH		7.3	7.2	7.4	7.2	7.2	7.4
BOD		3.5	3.0	2.2	2.1	1.8	2.2
		2.6	2.3	2.0	1.8	1.8	2.8
COD		6.5	5.4	4.6	5.6	4.5	4.3
SS		7	21	16	26	15	12
DO		9.5	8.5	7.1	7.1	7.8	6.8
全亜鉛		0.021	0.023	0.027	0.022	0.018	0.014
ノニル フェノール		<0.00 006	<0.00 006	<0.00 006	<0.00 006	<0.00 006	<0.00 006
LAS		0.024	0.015	0.016	0.013	0.083	0.0058
油分		ND	ND	ND	ND	ND	ND
全窒素		2.8	2.6	2.2	2.2	2.2	1.9
全リン		0.18	0.24	0.20	0.23	0.20	0.20

※単位はpH以外mg/l

※NDは定量限界以下を示す。

※BODは 上段 75%水質値
下段 平均値

(3) 洲原池の水質測定結果

ア 洲原池の概要

洲原池は、本市の北部丘陵地、洲原公園内に位置する本市で一番大きな池です。

- ・目的 かんがい用ため池
- ・広さ 160,000 m²
- ・水量 約 250,000 トン
- ・水深 約 1.5m (平均)

イ 測定値及び経年変化

洲原池 (⑩洲原温水プール付近)

項目	年度	元年度 平均	2年度 平均	3年度 平均	4年 5月	4年 8月	4年 11月	5年 1月	4年度 平均
pH	8.5	7.9	7.3	7.4	9.1	7.1	8.3	7.6	8.0
COD	22	10.7	8.4	9.3	10	10	19	13	13
溶解性COD	10	8.4	8.1	8.4	8.3	8.5	11	12	10
SS	40	7	6	6.5	2	6	19	10	9.3
DO	11	10.4	9.2	10.0	15	9.3	12	10	11.6
全窒素	2.1	0.9	0.71	0.87	0.86	1.1	2.5	2.1	1.6
溶解性全窒素	1.5	0.64	0.67	0.58	0.77	0.89	0.78	1.6	1
全リン	0.18	0.075	0.055	0.065	0.038	0.091	2.5	0.086	0.679
溶解性全リン	0.12	0.023	0.029	0.02	0.018	0.024	0.025	0.031	0.025
クロロフィル a	89	51	20	20	4	49	180	34	66.8

(4) 中小河川の水質測定結果

市内を流れる主な中小河川の水質測定結果を見ると、改善傾向が見られる河川もありますが、まだ汚濁度の高い河川もあり、宅地化に伴う生活排水による影響が見られます。

また、自己流量の少ない中小河川では生活排水の影響を受け易く、基本的には下水道の整備や合併処理浄化槽の普及促進などの対策が必要と思われます。また一般家庭では、食べ残し、調理くず及び使用済みの食用油を流さないこと、洗剤の適正な使用、浄化槽の適正な管理等が大切です。

本市においては、生活排水対策として水生生物調査、環境講座、リーフレット及び市民だより等による啓発活動を推進しています。

ア 測定値及び経年変化

次ページ以降に各中小河川の結果を掲載しています。

数値について、油分 0.5 未満、全シアン 0.1 未満、アルキル水銀 0.0005 未満及びPCB 0.0005 未満については、「ND (不検出)」と記載しています。また、数値の各単位はpH以外mg/lとなっています。

茶屋川 (⑥築溜橋)

項目	年度	元年度 平均	2年度 平均	3年度 平均	4年 5月	4年 8月	4年 11月	5年 1月	4年度 平均
pH		7.3	7.2	7.1	7.3	7.1	7.0	7.3	7.2
BOD		3.4	3.0	2.7	1.8	1.6	3.7	5.0	3.0
COD		6.0	5.9	6.1	6.9	4.8	7.0	7.6	6.6
SS		14	16	16	19	6	14	14	13
DO		9.8	10	9.5	9.3	7.6	10	12	9.7
油分		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
全窒素		2.5	2.7	3.1	2.2	1.6	4.8	4.3	3.2
全リン		0.19	0.21	0.02	0.20	0.16	0.28	0.27	0.23
カドミウム		<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	<0.0005
全シアン		ND	ND	ND	-	ND	-	ND	ND
鉛		<0.005	<0.005	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	<0.005
六価クロム		<0.01	<0.01	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	<0.01
砒素		<0.005	<0.005	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	<0.005
アルキル水銀		ND	ND	ND	-	-	-	<0.0005	<0.0005
PCB		ND	ND	ND	-	-	-	ND	ND
ジクロロメタン		<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004	<0.0004	-	-	-	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン		<0.01	<0.01	<0.01	-	-	-	<0.01	<0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	<0.004	-	-	-	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン		<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	<0.1	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	-	-	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン		<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン		<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	-	-	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-	<0.0002	<0.0002
チウラム		<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	-	-	<0.0006	<0.0006
シマジン		<0.0003	<0.0003	<0.0003	-	-	-	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ		<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002
ベンゼン		<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-	<0.001	<0.001
セレン		<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002
ふっ素		0.13	0.11	0.12	-	0.11	-	<0.08	0.1
ほう素		0.02	0.02	0.02	-	<0.02	-	0.02	0.02
1,4-ジオキサン		<0.005	<0.005	<0.005	-	-	-	<0.005	<0.005
有機リン		<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	<0.1	<0.1
銅		<0.01	<0.01	<0.005	-	<0.01	-	<0.01	<0.01
全亜鉛		0.029	0.017	0.026	-	-	-	0.026	0.026
溶解性鉄		0.01	0.03	0.03	-	0.15	-	0.01	0.08
溶解性マンガン		<0.01	<0.01	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	<0.01
総クロム		<0.01	<0.01	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	<0.01

発杭川 (⑦発杭橋)

項目	年度	元年度 平均	2年度 平均	3年度 平均	4年 5月	4年 8月	4年 11月	5年 1月	4年度 平均
pH		7.2	7.1	7.1	7.2	7.0	7.0	7.1	7.1
BOD		4.6	2.6	2.7	3.0	2.8	1.5	3.1	2.6
COD		8.9	6.1	6.2	8.3	6.2	5.2	6.2	6.5
SS		27	20	14	46	23	9	5	21
DO		8.9	6.6	7.9	6.9	6.9	8.4	6.9	7.3
油分		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
全窒素		2.5	2.2	2.8	2.0	1.5	3.0	5.3	3.0
全リン		0.32	0.24	0.25	0.35	0.26	0.27	0.32	0.3
カドミウム		<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	<0.0005
全シアン		ND	ND	ND	-	ND	-	ND	ND
鉛		<0.005	<0.005	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	<0.005
六価クロム		<0.01	<0.01	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	<0.01
砒素		<0.005	<0.005	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	<0.005
アルキル水銀		ND	ND	ND	-	-	-	<0.0005	<0.0005
PCB		ND	ND	ND	-	-	-	ND	ND
ジクロロメタン		<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004	<0.0004	-	-	-	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン		<0.01	<0.01	<0.01	-	-	-	<0.01	<0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	<0.004	-	-	-	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン		<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	<0.1	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	-	-	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン		<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン		<0.005	<0.0005	<0.0005	-	-	-	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-	<0.0002	<0.0002
チウラム		<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	-	-	<0.0006	<0.0006
シマジン		<0.0003	<0.0003	<0.0003	-	-	-	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ		<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002
ベンゼン		<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-	<0.001	<0.001
セレン		<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002
ふっ素		0.19	0.15	0.13	-	0.16	-	0.24	0.2
ほう素		0.05	0.05	0.05	-	0.02	-	0.02	0.02
1,4-ジオキサン		<0.005	<0.005	<0.005	-	-	-	<0.005	<0.005
有機リン		<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	<0.1	<0.1
銅		<0.01	<0.01	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	<0.01
全亜鉛		0.033	0.020	0.038	-	0.036	-	0.030	0.033
溶解性鉄		0.02	0.02	0.04	-	0.03	-	0.02	0.03
溶解性マンガン		<0.01	<0.01	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	<0.01
総クロム		<0.01	<0.01	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	<0.01

恩田川 (㊟恩田橋)

項目	年度	元年度 平均	2年度 平均	3年度 平均	4年 5月	4年 8月	4年 11月	5年 1月	4年度 平均
pH		7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.0	7.1	7.1
BOD		2.7	0.8	1.6	2.8	3.3	1.0	2.6	2.4
COD		4.9	3.1	4.0	4.5	4.5	2.8	3.9	3.9
SS		6	4	5	8	25	1	<1	9
DO		9.5	9.3	10.1	8.1	8.4	9.6	8.7	8.7
油分		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
全窒素		2.1	1.9	2.38	4.2	0.76	4.1	4.5	3.4
全リン		0.11	0.12	0.091	0.16	0.69	0.091	0.11	0.26
カドミウム		<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	<0.0005
全シアン		ND	ND	ND	-	ND	-	ND	ND
鉛		<0.005	<0.005	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	<0.005
六価クロム		<0.01	<0.01	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	<0.01
砒素		<0.005	<0.005	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	<0.005
アルキル水銀		ND	ND	ND	-	-	-	<0.0005	<0.0005
PCB		ND	ND	ND	-	-	-	ND	ND
ジクロロメタン		<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004	<0.0004	-	-	-	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン		<0.01	<0.01	<0.01	-	-	-	<0.01	<0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	<0.004	-	-	-	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン		<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	<0.1	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	-	-	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン		<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン		<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	-	-	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-	<0.0002	<0.0002
チウラム		<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	-	-	<0.0006	<0.0006
シマジン		<0.0003	<0.0003	<0.0003	-	-	-	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ		<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002
ベンゼン		<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-	<0.001	<0.001
セレン		<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002
ふっ素		0.09	0.08	0.9	-	<0.08	-	<0.08	<0.08
ほう素		0.03	0.02	0.02	-	<0.02	-	0.02	0.02
1,4-ジオキサソ		<0.005	<0.005	<0.005	-	-	-	<0.005	<0.005
有機リン		<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	<0.1	<0.1
銅		<0.01	<0.01	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	<0.01
全亜鉛		0.016	0.077	0.449	-	0.010	-	0.015	0.013
溶解性鉄		0.03	0.03	0.03	-	0.08	-	0.03	0.055
溶解性マンガン		<0.01	<0.01	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	<0.01
総クロム		<0.01	<0.01	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	<0.01

小山川 (㊟小山川橋)

項目	年度	元年度 平均	2年度 平均	3年度 平均	4年 5月	4年 8月	4年 11月	5年 1月	4年度 平均
pH		8.3	7.7	8.3	9.5	7.3	7.0	7.0	7.7
BOD		1.5	1.3	1.0	2.3	2.3	<0.5	1.1	1.6
COD		6.8	2.6	3.3	3.4	3.6	1.8	2.8	2.9
SS		1	2	1	2	1	<1	<1	1
DO		13	13.1	15	23	10	13	12	15
油分		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
全窒素		1.5	1.4	1.5	1.2	1.6	1.6	2.4	1.7
全リン		0.082	0.074	1.13	0.070	0.081	0.050	0.14	0.085
カドミウム		<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	<0.0005
全シアン		ND	ND	ND	-	ND	-	ND	ND
鉛		<0.005	<0.005	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	<0.005
六価クロム		<0.01	<0.01	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	<0.01
砒素		<0.005	<0.005	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	<0.005
アルキル水銀		ND	ND	ND	-	-	-	<0.0005	<0.0005
PCB		ND	ND	ND	-	-	-	ND	ND
ジクロロメタン		<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004	<0.0004	-	-	-	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン		<0.01	<0.01	<0.01	-	-	-	<0.01	<0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	<0.004	-	-	-	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン		<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	<0.1	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	-	-	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン		<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン		<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	-	-	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-	<0.0002	<0.0002
チウラム		<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	-	-	<0.0006	<0.0006
シマジン		<0.0003	<0.0003	<0.0003	-	-	-	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ		<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002
ベンゼン		<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-	<0.001	<0.001
セレン		<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002
ふっ素		<0.08	0.08	<0.08	-	<0.08	-	<0.08	<0.08
ほう素		0.02	0.04	<0.02	-	0.02	-	0.02	0.02
1,4-ジオキサン		<0.005	<0.005	<0.005	-	-	-	<0.005	<0.005
有機リン		<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	<0.1	<0.1
銅		<0.01	<0.01	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	<0.01
全亜鉛		0.007	0.019	0.008	-	0.012	-	0.004	0.008
溶解性鉄		0.02	0.03	0.04	-	0.17	-	0.06	0.12
溶解性マンガン		<0.01	<0.01	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	<0.01
総クロム		<0.01	<0.01	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	<0.01

弁天川 (⑩家下1号線)

項目	年度	元年度 平均	2年度 平均	3年度 平均	4年 5月	4年 8月	4年 11月	5年 1月	4年度 平均
pH		7.2	7.2	7.3	7.4	7.2	8.2	7.3	7.5
BOD		1.0	1.3	0.8	0.6	1.5	3.5	1.7	1.8
COD		2.4	2.8	3.6	3.4	2.8	6.3	3.7	4.1
SS		2	3	4	8	10	5	8	8
DO		8.2	8.0	7.7	7.7	7.5	5.6	9.9	7.8
油分		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
全窒素		1.49	1.37	1.43	1.4	0.62	3.6	3.0	2.16
全リン		0.044	0.055	0.066	0.080	0.052	0.10	0.091	0.081
カドミウム		<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	<0.0005
全シアン		ND	ND	ND	-	ND	-	ND	ND
鉛		<0.005	<0.005	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	<0.005
六価クロム		<0.01	<0.01	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	<0.01
砒素		<0.005	<0.005	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	<0.005
アルキル水銀		ND	ND	ND	-	-	-	<0.0005	<0.0005
PCB		ND	ND	ND	-	-	-	ND	ND
ジクロロメタン		<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004	<0.0004	-	-	-	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン		<0.01	<0.01	<0.01	-	-	-	<0.01	<0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	<0.004	-	-	-	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン		<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	<0.1	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	-	-	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン		<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン		<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	-	-	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-	<0.0002	<0.0002
チウラム		<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	-	-	<0.0006	<0.0006
シマジン		<0.0003	<0.0003	<0.0003	-	-	-	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ		<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002
ベンゼン		<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-	<0.001	<0.001
セレン		<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002
ふっ素		0.12	0.17	0.28	-	<0.08	-	0.32	0.2
ほう素		0.10	0.19	0.61	-	<0.02	-	0.03	0.03
1,4-ジオキサン		<0.005	<0.005	<0.005	-	-	-	<0.005	<0.005
有機リン		<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	<0.1	<0.1
銅		<0.01	<0.01	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	<0.01
全亜鉛		0.007	0.007	0.010	-	0.004	-	0.014	0.009
溶解性鉄		0.02	0.01	0.01	-	0.06	-	<0.01	0.04
溶解性マンガン		<0.01	0.04	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	<0.01
総クロム		<0.01	<0.01	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	<0.01

薬師川 (⑩JR鉄橋付近)

項目	年度	元年度 平均	2年度 平均	3年度 平均	4年 5月	4年 8月	4年 11月	5年 1月	4年度 平均
pH		7.7	7.7	7.3	7.9	7.3	7.7	7.4	7.6
BOD		1.8	2.6	2.0	2.5	1.7	1.2	3.8	2.3
COD		6.2	7.0	4.5	6.6	2.4	3.7	5.9	4.7
SS		3	2	2.5	15	10	2	1	7
DO		11.3	10.6	9.2	9.7	7.8	9.6	10	9.3
油分		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
全窒素		8.2	5.4	6.3	6.3	1.8	5.7	10	6.0
全リン		0.30	0.42	0.18	0.44	0.17	0.16	0.55	0.33
カドミウム		<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	<0.0005
全シアン		ND	ND	ND	-	ND	-	ND	ND
鉛		<0.005	<0.005	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	<0.005
六価クロム		<0.01	<0.01	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	<0.01
砒素		<0.005	<0.005	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	<0.005
アルキル水銀		ND	ND	<0.0005	-	-	-	<0.0005	<0.0005
PCB		ND	ND	ND	-	-	-	ND	ND
ジクロロメタン		<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	0.005	0.005
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004	<0.0004	-	-	-	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン		<0.01	<0.01	<0.01	-	-	-	<0.01	<0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	<0.004	-	-	-	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン		<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	<0.1	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	-	-	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン		<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン		<0.0005	0.0011	<0.0005	-	-	-	0.0011	0.0011
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-	<0.0002	<0.0002
チウラム		<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	-	-	<0.0006	<0.0006
シマジン		<0.0003	<0.0003	<0.0003	-	-	-	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ		<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002
ベンゼン		<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-	<0.001	<0.001
セレン		<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002
ふっ素		0.39	0.21	0.37	-	0.13	-	0.41	0.27
ほう素		0.04	0.13	0.03	-	0.02	-	0.02	0.02
1,4-ジオキサン		<0.005	<0.005	<0.005	-	-	-	<0.005	<0.005
有機リン		<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	<0.1	<0.1
銅		0.01	<0.01	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	<0.01
全亜鉛		0.056	0.14	0.079	-	0.11	-	0.015	0.063
溶解性鉄		0.05	0.08	0.02	-	0.07	-	0.09	0.08
溶解性マンガン		0.05	0.01	0.03	-	<0.01	-	<0.01	<0.01
総クロム		<0.01	<0.01	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	<0.01

下り松川 (⑫下り松橋)

項目	年度	元年度 平均	2年度 平均	3年度 平均	4年 5月	4年 8月	4年 11月	5年 1月	4年度 平均
pH		7.2	7.4	7.2	7.5	7.2	7.5	7.2	7.4
BOD		3.6	2.5	2.9	1.8	2.0	1.5	1.5	1.7
COD		5.7	4.6	5.4	5.5	2.5	4.8	3.5	4.1
SS		7	11	5.5	13	4	4	4	6.3
DO		6.1	7.7	7.8	9.4	5.8	9.6	11	9.0
油分		0.2	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
全窒素		4.8	2.5	4.3	2.5	1.3	5.8	5.2	3.7
全リン		0.24	0.18	0.20	0.13	0.087	0.15	0.098	0.116
カドミウム		<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	<0.0005
全シアン		ND	ND	ND	-	ND	-	ND	ND
鉛		<0.005	<0.005	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	<0.005
六価クロム		<0.01	<0.01	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	<0.01
砒素		<0.005	<0.005	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	<0.005
アルキル水銀		ND	ND	<0.0005	-	-	-	<0.0005	<0.0005
PCB		ND	ND	ND	-	-	-	ND	ND
ジクロロメタン		<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	0.008	0.008
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004	<0.0004	-	-	-	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン		<0.01	<0.01	<0.01	-	-	-	<0.01	<0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	<0.004	-	-	-	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン		<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	<0.1	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	-	-	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン		<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン		<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	-	-	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-	<0.0002	<0.0002
チウラム		<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	-	-	<0.0006	<0.0006
シマジン		<0.0003	<0.0003	<0.0003	-	-	-	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ		<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002
ベンゼン		<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-	<0.001	<0.001
セレン		<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002
ふっ素		0.42	0.35	0.3	-	0.21	-	0.53	0.37
ほう素		0.03	0.02	0.02	-	0.02	-	0.02	0.02
1,4-ジオキサン		<0.005	<0.005	<0.005	-	-	-	<0.005	<0.005
有機リン		<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	<0.1	<0.1
銅		<0.01	<0.01	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	<0.01
全亜鉛		0.17	0.069	0.12	-	0.039	-	0.026	0.033
溶解性鉄		0.02	0.06	0.02	-	0.02	-	0.03	0.03
溶解性マンガン		<0.01	0.03	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	<0.01
総クロム		0.01	<0.01	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	<0.01

吹戸川 (⑬吹戸橋)

項目	年度	元年度 平均	2年度 平均	3年度 平均	4年 5月	4年 8月	4年 11月	5年 1月	4年度 平均
pH		7.3	7.2	7.2	7.3	6.9	7.3	7.2	7.2
BOD		3.4	4.6	3.6	5.1	2.7	4.7	6.5	4.8
COD		6.0	7.0	5.7	7.6	6.5	6.8	7.1	7
SS		12	9	9.8	16	11	6	4	9
DO		8.5	7.1	7.6	4.6	7.1	6.0	8.6	6.6
油分		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
全窒素		2.1	2.8	3.7	2.4	1.4	3.2	3.7	2.7
全リン		0.21	0.30	0.25	0.38	0.14	0.32	0.36	0.30
カドミウム		<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	<0.0005
全シアン		ND	ND	ND	-	ND	-	ND	ND
鉛		<0.005	<0.005	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	<0.005
六価クロム		<0.01	<0.01	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	<0.01
砒素		<0.005	<0.005	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	<0.005
アルキル水銀		ND	ND	<0.0005	-	-	-	<0.0005	<0.0005
PCB		ND	ND	ND	-	-	-	ND	ND
ジクロロメタン		<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004	<0.0004	-	-	-	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン		<0.01	<0.01	<0.01	-	-	-	<0.01	<0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	<0.004	-	-	-	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン		<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	<0.1	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	-	-	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン		<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン		<0.005	<0.0005	<0.0005	-	-	-	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-	<0.0002	<0.0002
チウラム		<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	-	-	<0.0006	<0.0006
シマジン		<0.0003	<0.0003	<0.0003	-	-	-	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ		<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002
ベンゼン		<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-	<0.001	<0.001
セレン		<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002
ふっ素		0.09	<0.08	<0.08	-	<0.08	-	<0.08	<0.08
ほう素		<0.02	0.02	0.02	-	<0.02	-	<0.02	<0.02
1,4-ジオキサン		<0.005	<0.005	<0.005	-	-	-	<0.005	<0.005
有機リン		<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	<0.1	<0.1
銅		<0.01	<0.01	0.025	-	<0.01	-	<0.01	<0.01
全亜鉛		0.010	0.010	0.085	-	0.012	-	0.036	0.024
溶解性鉄		0.01	0.03	0.02	-	0.22	-	0.05	0.14
溶解性マンガン		<0.01	<0.01	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	<0.01
総クロム		<0.01	<0.01	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	<0.01

森前川 (⑭森前公園付近)

項目	年度	元年度 平均	2年度 平均	3年度 平均	4年 5月	4年 8月	4年 11月	5年 1月	4年度 平均
pH		7.1	7.2	7.1	7.3	7.0	7.1	7.0	7.1
BOD		2.0	1.6	1.9	1.5	1.7	0.9	1.4	1.4
COD		4.0	3.2	4.0	2.9	3.7	2.6	3.7	3.2
SS		3	5	2.5	2	8	<1	<1	3
DO		8.1	7.9	7.7	8.9	8.0	8.1	9.1	8.5
油分		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
全窒素		3.9	2.3	3.39	3.3	1.3	8.7	11	6.1
全リン		0.18	0.12	0.175	0.12	0.077	0.18	0.30	0.17
カドミウム		<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	<0.0005
全シアン		ND	ND	ND	-	ND	-	ND	ND
鉛		<0.005	<0.005	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	<0.005
六価クロム		0.02	<0.01	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	<0.01
砒素		<0.005	<0.005	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	<0.005
アルキル水銀		ND	ND	<0.0005	-	-	-	<0.0005	<0.0005
PCB		ND	ND	ND	-	-	-	ND	ND
ジクロロメタン		<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004	<0.0004	-	-	-	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン		<0.01	<0.01	<0.01	-	-	-	<0.01	<0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	<0.004	-	-	-	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン		<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	<0.1	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	-	-	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン		<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン		<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	-	-	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-	<0.0002	<0.0002
チウラム		<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	-	-	<0.0006	<0.0006
シマジン		<0.0003	<0.0003	<0.0003	-	-	-	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ		<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002
ベンゼン		<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-	<0.001	<0.001
セレン		<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002
ふっ素		0.12	0.08	0.20	-	<0.08	-	0.14	0.11
ほう素		0.51	0.11	0.25	-	0.07	-	<0.02	0.05
1,4-ジオキサン		<0.005	<0.005	<0.005	-	-	-	<0.005	<0.005
有機リン		<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	<0.1	<0.1
銅		<0.01	<0.01	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	<0.01
全亜鉛		0.013	0.014	0.005	-	0.008	-	0.003	0.006
溶解性鉄		0.02	0.02	0.01	-	0.19	-	0.05	0.12
溶解性マンガン		<0.01	<0.01	<0.01	-	0.01	-	<0.01	<0.01
総クロム		0.04	<0.01	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	<0.01

前川 (⑮前川橋)

項目	年度	元年度 平均	2年度 平均	3年度 平均	4年 5月	4年 8月	4年 11月	5年 1月	4年度 平均
pH		7.1	7.2	7.0	7.1	7.2	7.0	7.1	7.1
BOD		2.2	1.8	1.4	1.6	1.6	1.5	2.7	1.9
COD		4.7	4.5	4.2	5.2	3.8	3.3	5.5	4.5
SS		10	20	20.2	26	12	2	45	21
DO		7.6	7.9	6.8	4.4	7.4	6.9	5.5	6.1
油分		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
全窒素		2.1	2.1	2.1	2.9	1.2	2.9	3.1	2.5
全リン		0.19	0.25	0.20	0.28	0.12	0.18	0.32	0.23
カドミウム		<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	<0.0005
全シアン		ND	ND	ND	-	ND	-	ND	ND
鉛		<0.005	<0.005	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	<0.005
六価クロム		<0.01	<0.01	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	<0.01
砒素		<0.005	<0.005	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	<0.005
アルキル水銀		ND	ND	<0.0005	-	-	-	<0.0005	<0.0005
PCB		ND	ND	ND	-	-	-	ND	ND
ジクロロメタン		<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004	<0.0004	-	-	-	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン		<0.01	<0.01	<0.01	-	-	-	<0.01	<0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	<0.004	-	-	-	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン		<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	<0.1	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	-	-	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン		<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン		<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	-	-	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-	<0.0002	<0.0002
チウラム		<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	-	-	<0.0006	<0.0006
シマジン		<0.0003	<0.0003	<0.0003	-	-	-	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ		<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002
ベンゼン		<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-	<0.001	<0.001
セレン		<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002
ふっ素		0.18	0.19	0.22	-	0.10	-	1.0	0.55
ほう素		0.30	0.22	0.27	-	0.03	-	<0.02	0.03
1,4-ジオキサン		<0.005	<0.005	<0.005	-	-	-	<0.005	<0.005
有機リン		<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	<0.1	<0.1
銅		<0.01	<0.01	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	<0.01
全亜鉛		0.010	0.010	0.008	-	0.005	-	0.001	0.003
溶解性鉄		<0.01	0.23	0.01	-	0.15	-	<0.01	0.08
溶解性マンガン		0.02	0.05	0.04	-	<0.01	-	<0.01	<0.01
総クロム		<0.01	<0.01	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	<0.01

3 生活排水対策としての下水道整備

水質汚濁防止の担い手として下水道にかかる期待は大きく、特に本市のように水質汚濁源として生活排水が占める割合が大きな地域にとって、下水道整備が水質汚濁の防止を図る上で最も有効な手段と考えられています。

(1) 刈谷市の下水道整備について

本市の公共下水道整備事業は、昭和 28 年度（1953 年度）に下水道建設に着手して以来、境川流域下水道関連公共下水道として推進してきました。昭和 63 年度（1988 年度）に境川浄化センター第 1 期工事が竣工し、平成元年（1989 年）4 月より旧市街地の一部の地域の供用が開始され、令和 4 年度（2022 年度）末現在の普及率は 93.6%となっています。今後も下水道整備の拡大に伴い、公共用水域の水環境は向上するものと思われま。

(2) 境川流域下水道の普及状況

市町村名	処理区域面積（h a）		処理区域人口（人）		令和 4 年度普及率（%）
	令和 3 年度末	令和 4 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末	
刈谷市	2,257	2,259	142,510	142,646	93.6
安城市	748	748	54,587	54,426	89.1
知立市	692	702	50,090	50,891	70.6
豊田市	1,501	1,533	89,325	89,062	76.3
みよし市	928	928	51,143	51,498	83.9
豊明市	841	841	56,665	56,656	83.1
東郷町	537	539	36,144	36,412	82.9
大府市	1,297	1,298	78,328	78,669	84.7
東浦町	237	237	13,591	13,617	81.9
7市2町	9,037	9,085	572,383	573,877	

(3) 終末処理場

境川浄化センター	敷地面積	約 322,991 m ³
	処理能力	365,639m ³ /日
	排除方式	分流式（一部合流）
	処理方法	凝集剤添加硝化脱窒法
	放流先	衣浦港（環境基準C-Ⅰ）

第7章 騒音・振動



騒音測定

第7章 騒音・振動

1 騒音・振動の概要

(1) 騒音

騒音とは、工場、建設作業及び道路交通等から発生する音で、睡眠を妨げたり、会話を妨害したりするなど生活環境を損なうため、「好ましくない音」、「無い方がよい音」と呼ばれているもので、飲食店などの営業にともなう深夜騒音、拡声機を使用する商業宣伝放送などからの音や、一般家庭から生じる騒音（生活騒音）も含まれます。

騒音による影響は、騒音の性質（大きさ、高さ、持続時間等）、その人が行っている作業内容、生活環境、個人的状態（年齢、性別、性格）、心身の状態などに大きく左右されます。

本市では、市内の騒音の実体を把握するため、環境騒音調査、交通騒音調査を行うほか、必要に応じて工場騒音調査及び建設作業騒音調査等を実施しています。

環境騒音については、主に道路に面しない地域で時間帯ごとの騒音の変化を調べる環境騒音調査を13地点で実施しています。

交通騒音については、国道1号、国道155号及び市内の主要幹線道路沿線で騒音状況把握のため8地点で実施しています。

工場・事業場の騒音について規制の対象となるのは、特定施設を設置している工場・事業場です。これらの工場・事業場は敷地境界における許容限度（規制基準）が定められており、特定施設の設置者には遵守義務が課せられています。本市においては、工場・事業場の立入調査を行い、建築確認時においても規制基準を遵守するよう指導しています。

カラオケ騒音については、「営業時間の制限又は音響機器の使用時間の制限」、「音量の規制基準の設定」に加えて「利用者の責務」があり、営業者による防音対策の実施に加えて、深夜の飲食店等を利用する一人ひとりの良識ある行動が必要です。

一般家庭の生活騒音につきましては、私達一人ひとりのモラルやマナーによるところが非常に大きいと思われます。隣近所の人と協力してお互いに迷惑をかけないように努力することが重要です。

(2) 振動

振動とは、工場・事業場の活動、建設作業及び交通機関の運行等により人為的に地盤振動が発生し、建物を振動させることによって物的被害を与えたり、日常生活に影響を与えたりするものをいいます。

振動による影響は、個人差はありますが、感覚的、心理的な部分が大きく関係します。また、建物については、「襖や障子ががたつく」、「壁に亀裂が入る」、「瓦がずれる」等の物的被害が生じることがあります。

振動と騒音は、影響の及ぶ範囲や人の健康への影響などの点で類似した特性があり、同一発生源から同時に発生する場合が多いため、必要に応じて騒音と併せて調査測定を実施しています。

2 騒音・振動に係る環境基準・要請限度

(1) 用途地域による地域の区分

記号	地域の区分	用途地域
A	専ら住居の用に供される地域	1種低住、2種低住、1種中住、2種中住
B	主として住居の用に供される地域	1種住居、2種住居、準住居、調整
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	近隣商業、商業、準工、工業

(2) 騒音に係る環境基準

地域の区分		基準値	
		昼間:午前6時 ～午後10時	夜間:午後10時 ～午前6時
幹線交通を担う道路に近接する空間		70 d B以下	65 d B以下
上記以外の空間			
A	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 d B以下	55 d B以下
	上記以外の地域	55 d B以下	45 d B以下
B	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 d B以下	60 d B以下
	上記以外の地域	55 d B以下	45 d B以下
C	車線を有する道路に面する地域	65 d B以下	60 d B以下
	上記以外の地域	60 d B以下	50 d B以下

※「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- (1) 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）
- (2) 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

(3) 自動車騒音の限度(要請限度)

地域の区分		基準値	
		昼間:午前6時 ～午後10時	夜間:午後10時 ～午前6時
A及びB	1車線を有する道路に面する区域	65 d B	55 d B
A	2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 d B	65 d B
B	2車線以上の車線を有する道路に面する区域	75 d B	70 d B
C	車線を有する道路に面する区域		

(4) 道路交通振動の限度(要請限度)

地域の区分		基準値	
		昼間:午前7時 ～午後8時	夜間:午後8時 ～午前7時
A及びB(調整区域を除く)		65 d B	60 d B
C及び調整区域		70 d B	65 d B

(5) 新幹線鉄道に係る環境基準

地域の区分	基準値
A及びB	70 d B
C	75 d B

参考資料1 音の大きさのめやす

d B		
120	←	飛行機のエンジンの近く
110	←	自動車の警笛（前方2m）
100	←	電車が通るときのガードの下
90	←	騒々しい工場の中
80	←	地下鉄の車内
70	←	騒々しい街頭
60	←	静かな乗用車、普通の会話
50	←	静かな事務所の中
40	←	市内の深夜、図書館の中
30	←	郊外の深夜
20	←	置時計の秒針の音（前方1m）

参考資料2 振動の大きさのめやす

d B		
90	←	人体に生理的影響が生じ始める
	←	産業職場で振動が気になる
80	←	深い睡眠にも影響がある
70	←	浅い睡眠に影響が出始める
60	←	振動を感じ始める（閾値）
50	←	ほとんど睡眠影響はない
40	←	常時微動

3 騒音・振動測定結果

(1) 交通等騒音測定地点図



記号	環境騒音測定地点
Ⓐ	今川町 2 丁目
Ⓑ	神田町 1 丁目
Ⓒ	板倉町 2 丁目※
Ⓓ	小垣江町南堀
Ⓔ	泉田町大久屋
Ⓕ	原崎町 4 丁目
Ⓖ	一ツ木町 4 丁目
Ⓗ	若松町 3 丁目
Ⓘ	井ヶ谷町蔵前
Ⓙ	城町 1 丁目
Ⓚ	半城土町西裏
Ⓛ	野田町西田
Ⓜ	小垣江町東竜

記号	新幹線騒音測定地点
㉚	新田町 1 丁目

記号	交通騒音測定地点
①	今岡町東畑(国道 1 号線)
②	野田町沖野(国道 23 号線)
③	池田町 4 丁目(国道 155 号線)
④	松栄町 3 丁目(国道 419 号線)
⑤	東境町住吉(県道豊田知立線)
⑥	新富町 1 丁目(県道今川刈谷停車場線)
⑦	松栄町 1 丁目(県道岡崎刈谷線)※
⑧	八幡町 7 丁目(県道岡崎刈谷線)

記号	自動車騒音常時監視地点
Ⅰ	国道 1 号線
Ⅱ	国道 23 号線
Ⅲ	県道今川刈谷停車場線
Ⅳ	県道岡崎刈谷線
Ⅴ	県道知立東浦線
Ⅵ	県道名古屋碧南線
Ⅶ	県道豊田知立線
Ⅷ	国道 155 号線
Ⅸ	国道 419 号線

※新規測定地点

(2) 環境騒音調査結果（道路に面する地域を除く）

環境騒音調査については市内 13 地点で測定を行っており、近年大きな変化は見られません。

測定値及び経年変化

(単位：d B)

測定地点	用途地域	測定日	時間の区分	2 年度	3 年度	4 年度	環境基準
今川町 2 丁目	近隣商業	令和 4. 8. 9	昼間	54	55	59	60
			夜間	52	51	51	50
神田町 1 丁目	準工業	令和 4. 8. 4	昼間	49	55	53	60
			夜間	46	43	45	50
板倉町 2 丁目	1 種中住	令和 4. 12. 1	昼間	51(※1)	50	49	55
			夜間	40(※1)	48	45	45
小垣江町 南堀	準工業	令和 4. 11. 24	昼間	54	54	53	60
			夜間	45	45	44	50
泉田町 大久屋	1 種住居	令和 4. 10. 27	昼間	47	42	41	55
			夜間	42	39	38	45
原崎町 4 丁目	1 種中住	令和 5. 3. 8	昼間	46	47	43	55
			夜間	40	41	40	45
一ツ木町 4 丁目	1 種中住	令和 4. 11. 9	昼間	53	52	49	55
			夜間	47	49	43	45
若松町 3 丁目	1 種住居	令和 5. 3. 9	昼間	53	52	50	55
			夜間	47	46	44	45
井ヶ谷町 蔵前	1 種住居	令和 4. 11. 10	昼間	41	42	36	55
			夜間	35	33	33	45
城町 1 丁目	1 種中住	令和 5. 3. 22	昼間	49	48	46	55
			夜間	40	41	38	45
半城土町 西裏	1 種住居	令和 5. 1. 24	昼間	53	54	53	55
			夜間	42	40	42	45
野田町 西田	1 種低住	令和 5. 2. 21	昼間	53	51	50	55
			夜間	43	43	38	45
小垣江町 東竜	調整	令和 4. 10. 26	昼間	47	47	47	55
			夜間	36	35	36	45

※「時間の区分」における「昼間」は午前 6 時～午後 10 時、「夜間」は午後 10 時～午前 6 時をいう。

※1 令和 2 年度までは板倉町 2 丁目の別地点の測定結果

(3) 交通騒音調査結果（幹線道路を担う道路に近接する空間）

交通騒音調査については市内8地点で測定を行い、すべての地点で要請限度を下回りました。

測定値及び経年変化

(単位：dB)

測定地点	道路	測定期間	時間の区分	2年度	3年度	4年度	要請限度
今岡町 東畑	国道 1号線	令和4.12.12 ～12.15	昼間	68	67	67	75
			夜間	66	67	66	70
野田町 沖野	国道 23号線	令和5.1.31 ～2.3	昼間	60	60	58	75
			夜間	58	57	55	70
池田町 4丁目	国道 155号線	令和4.12.20 ～12.23	昼間	65	66	64	75
			夜間	61	61	60	70
松栄町 3丁目	国道 419号線	令和5.3.14 ～3.17	昼間	59	60	59	75
			夜間	55	55	55	70
東境町 住吉	県道豊田 知立線	令和4.11.14 ～11.17	昼間	67	67	65	75
			夜間	63	62	61	70
新富町 1丁目	県道今川刈 谷停車場線	令和5.1.17 ～1.20	昼間	64	66	63	75
			夜間	60	61	59	70
松栄町 1丁目	県道岡崎 刈谷線	令和5.2.27 ～3.3	昼間	68(※2)	64	63	75
			夜間	63(※2)	59	58	70
八幡町 7丁目	県道岡崎 刈谷線	令和4.12.5 ～12.8	昼間	64	64	62	75
			夜間	56	56	55	70

※「時間の区分」における「昼間」は午前6時～午後10時、「夜間」は午後10時～午前6時をいう。

※2 未広町1丁目の測定結果

(4) 交通振動調査結果

交通振動調査については市内3地点で測定を行い、すべての地点で要請限度を下回りました。

測定値及び経年変化

(単位：dB)

測定地点	用途地域	測定日	時間の区分	2年度	3年度	4年度	要請限度
今岡町東畑 (国道1号線)	2種住居	令和4.12.12	昼間	43	42	45	65
			夜間	41	41	44	60
野田町沖野 (国道23号線)	1種住居	令和5.1.31	昼間	46	46	45	65
			夜間	45	45	43	60
松栄町3丁目 (国道419号線)	1種住居	令和5.3.14	昼間	36	48	59	65
			夜間	32	53	55	60

※「時間の区分」における「昼間」は午前7時～午後8時、「夜間」は午後8時～午前7時をいう。

(5) 新幹線騒音調査結果

新幹線騒音調査については市内1地点で測定を行い、環境基準を下回りました。

測定値及び経年変化

(単位：dB)

測定地点	用途地域	測定日	新幹線 軌道構造	2年度	3年度	4年度	環境基準
新田町 1丁目	準工業	令和4.10.25	高架	73	72	73	75

(6) 自動車騒音常時監視について

騒音規制法第 18 条第 1 項の規定に基づき、自動車騒音状況の常時監視を行いました。

(この事務は、平成 24 年(2012 年)4 月 1 日施行の第 2 次一括法に伴い、平成 24 年度(2012 年度)に愛知県から刈谷市へ移譲されました。)

ア 自動車騒音状況の常時監視の目的

自動車騒音の状況の常時監視は、自動車騒音の状況及び対策の効果等を把握し、自動車騒音公害防止の基礎資料となるよう、道路を走行する自動車の運行に伴い発生する騒音に対して地域が曝される年間を通じて平均的な状況について、全国を通じて継続的に把握することを目的としています。

イ 自動車騒音常時監視の対象

自動車騒音常時監視は、市内の幹線交通を担う道路に面する地域を対象に、自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間や道路構造などにより評価区間を分割し、その評価区間ごとに、対象となる地域内の住居等の環境基準適合状況を面的に評価します。

自動車騒音常時監視地域は、幹線交通を担う道路の道路端から両側 50 メートルの範囲内の住居等(商業・工業・事務所等専用の建物など、住居の用に供されない建物を除く)です。

ウ 自動車騒音常時監視結果

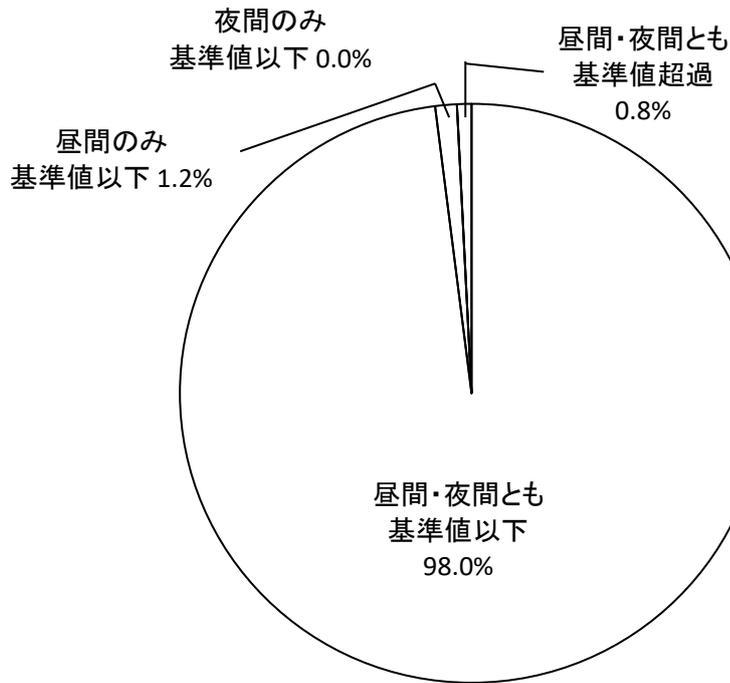
平成 29 年度(2017 年度)から令和 4 年度(2022 年度)において、市内で道路に面する地域に立地している住居等 5,586 戸を対象に面的評価を行いました。その結果、昼夜ともに基準値以下だったのは 5,474 戸(98.0%)、昼間のみ基準値以下だったのは 68 戸(1.2%)、夜間のみ基準値以下だったのは 2 戸(0%)、昼夜とも基準値を超過したのは 42 戸(0.8%)でした。

平成 29 年度から令和 4 年度に面的評価を実施した路線の評価結果

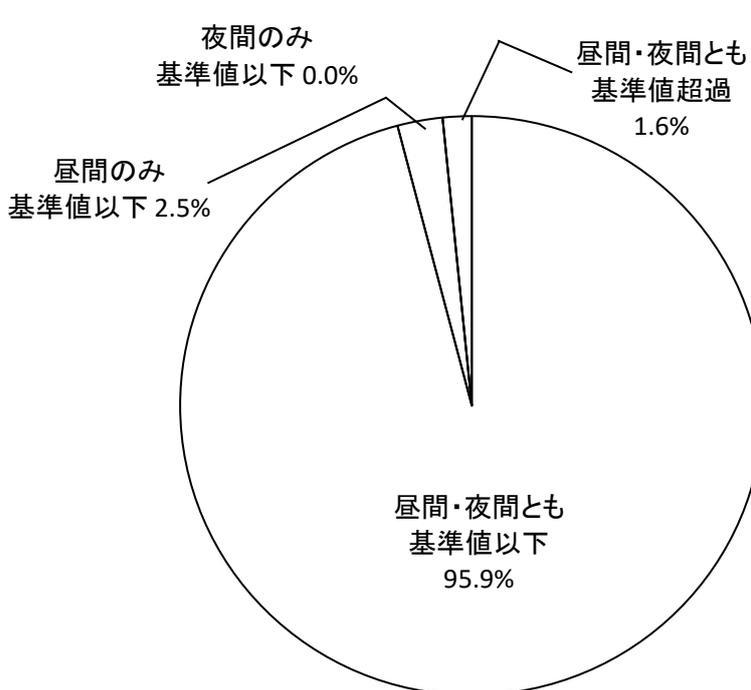
評価対象道路	環境基準 達成率	評価対象 住居等個数 ①+②+③+④	昼間・夜間 とも基準値 以下①	昼間のみ 基準値 以下②	夜間のみ 基準値 以下③	昼間・夜間 とも基準値 超過④
	(%)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)
国道 1 号線	82.1	491	403	64	0	24
国道 23 号線	98.1	464	455	2	0	7
今川刈谷停車場線	99.2	1,052	1,044	0	2	6
岡崎刈谷線	100	891	891	0	0	0
知立東浦線	99.5	436	434	1	0	1
名古屋碧南線	100	155	155	0	0	0
豊田知立線	99.5	965	960	1	0	4
国道 155 号線	100	577	577	0	0	0
国道 419 号線	100	555	555	0	0	0
合計	98.0	5,586	5,474	68	2	42

※ 幹線交通を担う道路（国道、県道、及び4車線以上の市道）の道路端から50mの対象範囲のうち、2車線以下の道路は道路端から15m、2車線を越える道路は20mまでの部分を「近接空間」、近接空間以外の場所を非近接空間といいます。

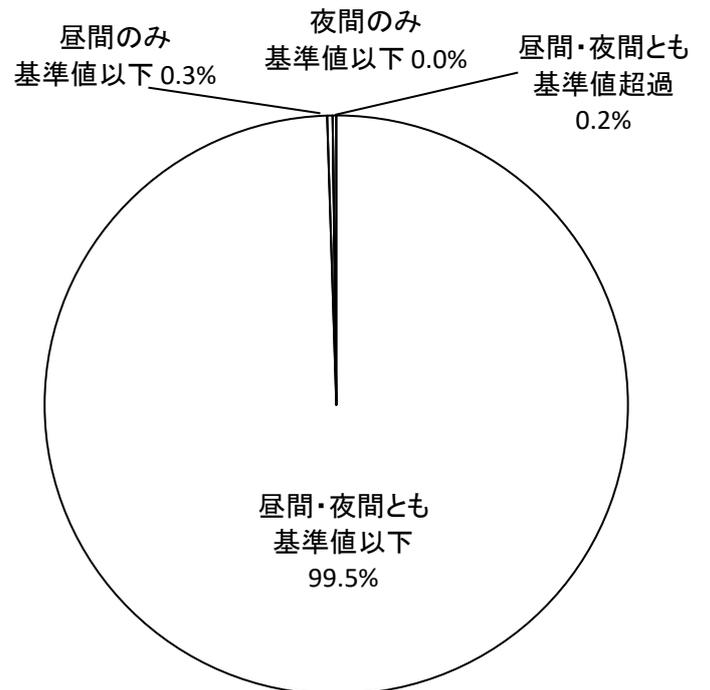
全体



近接空間



非近接空間



第8章 地盤沈下・悪臭



地下水位調査

第8章 地盤沈下・悪臭

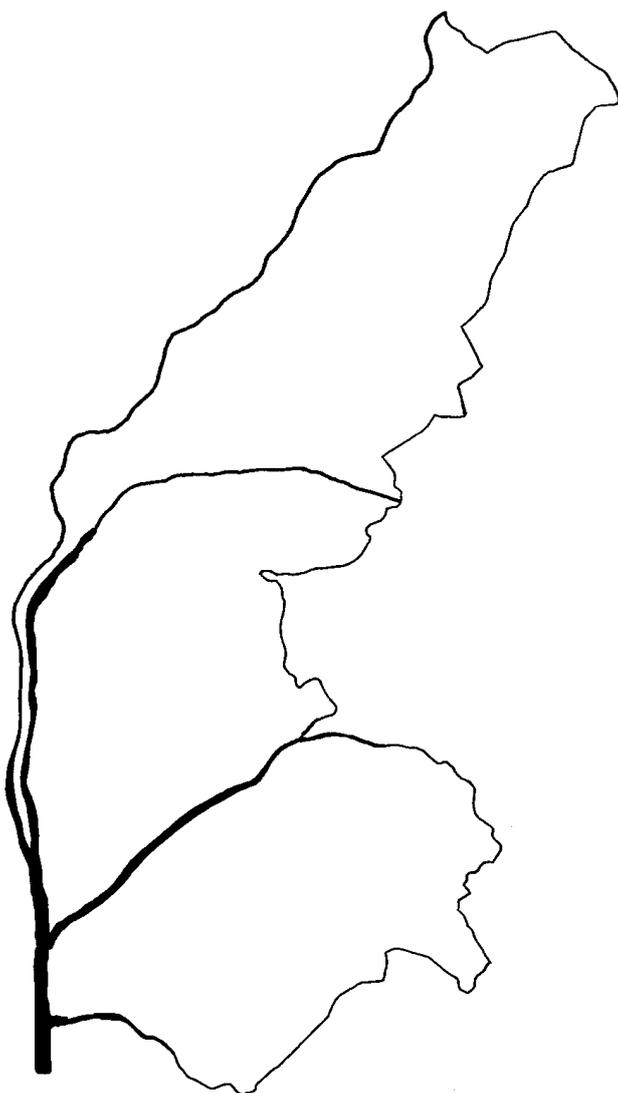
1 地盤沈下

市内では地盤沈下の動向を監視するため、地下水位調査が実施されています。現在、本市においては、全般的にみて地盤沈下の悪化地点はないと思われます。地下水位の低下と地盤沈下は相関関係にあり、毎月原則として15日に市内1か所の深井戸で静水位を測定しています。

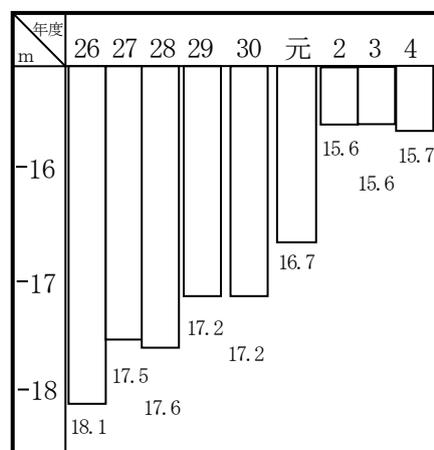
(1) 地下水位測定井戸

井戸の所有者	所在地	井戸の使用・未使用	井戸の深さ(m)	ストレーナの位置(m)	固定点標高(m)
(株)豊田自動織機	豊田町	使用	200	67~71、98~110 125~132、161~168、 175~179、183~191	10.20

(2) 地下水位経年変化



(株)豊田自動織機 (豊田町)



2 悪臭

人の感覚に訴え、不快感・嫌悪感を与える悪臭は、生理的・心理的被害をもたらします。市内には県民の生活環境の保全等に関する条例による届出が必要な工場等は、6か所あります。悪臭防止対策で問題となっているのは、技術的に改善されなければならない点が多いことがあげられます。

(1) 悪臭防止法について

悪臭防止法では、悪臭の規制手法として、特定悪臭物質（不快なおい原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質で、22物質が指定されている）の濃度により規制をする「物質濃度規制」と人間の嗅覚を用いて「臭気指数」を算定し規制する「臭気指数規制」を定めています。

本市では、平成18年（2006年）10月1日より、規制方法をこれまでの「物質濃度規制」から、「臭気指数規制」に変更しました。

(2) 臭気指数規制の特徴

- ・多種多様な「におい」の物質（約40万種あると言われる）に対応することができる。
- ・嗅覚を用いることで「におい」の程度をイメージしやすい。
- ・においの相加・相乗等の効果を評価できる。
- ・悪臭に対応する被害感覚と一致しやすい。

(3) 悪臭防止法に係る規制地域と規制基準

ア 刈谷市での敷地境界線における規制基準

規制地域の区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
用途地域	住居系地域 商業系地域 準工業地域	工業地域	工業専用地域 市街化調整区域
臭気指数	12	15	18

イ 臭気指数の求め方

臭気指数は、試料を人間の嗅覚で臭気を感じられなくなるまで無臭の空気（試料が水の場合は無臭の水）で希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）から次式により算定します。

$$(\text{臭気指数}) = 10 \times \log_{10} (\text{臭気濃度})$$

ウ 臭気指数の目安

臭気指数 10 = ほとんど人が気にならない臭気の状態

臭気指数 12～15 = 気をつければ分かるにおい

臭気指数 18～21 = らくに感知できるにおい



第9章 補助金等交付事業



フローラルガーデンよさみ

第9章 補助金等交付事業

1 合併処理浄化槽設置整備補助事業

合併処理浄化槽は、し尿の他に台所、洗濯、風呂などの生活排水を一緒に処理するもので、し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べると数倍もきれいな水を放流することができることから、本市では、合併処理浄化槽の設置者に対して、平成元年度から補助制度を設けています。

また、令和2年度（2020年度）からは単独処理浄化槽・汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を推進するため、転換の場合のみ補助金を交付しています。

◎ 補助金を受けられることができる方

下水道法に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域以外の地域において、主に自らの居住の用に供する建物または延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物に居住し、かつ当該建物に現に住所を有する方で、単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を廃止し、合併処理浄化槽を設置する方。

◎ 補助対象となる浄化槽

BOD除去率90%以上かつ放流水のBOD濃度が20mg/L（日間平均値）以下及び総窒素濃度が20mg/L以下、または総リン濃度が1mg/L（日間平均値）以下の機能を有するとともに、かつ国庫補助指針に適合する処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽

◎ 補助金の額

限度額は下表のとおり（千円未満切り捨て）

区 分	補助率	人槽	補助限度額
単独処理浄化槽、くみ取り便槽からの転換…A	4/10	5	384,000円
		6～7	462,000円
		8～10	585,000円
Aに伴う単独処理浄化槽、くみ取り便槽の撤去	1/1	-	加算 90,000円
Aに伴う宅内配管工事	1/1	-	加算 300,000円

◎ 補助実績（単独処理浄化槽又はくみ取り便槽からの転換のみ）

年度 \ 区分	5人槽	7人槽	10人槽	合計	補助金交付額
平成30年度	0件	1件	0件	1件	486千円
令和元年度	2件	1件	2件	5件	3,976千円
令和2年度	6件	1件	1件	8件	6,359千円
令和3年度	0件	0件	0件	0件	0円
令和4年度	1件	2件	0件	3件	2,478千円

2 次世代自動車購入費等補助事業

自動車の排気ガスによる大気汚染が、わたしたちの生活環境に影響を与えるとともに、地球温暖化の要因の一つにもなっていることから、本市では、次世代自動車を購入する個人及び事業者に対して、平成 11 年度（1999 年度）から補助金を交付しています。

平成 30 年度（2018 年度）には、過年度実施していた「低公害車購入費補助事業」及び「超小型電気自動車購入費補助事業」を本補助事業に統合し、ハイブリッド自動車及び天然ガス自動車については普及が進み一般的な車種となったため、補助を終了しました。

また、多様な取得方法に対応するため、令和 5 年（2023 年）1 月から、リース（サブスクリプション含む）による取得も補助対象としました。

◎ 補助金を受けることができる方

【個人用】…刈谷市内を使用の本拠とする新車の次世代自動車を非営利かつ自ら使用する目的で購入または 4 年以上のリース契約をした方で、申請日の 6 か月以上前から引き続き市内に住所を有し、かつ市税の滞納がない方

【事業用】…刈谷市内を使用の本拠とする新車の次世代自動車を事業のために自ら使用する目的で購入または 4 年以上のリース契約をした事業者で、市内に事務所又は事業所を有し、かつ市税の滞納がない事業者（同一業者については 1 年度につき 1 台を限度とする。ただし、超小型電気自動車 1 台とその他補助対象車種 1 台の組み合わせは可）

※リースの場合

補助対象者に次世代自動車を貸与するリース事業者に補助金を交付します。車を使用する人・事業者は定額リース料金から補助金相当額が減額され、間接的に補助を受けます。

◎ 補助対象となる車種

燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び超小型電気自動車

※ただし、事業用のプラグインハイブリッド自動車の場合は排気量 1800cc 以下のものに限る

◎ 補助金の額

車両本体価格の 10% 上限額は下表のとおり（千円未満切り捨て）

車種	区分	個人用	事業用
燃料電池自動車		最大 50 万円	最大 40 万円
電気自動車 プラグインハイブリッド自動車		最大 30 万円	最大 15 万円
超小型電気自動車		最大 7 万円	最大 7 万円

◎ 補助実績

年 度	補助台数	補助金額	備 考
平成 30 年度	770 台	60,643 千円	燃料電池自動車 5 台 電気自動車 17 台 プラグインハイブリッド自動車 68 台 ハイブリッド自動車 680 台
令和元年度	75 台	22,145 千円	燃料電池自動車 1 台 電気自動車 19 台 プラグインハイブリッド自動車 55 台
	1 台	70 千円	超小型電気自動車 1 台
令和 2 年度	66 台	20,620 千円	燃料電池自動車 7 台 電気自動車 15 台 プラグインハイブリッド自動車 44 台
	1 台	70 千円	超小型電気自動車 1 台
令和 3 年度	110 台	33,900 千円	燃料電池自動車 15 台 電気自動車 27 台 プラグインハイブリッド自動車 68 台
令和 4 年度	201 台	56,456 千円	燃料電池自動車 4 台 電気自動車 103 台 プラグインハイブリッド自動車 94 台

3 住宅用地球温暖化対策設備設置費補助事業

地球温暖化対策の一環として、市民が行う創エネルギー・省エネルギー・蓄エネルギーの取組を積極的に支援することにより、環境保全に対する意識の高揚を図るため、本市では住宅用地球温暖化対策設備の設置者に対して補助金を交付しています。令和元年（2019年）9月30日までの申請をもって、「住宅用太陽光発電システム」の単体での補助は終了とし、代わりに刈谷市の補助対象設備の「HEMS」及び「住宅用リチウムイオン蓄電システム」又は「HEMS」及び「住宅用電気自動車等充給電システム」と「住宅用太陽光発電システム」を同一棟内に同時又は同一年度内に設置した場合は、「住宅用太陽光発電システム」を補助の対象としています。

◎ 補助金を受けられることができる方

自らが居住する市内の住宅にシステムを購入し設置する方（実績報告時までの転入・転居者も含む）、または市内に住所を有し自らが居住する目的で市の補助認定を受けているシステム付の建売住宅を購入した方で、市税の滞納がない方

(1) 住宅用太陽光発電システム

クリーンエネルギーを利用することにより地球温暖化を防止し、私たちの生活環境をより良いものにするために、「住宅用太陽光発電システム」の設置者に対して、平成11年度（1999年度）から補助金を交付しています。

◎ 対象システム

低圧配電線と逆潮流有りで連系し、太陽電池の最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格又はIEC等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力をいう）の合計値とする）が10kW未満であるシステム

◎ 補助金の額

設置に要する費用の範囲内で、50,000円にシステムの最大出力値（3.6kWを限度）を乗じた額（千円未満切り捨て）

◎ 補助実績

年 度	補助件数	補助金額
平成30年度	180件	34,476千円
令和元年度	205件	39,311千円
令和2年度	44件	8,388千円
令和3年度	48件	8,313千円
令和4年度	69件	11,952千円

(2) 高効率エネルギーシステム（エネファーム）

エネルギーを無駄なく、効率的に利用することができる「高効率エネルギーシステム（エネファーム）」の設置者に対して、平成17年度（2005年度）から補助金を交付しています。

◎ 対象システム

国の補助事業における補助対象システムとして一般社団法人燃料電池普及促進協会により登録されているもの

◎ 補助金の額

1基につき100,000円

◎ 補助実績

年 度	補助件数	補助金額
平成30年度	85件	8,500千円
令和元年度	116件	11,600千円
令和2年度	87件	8,700千円
令和3年度	78件	7,800千円
令和4年度	71件	7,100千円

(3) 住宅用エネルギー管理システム（HEMS）

電力使用量の見える化等によりエネルギー使用量の削減につながる「住宅用エネルギー管理システム（Home Energy Management System:通称 HEMS（へムス）」の設置者に対して、平成27年度（2015年度）から補助金を交付しています。

◎ 対象システム

愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付対象となるもの

◎ 補助金の額

設置に要する費用の範囲内で上限20,000円（千円未満切り捨て）

◎ 補助実績

年 度	補助件数	補助金額
平成30年度	69件	1,380千円
令和元年度	120件	2,400千円
令和2年度	89件	1,780千円
令和3年度	98件	1,960千円
令和4年度	133件	2,660千円

(4) 住宅用リチウムイオン蓄電システム

太陽光発電による「再生エネルギー」等の蓄電や、電力需要のピーク時など必要に応じた電力の使用を行える「住宅用リチウムイオン蓄電システム」の設置者に対して、平成30年度(2018年度)から補助金を交付しています。

◎ 対象システム

国の補助事業における補助対象システムとして一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの

※過去に一般社団法人環境共創イニシアチブに補助対象設備として登録されていたシステムも補助対象

◎ 補助金の額

設置に要する費用の範囲内で上限100,000円(千円未満切り捨て)

◎ 補助実績

年 度	補助件数	補助金額
平成30年度	69件	6,900千円
令和元年度	170件	17,000千円
令和2年度	133件	13,300千円
令和3年度	152件	15,200千円
令和4年度	179件	17,900千円

(5) 住宅用電気自動車等充給電システム

住宅から再生エネルギー等を電気自動車等に利用でき、反対に自動車等が蓄えた電力を住宅の家庭用電力としても利用できる「住宅用電気自動車等充給電システム」の設置者に対して、平成30年度(2018年度)から補助金を交付しています。

◎ 対象システム

国の補助事業における補助対象システムとして一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているもの

◎ 補助金の額

設置に要する費用の範囲内で上限50,000円(千円未満切り捨て)

◎ 補助実績

年 度	補助件数	補助金額
平成30年度	1件	50千円
令和元年度	0件	0千円
令和2年度	1件	50千円
令和3年度	4件	200千円
令和4年度	6件	300千円

(6) 住宅用太陽熱利用システム

クリーンエネルギーを利用することにより地球温暖化を防止し、私たちの生活環境をより良いものにするために、「住宅用太陽熱利用システム」の設置者に対して、平成18年度（2006年度）から補助金を交付しています。

ただし、住宅用太陽光発電システムと一体型の住宅用太陽熱利用システムを設置した場合は、住宅用太陽光発電システムとの併給はできません。

◎ 対象システム

以下の太陽熱利用システムで、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定を受けたもの

- ・自然循環型システム
- ・強制循環型システム
- ・空気集熱型システム

◎ 補助金の額

自然循環型システム	25,000 円
強制循環型、空気集熱型システム	50,000 円

◎ 補助実績

年 度	補助件数			補助金額
	自然循環型	強制循環型	空気集熱型	
平成30年度	5 件	1 件	0 件	175 千円
令和元年度	2 件	0 件	0 件	50 千円
令和2年度	2 件	0 件	0 件	50 千円
令和3年度	1 件	1 件	0 件	75 千円
令和4年度	5 件	0 件	0 件	125 千円

4 生ごみ処理機器購入費補助事業

本市では、一般家庭から排出される生ごみの減量及び市民の減量意識の向上を図るため、コンポスト容器の購入者に対しては平成6年度（1994年度）から、加熱、バクテリア等で生ごみを分解する生ごみ処理機の購入者に対しては平成9年度（1997年度）から補助金を交付しています。

◎ 補助金を受けることができる方

市内に住所を有する方、市内に共同住宅を所有する方、または市内に共同住宅を建設する事業者のうち、市長があらかじめ承認した販売指定店で補助金対象機器を購入した方で、市税の滞納がない方

※1世帯につきそれぞれ1基とし、買い換えについては、生ごみ処理機、コンポスト容器ともに前回補助を受けて購入した日から3年経過すれば、再び補助を受けることができる

◎ 対象機器

生ごみ処理機・・・生ごみを単に粉砕するだけでなく加熱、バクテリア等による分解等の方法により、減量し、又は消滅させる機器で、耐久性があり衛生的で水分等が漏れない構造のもの

コンポスト容器・・・容量が70リットル以上で底部がなく、上部にふたがある機器で、悪臭、害虫等が外部に発散することのない構造及び材質で、生ごみの堆肥化が促進できるもの

◎ 補助金の額

販売価格の2分の1に相当する額以内とし、限度額は下記のとおり（100円未満切り捨て）

生ごみ処理機 30,000円
コンポスト容器 5,000円

◎ 補助実績

年 度	生ごみ処理機		コンポスト容器		合計
	補助件数	補助金額	補助件数	補助金額	
平成30年度	35件	952,000円	13件	42,800円	994,800円
令和元年度	31件	833,400円	16件	64,500円	897,900円
令和2年度	48件	1,162,300円	19件	59,700円	1,222,000円
令和3年度	54件	1,258,300円	20件	73,600円	1,331,900円
令和4年度	33件	739,600円	13件	41,800円	781,400円

5 資源回収奨励報償事業

本市では、ごみの減量化と資源の再利用を積極的に推進するため、自主的に資源回収を実施している団体に対して平成2年度（1990年度）から報償金を交付しています。

◎ 対象団体

市内に活動拠点をもち、地域社会に貢献できる性格をもち、営利を目的としない団体

◎ 対象品目

古紙類（新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック等）

布類（古着、ボロ布）、金属類（空き缶、金属くず類）

◎ 報償金の額

対象品目の回収量 1kg につき 6 円（1kg 未満は切り捨て）

※毎月 1 回以上の活動（業者による戸別回収を除く）が可能で、年間資源回収実施計画書を提出した団体が回収した資源、および資源回収所で回収された資源については、回収量 1kg につき 7 円

※対象品目に引き取り料が生じた場合は、回収量 1kg につき最高 4 円まで報償金を加算

◎ 実績

年 度	団体数	古紙類	布類	金属類	総回収量	交付額
平成 30 年度	127	2,856,054kg	23,581kg	50,368kg	2,930,003kg	19,690,968 円
令和元年度	127	2,571,370kg	25,687kg	51,422kg	2,648,479kg	17,856,652 円
令和 2 年度	120	2,362,552kg	22,507kg	46,403kg	2,431,462kg	16,397,341 円
令和 3 年度	113	2,164,161kg	20,058kg	48,139kg	2,232,358kg	15,018,119 円
令和 4 年度	105	2,019,892kg	20,695kg	45,052kg	2,085,639kg	14,048,475 円

6 資源回収所設置費補助事業

本市では、ごみの減量化と資源の再利用を積極的に推進するため、常設の資源回収所を設置した自治会に対して平成 20 年度（2008 年度）から補助金を交付しています。

◎ 対象団体

回収所を自ら設置し、かつ、継続して適正に管理ができる自治会

◎ 対象事業

回収施設の設置及び付属物の購入を対象

ただし、1 箇所につき 1 回を限度とし、施設の建て替え及び修繕並びに付属物の追加購入については、補助の対象としない

◎ 補助金の額

対象事業に係る費用の 10 分の 9 に相当する額以内とし、上限 600,000 円(千円未満切り捨て)

◎ 補助実績

年 度	設置数	設置団体名	設置場所	開設日
平成 30 年度	1	今岡自治会	今岡日向集会所斜向い (今岡町日向 7 7 番地)	H31. 2. 25
令和元年度	2	今川自治会	今川町上池交差点横	R1. 6. 14
			今川町山ノ端前 ((有) 中部工芸横)	R2. 2. 19
令和 2 年度	0	—	—	—
令和 3 年度	1	高津波自治会	高倉町 2 丁目 707 番地 2	R4. 3. 1
令和 4 年度	0	—	—	—



第10章 エコアクション刈谷



刈谷ハイウェイオアシス

第10章 エコアクション刈谷

1 刈谷市職員環境行動計画「エコアクション刈谷」（令和3年（2021年）4月1日改定）

地方公共団体は、市民や事業者に環境保全の行動を求めていく立場であることから、自ら率先した取組をすることが求められています。そのため、温室効果ガスの排出抑制を含め、本市の事務及び事業における環境負荷を軽減させることを目的に、刈谷市職員環境行動計画「エコアクション刈谷」を定め、推進しています。

職員一人ひとりが自らの行動に責任を持つとともに、各職場での環境配慮行動を日常業務に定着させ、全庁的な推進を図っていきます。

※期間は令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間です。

※計画の適用範囲は、本市における全ての事務及び事業（委託事業を除く。）を対象とします。

※適用施設は、市が管理運営する施設及び指定管理者制度導入施設です。

(1) 計画で定める温室効果ガスの削減目標

本計画では、「地球温暖化対策計画」の目標である令和12年度（2030年度）までに平成25年度（2013年度）比で温室効果ガス排出量を 40%削減 することを目標としています。

(2) 計画で定める具体的配慮事項及び取組

計画における具体的な取組を以下に示します。

ア 財やサービスの購入に関する事項

(ア) 公用車

①燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車を率先導入する。

(イ) O A 機器類

②O A 機器、家電製品、照明等の導入・更新時は、積極的に省エネルギー型の製品を選択する。

(ウ) 一般物品

③物品の調達に当たっては、刈谷市グリーン購入基本方針を遵守する。

イ 日常の事務・事業に関する事項

(ア) 照明設備

①休憩時間、業務時間外においては、必要最小限の部分を除き消灯する。

②廊下、ミーティングスペース等では、自然光を活用し、照明の使用を控える。

(イ) O A 機器類

①休憩時間や離席時は、PCをスリープ状態とする。（2時間以上は、電源OFF）

②最後に執務室等から退室する職員は、全てのO A 機器類の電源が落ちていることを確認する。

- ③PCの輝度は、50%とする。(可能な場合は、40%程度とする。)
- ④低電力モード、節電モードがある機器は、活用する。
- ⑤可能な限り未使用時は、コンセントから抜いておく。(使用頻度の低い機器をコンセントに挿したままにしない。)

(ウ) エレベーター

- ①傷病時や荷物運搬時を除き、上階へ4フロア以上の移動以外は階段を利用する。

(エ) 空調設備・給湯設備

- ①換気を考慮しながら、可能な限り冷暖房中の窓・出入口を開放しない。
- ②会議室に不要な空調が入らないよう、会議室管理を徹底する。
- ③執務室のブラインドやカーテンを有効利用する。
- ④クールビズ・ウォームビズ等を活用し、冷暖房の使用期間や時間、設定温度の抑制を図る。
- ⑤空調吹き出し口や窓際の風の流れの付近に荷物を置かない。
- ⑥給湯器の給湯温度は、低めに設定する。

(オ) 水資源

- ①水を使用する際は、必要最小限に努める。
- ②自動水栓でない場合は、使用後に水道栓がしっかり閉まっていることを確認する。

(カ) 公用車

- ①近距離(片道1キロメートル以内)の移動は、可能な限り徒歩や自転車で行う。(片道500メートル以内は、原則公用車を使用しない。)
- ②可能な範囲で乗り合わせに努める。
- ③可能な範囲で公共交通機関を活用する。
- ④エコカーや小型車両など燃費性能の高い車両を優先的に利用する。
- ⑤エコドライブを励行する。(急発進、急加速、空吹かし等を抑制する。)
- ⑥駐車時のアイドリングストップに努める。
- ⑦不要物を積載したまま利用しない。
- ⑧有料道路走行時は、ETC搭載車両を利用する。
- ⑨クールビズ・ウォームビズ等により、カーエアコンの使用をできる限り控える。
- ⑩事前に下調べを行い、走行ルート合理化に努める。

(キ) 紙類

- ①会議資料の簡素化、要約版・概要版の作成、個人持ち資料の削減等を進める。(スマート会議を実施する。)
- ②両面・縮小印刷、裏面利用、ミスコピー防止を徹底する。
- ③電子決裁、電子メール等の機能による電子データを活用し、ペーパーレス化を図る。
- ④封筒の省略や使用済み封筒の再使用など、封筒使用の合理化を図る。

(ク) ごみの排出・リサイクル

- ①事務用物品は、可能な限り再利用する。
- ②在庫管理を徹底し、余分なものを購入しない。(使用期限切れ等による廃棄を抑制する。)
- ③資料・カタログ類は、必要最低限なもの以外を受け取らないようにする。

- ④個人ごみの発生を抑制する（マイボトルの利用や個人ごみ持ち帰りなど）。
- ⑤廃棄時の分別を徹底する。
- ⑥使用済み古紙の再資源化を推進する。
- ⑦コピー機やプリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。

(ケ) その他

- ①ノー残業デーの一層の徹底を図る。
- ②事務作業について、常に見直しを行い、時間外勤務を削減する。
- ③公共交通機関、マイカー相乗り、自転車、徒歩等による通勤（エコ通勤）に努める。
- ④トイレの便座ヒーターは、保温のため使用後に蓋を閉める。

ウ 財や建築物の管理等に関する事項

(ア) 公用車

- ①タイヤの溝や空気圧等を定期的に点検し、適切な車両の整備を行う。

(イ) 施設設計

- ①太陽光発電システムの設置など、自然エネルギーを活用する。
- ②省エネルギー型の照明機器（LED等高効率照明など）や空調機器（高機能換気設備など）の設置・更新に努める。
- ③コージェネレーションシステムの導入など、エネルギー使用の合理化に努める。
- ④建物の断熱性の向上に努める。
- ⑤既存施設について省エネルギー改修をする際は、E S C O事業の導入に努める。
- ⑥省エネ法に基づき、公共施設の省エネ化を計画的に進める。

(ウ) 水資源

- ①水漏れ点検の実施や流量・水圧の調整により、水利用の適正化を図る。
- ②節水コマ、自動水栓、トイレの流水音発生器など、節水に有効な設備・器具を導入する。
- ③雨水利用や排水の再利用を図る。

(エ) 緑地

- ①植栽の設置や壁面・屋上緑化により、公共施設の緑化を推進する。
- ②既存緑地の保全を図る。
- ③新設の公共施設については、敷地面積に対し20%以上の緑被率を確保するよう努める。

(オ) 空調設備

- ①原則、冷房は28度、暖房は19度に設定する。
- ②空調や換気フィルター等をこまめに清掃し、点検するとともに空調対象範囲の細分化をするよう努める。

(カ) 照明設備

- ①照明器具等をこまめに清掃し、光源の効果的な活用に努める。
- ②照明器具に調光器を設置し、明るさを管理するよう努める。
(推奨照度：執務室 750lx、会議室 500lx)

(キ) その他設備

- ①エスカレーターは、人感センサーにより未利用時の停止に努める。

- ②夏は、トイレの便座ヒーターの電源を切るか、節電モードにする。
- ③冷蔵庫の設定温度を変更できる場合は、できる限り控えめに設定する。

(ク) 工事

- ①環境に優しい工法・資材などを活用した公共工事に努める。
- ②受注者に廃棄物適正処理の徹底を指示する。
- ③国産材やあいくる材の率先利用に努める。

(3) 「エコアクション刈谷」取組状況調査結果

第7版「エコアクション刈谷」に基づいた取組内容について、令和4年（2022年）4月から令和5年（2023年）3月までの1年間における刈谷市各課等及び職員の取組内容を調査しました。

ア 各取組内容の実践率について

各取組内容の実践率について、所属別の6段階自己評価をパーセントに換算して算出しました。全体の平均実践率は91.7%でした。

取組内容		実践率
1	環境に配慮した財・サービスの購入	88.9%
2	照明設備の適正管理	91.1%
3	OA機器等の適正管理	90.5%
4	職員のエレベーター使用の自粛	97.5%
5	空調設備・給湯設備の適正管理	93.5%
6	水資源の使用抑制	94.0%
7	公用車の使用抑制・燃費向上	93.9%
8	紙類の使用量の削減	88.3%
9	ごみの発生抑制・リサイクル	91.1%
10	職員の環境意識向上	89.7%
全体平均		91.7%

イ 温室効果ガスの総排出量の削減について

令和4年度（2022年度）の実績は以下のとおりです。

CO₂換算量 (kg-CO₂)

CO ₂ 排出係数※	平成25年度 (基準年度)	令和4年度		令和12年度 (目標年度)
		実績	増減	
基礎	19,672,113	18,427,896	-1,244,217 (△6.32%)	11,803,267 (△40%)
調整後	19,472,735	17,170,279	-2,302,456 (△11.82%)	11,683,641 (△40%)

※電力使用に係るCO₂排出量を示す指標「CO₂排出係数」には以下の2種類ある。

- ・基礎排出係数…電気事業者が販売した全ての電力について、発電時にどれだけのCO₂が排出されたかを測る指標であり、発電方法や使った燃料などによって算出。
- ・調整後排出係数…電気事業者が非化石証書等の環境価値による調整を反映した後の指標であり、より実態に即した数値を算出。

ウ 個別の措置について

(ア) 温室効果ガスの排出量削減に関する項目

項目	平成 25 年度 (基準年度)	令和 4 年度 (実績)	令和 12 年度 (目標年度)
施設におけるエネルギー使用総量(※) (原油換算値・電気使用量含む)	9,488 kl	10,707 kl (+12.8%)	7,396 kl (△22%)
施設におけるエネルギー使用効率 (原油換算値を単位面積等で除して算出)	100 (基準値)	110.7 (+10.7%)	78 (22%改善)
施設における電気使用量 (※)	28,182 千 kWh	29,852 千 kWh (+5.9%)	23,581 千 kWh (△16%)
公用車の燃料使用総量 (原油換算値)	105.7 kl	80.4 kl (△23.9%)	63.4 kl (△40%)

※電気のCO₂排出係数について、第7版「エコアクション刈谷」を策定した令和3年(2021年)4月時点では、電気事業低炭素社会協議会において「政府が示す2030年度の長期エネルギー需給見通しに基づき、2030年度に国全体の排出係数0.37kg CO₂/kWh程度を目指す。」という目標を掲げていたため、本計画の目標年の排出係数を0.37kg CO₂/kWhと仮定し、温室効果ガス排出量40%削減を達成するための「施設におけるエネルギー使用総量」及び「電気使用量」を算出。

(イ) その他、環境配慮行動に関する項目

項目	令和元年度 (参考)(※)	令和 4 年度 (実績)	令和 12 年度 (目標年度)
グリーン購入達成率 (数量ベース)	86.2%	81.1% (△5.1%)	96.2% (10%改善)
用紙類の購入量	69,476 kg	46,727 kg (△32.7%)	62,528 kg (△10%)
水の使用量	429,919 m ³	392,523 m ³ (△8.7%)	386,927 m ³ (△10%)

※上記3項目は、直接的に温室効果ガスの排出量削減に関する項目ではないため、国の「地球温暖化対策計画」の基準年である2013年度ではなく、第7版「エコアクション刈谷」策定時の直近の実績である令和元年度(2019年度)を参考年とし、改善目標を算出。

エ 環境に配慮した自動車の導入状況について

燃料電池自動車	電気自動車	プラグインハイブリッド自動車	ハイブリッド自動車	天然ガス自動車	計
1	1	1	16	3	22

公用車保有台数 : 255 台 環境に配慮した自動車保有率 : 8.6% (令和5年3月31日現在)

2 刈谷市グリーン購入

平成13年(2001年)4月1日「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」、いわゆる「グリーン購入法」が施行されました。

この法律は、環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供等を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図ることを目的としています。そして、環境物品等の選択を国や独立行政法人等に義務付け、地方公共団体や地方独立行政法人には努力するよう求め、国民、事業者には一般的責務として求めています。また、国や物品の製造、輸入、販売等をする事業者に対し、情報提供等が求められています。

このような状況をふまえ、本市においても、環境物品等の調達を推進するため、平成14年(2002年)4月1日に「刈谷市グリーン購入基本方針」を策定するとともに、基本方針に基づき調達目標やグリーン購入物品表等も策定いたしました。なお、調達目標や物品表などについては、定期的に見直しを行っております。

(1) 刈谷市グリーン購入基本方針(令和4年(2022年)4月1日改定)

私たちを取り巻く社会は、大量生産、大量消費、大量廃棄といったライフスタイルや経済活動により環境に多くの負荷を与えており、こうした構造の変革を行政が市民、事業者にも率先して取り組み、環境負荷削減に努めなければなりません。

このため刈谷市は、その解決策の一つとして、環境に配慮した物品の調達(以下「グリーン購入」という。)を積極的に推進し、環境負荷削減に努めるため、刈谷市グリーン購入基本方針を定め実行を図るものとします。

ア 基本方針の位置付け

この基本方針は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るため、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(以下「グリーン購入法」という。)」の規定及び「刈谷市職員環境行動計画」に基づき、刈谷市におけるグリーン購入の基本的事項を定めるものとする。

イ 調達の基本原則

財やサービスの調達に当たっては、まずその必要性について十分に考えた上で、以下の基本的事項に従い調達を行うものとする。

- ① 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- ② 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- ③ 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
- ④ 長期間の使用ができること。
- ⑤ 再利用が可能であること。
- ⑥ リサイクルが可能であること。
- ⑦ 再生された素材や再利用された部品を多く利用していること。
- ⑧ 廃棄されるときに処理や処分が容易なこと。
- ⑨ 調達数量は、必要最小限とすること。

ウ 調達時の判断基準等

刈谷市におけるグリーン購入の判断基準等は、次のとおりとする。

(ア) 判断基準

別表1に掲げる対象品目（特定調達品目）については、下記の①または②を満たす物品等を選択する。

① グリーン購入法適合品（グリーン購入法第6条に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の判断基準を満たす。）である。

② 別表2に掲げる環境ラベル等（エコマークやグリーンマークなど、第三者機関や業界団体等が実施する環境ラベリング制度の認証を受けたもの）が付されている。

また、対象品目以外の物品等については、「イ 調達の基本原則」に示す事項を、より多く満たすものを選択する。

(イ) 調達目標

調達目標については別表3のとおりとし、目標管理を行う。

(ウ) 基準等の見直し

上記の対象品目、判断基準及び調達目標については、適宜見直しをするものとする。

エ 公表

「基本方針」、「対象品目」及び「調達目標」は、公表するものとする。

オ 調達実績の把握と報告

各課等は、調達目標にかかる対象品目の調達実績を的確に把握し、環境推進課から請求があったときは、実績報告をするものとする。

※グリーン購入とは

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷が出来るだけ少ないものを選んで購入することです。

(2) 対象品目及び調達目標（別表1及び3関係）

分野	品目 (うち、目標管理対象)	調達目標等
1. 紙類 ※コピー用紙、ティッシュ等	7 品目 (7 品目)	調達総量の 100%
2. 文具類 ※ボールペン、ファイル等	85 品目 (85 品目)	調達総量の 100%
3. オフィス家具等 ※いす、机等	12 品目 (12 品目)	調達総量の 100%
4. 画像機器等 ※コピー機、プリンタ等	10 品目 (10 品目)	調達総量の 100%
5. 電子計算機等 ※電子計算機・ディスプレイ等	4 品目 (4 品目)	調達総量の 100%
6. オフィス機器等 ※シュレッダー、デジタル印刷機等	5 品目 (5 品目)	調達総量の 100%
7. 移動電話等 ※携帯電話、PHS 等	3 品目 (3 品目)	調達総量の 100%
8. 家電製品 ※電気冷蔵庫、電気冷凍庫等	6 品目 (6 品目)	調達総量の 100%
9. エアコンディショナー等 ※エアコンディショナー、スラブ等	4 品目 (4 品目)	調達総量の 100%
10. 温水器等 ※ガス温水機器、石油温水機器等	4 品目 (4 品目)	調達総量の 100%
11. 照明 ※LED 照明器具、電球形 LED ランプ等	3 品目 (3 品目)	調達総量の 50%
12. 自動車等 ※自動車、乗用車用タイヤ等	8 品目 (8 品目)	調達総量の 100%
13. 消火器 ※消火器	1 品目 (1 品目)	調達総量の 50%
14. 制服、作業服等 ※制服、作業服等	4 品目 (4 品目)	調達総量の 75%
15. インテリア・寝装寝具 ※カーテン、布製ブラインド等	11 品目 (11 品目)	調達総量の 100%
16. 作業手袋 ※作業手袋	1 品目 (1 品目)	調達総量の 50%
17. その他繊維製品 ※集会用テント、ブルーシート等	7 品目 (7 品目)	調達総量の 50%
18. 設備 ※太陽光発電システム・燃料電池等	11 品目 (設定なし)	数値としての目標設定なし。
19. 災害用備蓄用品 ※缶詰、アルファ化米等	10 品目 (10 品目)	調達総量の 100%
20. 公共工事 ※間伐材、高炉セメント等	70 品目 (設定なし)	数値としての目標設定なし。
21. 役務 ※印刷、食堂等	20 品目 (設定なし)	数値としての目標設定なし。
22. ごみ袋等 ※プラスチック製ごみ袋	1 品目 (1 品目)	調達総量の 100%

取り組み対象品目

22分野 287品目

全体の調達目標

96.2% (総量ベース)

(3) 判断の参考にする環境ラベル等 (別表2関係)

環境ラベル等名称 《実施・運営主体》	マーク	環境ラベル等名称 《実施・運営主体》	マーク
エコマーク 《財団法人日本環境協会》		再生紙使用マーク 《3R活動推進フォーラム》	 古紙パルプ配合率100%再生紙を使用
エコ・ユニフォームマーク 《日本被服工業組合連合会》		燃費基準達成率ステッカー 《国土交通省》	
衛生マットレス・フレーム基準 《全日本ベッド工業会》		省エネラベリング制度 《経済産業省(省エネルギーセンター)》	
間伐材マーク 《全国森林組合連合会》		低燃費タイヤ統一マーク 《(一社)日本自動車タイヤ協会》	
牛乳パック再利用マーク 《NPO法人集めて使うリサイクル協会》		低排出ガス車認定マーク 《国土交通省》	
グリーンマーク 《財団法人古紙再生促進センター》		バイオマスマーク 《社団法人日本有機資源協会》	
JOIFA グリーンマーク 《(一社)日本オフィス家具協会》		PCグリーンラベル 《一般社団法人パソコン3R推進協会》	
国際エネルギースタープログラム 《経済産業省(省エネルギーセンター)》		PETボトルリサイクル推奨マーク 《PETボトルリサイクル推進協議会》	
統一省エネラベル 《経済産業省(省エネルギーセンター)》		グリーンプリンティング認定制度 《(一社)日本印刷産業連合会》	
NLマーク 《日本印刷インキ工業連合会》		植物油インキマーク 《日本印刷インキ工業連合会》	
モバイル・リサイクル・ネットワーク 《(一社)電気通信事業者協会》		ウィンドウ・フィルムロゴマーク 《日本ウィンドウ・フィルム工業会》	
フロンラベル 《経済産業省》		森林認証制度 《森林管理協議会》	
PEFC森林認証プログラム 《Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes》		バイオマスプラスチックマーク 《日本バイオプラスチック協会》	

(4) 刈谷市グリーン購入調達実績

令和4年度実績

分野	調達目標	全購入数	グリーン購入数	達成率
1. 紙類	100%	205,409	184,196	89.7%
2. 文具類	100%	70,038	39,030	55.7%
3. オフィス家具等	100%	393	53	13.5%
4. 画像機器等	100%	996	410	41.2%
5. 電子計算機等	100%	3,450	2,849	82.6%
6. オフィス機器等	100%	14,845	11,098	74.8%
7. 携帯電話	100%	0	0	—
8. 家電製品	100%	3	1	33.3%
9. エアコンディショナー等	100%	2	0	0.0%
10. 温水器等	100%	0	0	—
11. 照明	50%	8,206	7,362	89.7%
12. 自動車等	100%	15	9	60.0%
13. 消火器	50%	110	82	74.5%
14. 制服・作業服	75%	979	614	62.7%
15. インテリア・寝装寝具	100%	28	0	0.0%
16. 作業手袋	50%	594	12	2.0%
17. その他繊維製品	50%	71	2	2.8%
18. 設備	目標管理対象外			
19. 防災用備蓄用品	100%	29,328	29,328	100.0%
20. 公共工事	目標管理対象外			
21. 役務	目標管理対象外			
22. ごみ袋等	100%	12,004	6,044	50.3%
総計	96.2%	346,471	281,090	81.1%



第 1 1 章 環境教育・環境学習



朝日小学校 グリーンカーテン

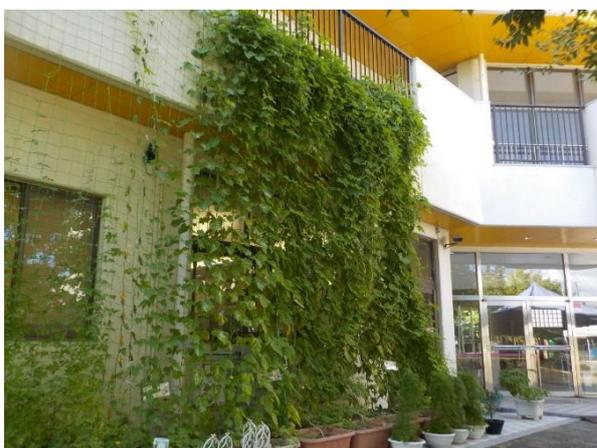
第11章 環境教育・環境学習

1 環境教育実践事業

市民の環境に対する意識の高揚を図るため、環境教育・環境学習を推進しました。令和4年度（2022年度）は、グリーンカーテンづくりを実施しています。

(1) グリーンカーテン作り

グリーンカーテンとは、つる性の植物を窓の外に這わせ、夏の日差しを和らげ、室温の上昇を抑える自然のカーテンです。日が当たると葉の蒸散作用により涼しい風が流れこみ、クーラーなどの使用を減らすことができます。また、植物の緑によって気持ちが和らぐ癒しの効果も期待で令和4年度（2022年度）は、幼児（稚）園（17園）、保育園（18園）、小学校（14校）、中学校（6校）、特別支援学校、その他公共施設（13施設）で実施し、宿根あさがお、ゴーヤ、ヘチマ、風船かずら、るこう草、シカクマメ等を育てました。



(2) 水生生物調査

川の汚れの指標となる水生生物を採取し、身近な川の汚れを実体験として感じてもらうことで、子供たちの水環境保全への意識の向上を図ります。また、水環境保全対策啓発品を配布し、家庭での活用を通じて、子から親への環境教育、生活排水対策につなげることを目的としています。

令和4年度（2022年度）は2校の小学校で実施しました。なお、折戸川では指標生物が見つからなかったため判定不能でした。

実施年月日	調査場所	学校名	参加人数	調査結果
R4. 6. 8 R4. 6. 13 R4. 6. 21 R4. 6. 27	森前川	双葉小学校	109人	きたない水 きれいな水 きれいな水 きれいな水
R4. 10. 14	折戸川	小垣江東小学校	46人	判定不能

2 環境学習・参加の機会の提供

市民の環境問題への関心を深めてもらうために、各種環境講座を実施しています。

平成14年度（2002年度）から平成23年度（2011年度）までは年間を通して参加してもらうエコファミリー事業を実施し、学校や地域、職場で環境リーダー的な役割を担ってもらえることを期待し、199世帯の家族をエコファミリーとして認定しました。

平成24年度（2012年度）からは、エコファミリーのみを対象としたものではなく、一般市民向けに広く募集をかける環境講座を実施しています。

(1) 令和4年度（2022年度）の事業内容

令和3年度（2021年度）から、家族や友人などのグループで年間を通して講座に参加してもらう、かりやエコフレンドリー事業を開始しました。全6回の講座で、地球温暖化や施設見学、エコ料理など、さまざまな視点から環境に関わる講座を開催しました。

その他の単発型の講座は、生物多様性講座、親子で川の生き物調査、親子でエコ料理講座、生ごみ堆肥づくり講座等を開催しました。

〇かりやエコフレンドリー事業

第1回 実施日 (R4. 6. 4)	講座名	開講式、地球温暖化講座
	<p>開講式では、市職員によるSDGsの概要説明と刈谷市の環境について学びました。 地球温暖化講座では、家庭でできる地球温暖化対策について学びました。</p>	
第2回 実施日 (R4. 8. 6)	講座名	生物多様性講座
	<p>トヨタ車体㈱の『刈谷ふれ愛パーク』へ見学に行きました。 ビオトープ散策や意見交流を通し、刈谷市の環境について学びました。</p>	
第3回 実施日 (R4. 10. 8)	講座名	施設見学ツアー
	<p>SDGs AICHI EXPO 2022（愛知県国際展示場）へバスで見学に行きました。 企業や大学、自治体などが出展する様々なブースを見学し、SDGsについて幅広く学びました。</p>	
第4回 実施日 (R4. 11. 5)	講座名	環境講演会
	<p>現役マジシャンで環境教育インストラクターのマリカ先生による、クイズやマジックを交えたSDGsに関する講演会に参加しました。</p>	

第5回 (R5.1.14)	講座名	エコ料理講座
	<p>野菜は皮ごと使う、ガスの火を調節する、洗い物は漬け置きするなど、日々の生活で活かせる環境に配慮した買い物・調理法・片付けを学んだ後、調理の実習をしました。</p>	
第6回 (R5.3.4)	講座名	閉講式
	<p>1年間の振り返りをした後、グループごとに今後特に取り組んでいく目標を決め、発表しました。</p>	



(2) 実績

○エコファミリー事業

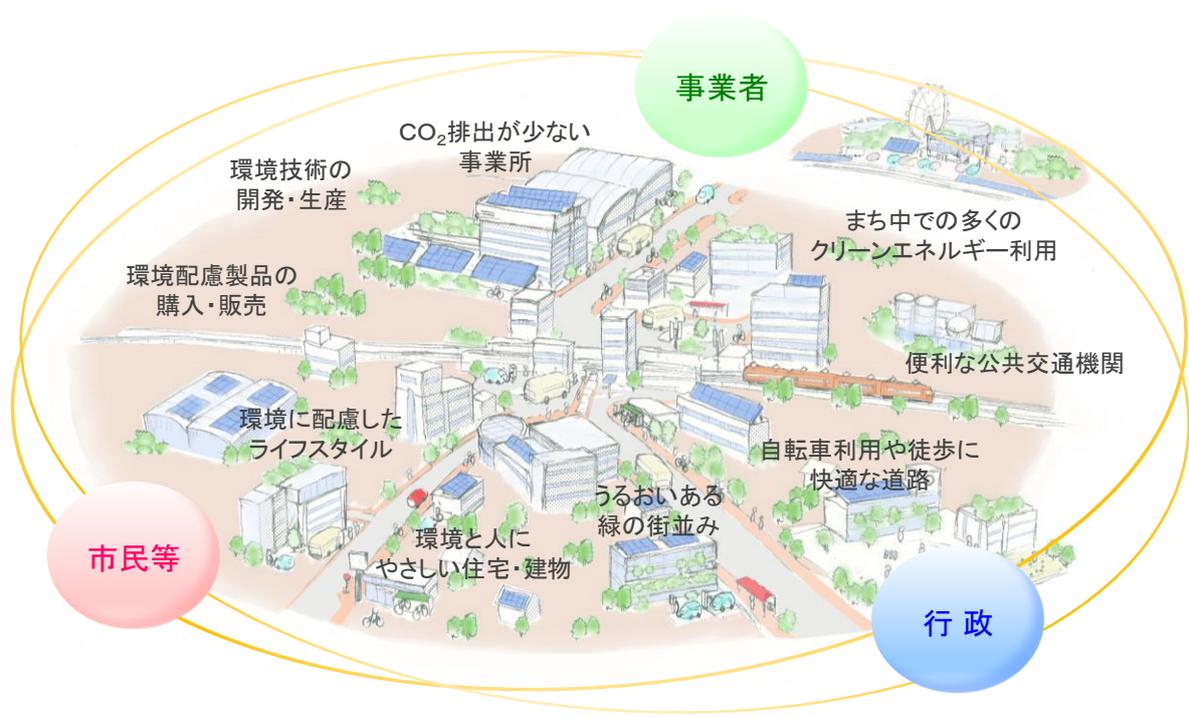
年度	参加家族数	内 容
14年度	28家族	開校式、水生生物調査、施設見学、廃食用油石けんづくり、環境映画上映会、環境家計簿、閉校式
15年度	20家族	開校式、水生生物調査、施設見学、廃食用油石けんづくり、エコクッキング、環境映画上映会、環境家計簿、閉校式
16年度	20家族	開校式、水生生物調査、施設見学、廃食用油石けんづくり、エコクッキング、環境映画上映会、環境家計簿、閉校式
17年度	20家族	開校式、水生生物調査、施設見学、廃食用油石けんづくり、エコクッキング、環境映画上映会、環境家計簿、閉校式
18年度	20家族	開校式、水生生物調査、施設見学、廃食用油石けんづくり、エコクッキング、環境映画上映会、環境家計簿、閉校式
19年度	20家族	開校式、水生生物調査、施設見学、廃食用油石けんづくり、エコクッキング、環境映画上映会、環境家計簿、閉校式
20年度	20家族	開校式、水生生物調査、施設見学、廃食用油石けんづくり、エコクッキング、環境映画上映会、環境家計簿、閉校式
21年度	20家族	開校式、水生生物調査、施設見学、廃食用油石けんづくり、エコクッキング、環境映画上映会、環境家計簿、閉校式
22年度	20家族	開校式、水生生物調査、施設見学、三河湾浄化推進活動、環境フェア、生ごみ堆肥づくり、グリーンマップづくり、エコクッキング、環境映画上映会、環境家計簿、閉校式
23年度	11家族	開校式、生ごみ堆肥づくり、水生生物調査、三河湾浄化啓発活動、施設見学、エコクッキング、環境映画上映会、環境家計簿、閉校式

○一般市民を対象にした環境講座

年度	参加人数	内容
24年度	246人	グリーンカーテンづくり講座、パパと一緒に生き物調査、環境教育施設見学会、エコクッキング講座、環境講演会、生ごみ堆肥づくり講座
25年度	1,076人	グリーンカーテンづくり講座、親子で川の水質調査、エコクッキング講座、環境講演会、生ごみ堆肥づくり講座
26年度	316人	グリーンカーテンづくり講座、親子で川の生きもの調査、エコクッキング講座、親子エコバスケット作り講座、環境講演会、生ごみ堆肥づくり講座、手あみ布ぞうりづくり講座
27年度	325人	グリーンカーテンづくり講座、親子で川の生きもの調査、エコクッキング講座、親子肩たたき棒づくり講座、環境講演会、生ごみ堆肥づくり講座、手あみ布ぞうりづくり講座
28年度	183人	植物講座、親子で川の生きもの調査、エコクッキング講座、親子なべ敷きづくり講座、生ごみ堆肥づくり講座、手あみ布ぞうりづくり講座
29年度	153人	植物講座、親子で川の生きもの調査、エコクッキング講座、親子牛乳パックでペン立てづくり講座、生ごみ堆肥づくり講座、手あみ布ぞうりづくり講座
30年度	182人	植物講座、親子で川の生きもの調査、エコクッキング講座、親子エコバスケット作り講座、生ごみ堆肥づくり講座、手あみ布ぞうりづくり講座
元年度	147人	エコクッキング講座、クリーンセンター施設見学会、ペン立てづくり講座、手あみ布ぞうりづくり講座、生ごみ堆肥づくり講座
2年度	—	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全ての講座が中止となりました。
3年度	263人	かりやエコフレンドリー事業（全6回講座）、生物多様性講座、親子で川の生き物調査、生ごみ堆肥づくり講座（資料配布のみ）、環境講演会
4年度	608人	かりやエコフレンドリー事業（全6回講座）、生物多様性講座、親子で川の生き物調査、親子でエコ料理講座、生ごみ堆肥づくり講座、手あみ布ぞうり講座、出前講座、こども電気教室、環境講演会、



第12章 環境都市アクションプラン



かりやの技術・行動・情報力が織りなす “E-smile都市かりや”

第12章 環境都市アクションプラン

1 計画の目的と改定の趣旨

本市では、平成23年(2011年)3月に「刈谷市環境都市アクションプラン」(以下「前計画」という。)を策定しました。その後、東日本大震災以降の国の温暖化対策やエネルギー政策を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、平成29年(2017年)3月に計画の改定を行い、「刈谷市環境都市アクションプラン〔平成29年改定版〕」(以下「現行計画」という。)を策定しました。

また、近年の地球温暖化問題に関する国内外の動向変化等を踏まえ、本市の環境対策への取組をさらに推進することで、環境と経済が両立した持続可能で快適な環境都市を実現することを目指し、令和4年(2022年)から2か年かけて現行計画の改定を行っています。

2 計画の位置づけ

本計画は、「刈谷市環境基本条例」に基づく「第2次刈谷市環境基本計画」を補完するもので、エネルギー起源と廃棄物によるCO₂削減対策に特化した計画とします。

また、本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項に規定されている「地方公共団体実行計画(区域施策編)」としての位置づけを持つものです。

国や県、市の他の計画との連携を図りながら環境都市づくりを推進していきます。

3 計画の期間

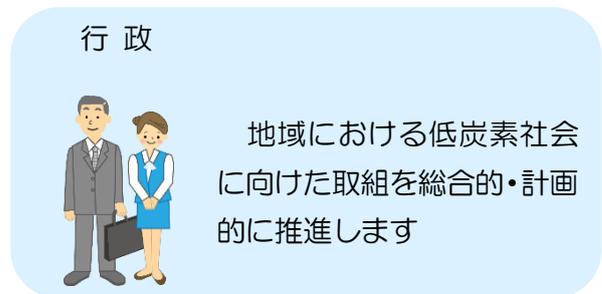
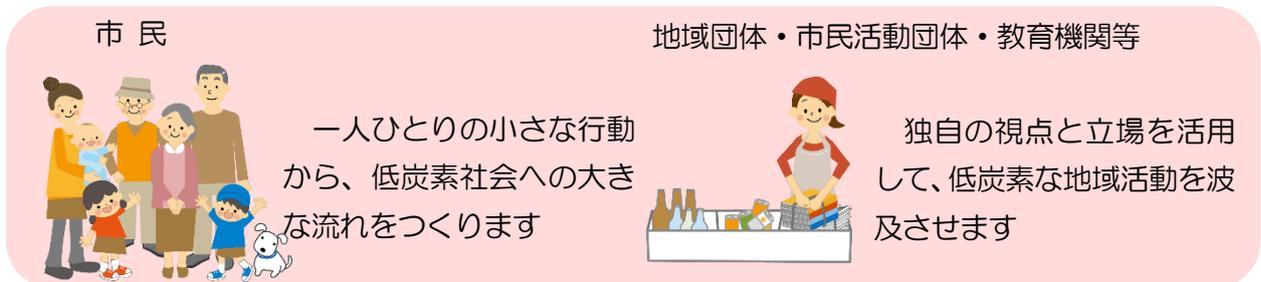
国が示す令和32年(2050年)の長期的目標と令和12年度(2030年度)の中期目標を踏まえて、本市が令和12年度(2030年度)に向けた取組を推進するための計画として策定しています。

4 CO₂削減目標

刈谷市における2030年度のCO ₂ 削減目標
2013年度比で26%削減 (現状趨勢(BAU)比で29%削減)

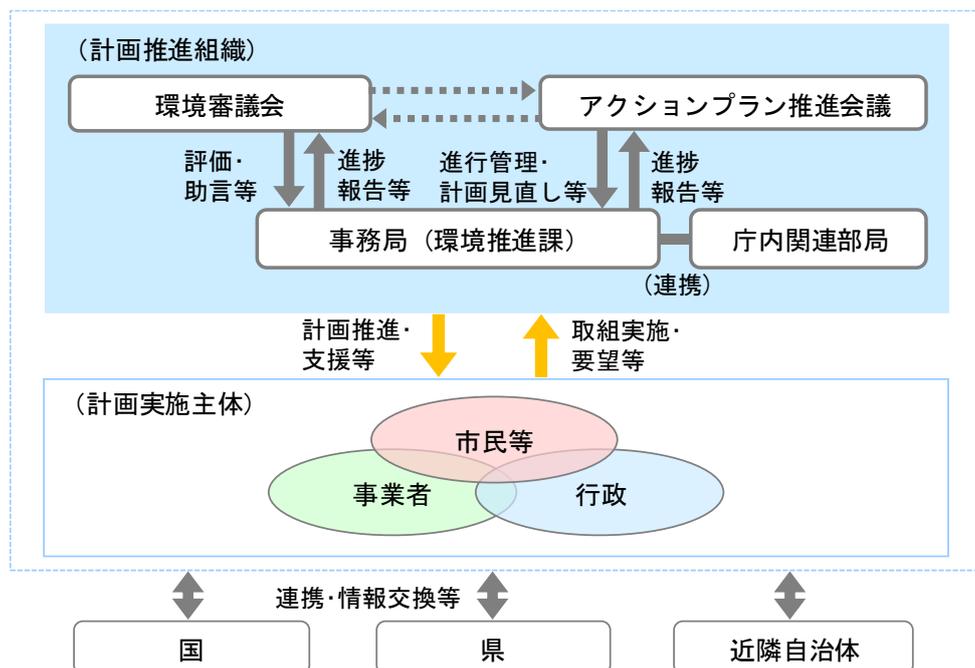
5 各主体の役割

本市において、都市や産業の活力を維持・発展させながら、同時に環境と調和した低炭素で魅力的な環境都市づくりを推進するためには、市民、事業者、行政等の各主体が、環境・エネルギーに対して正しい認識を持ち、立場に応じた能力を発揮して取組を進める必要があります。



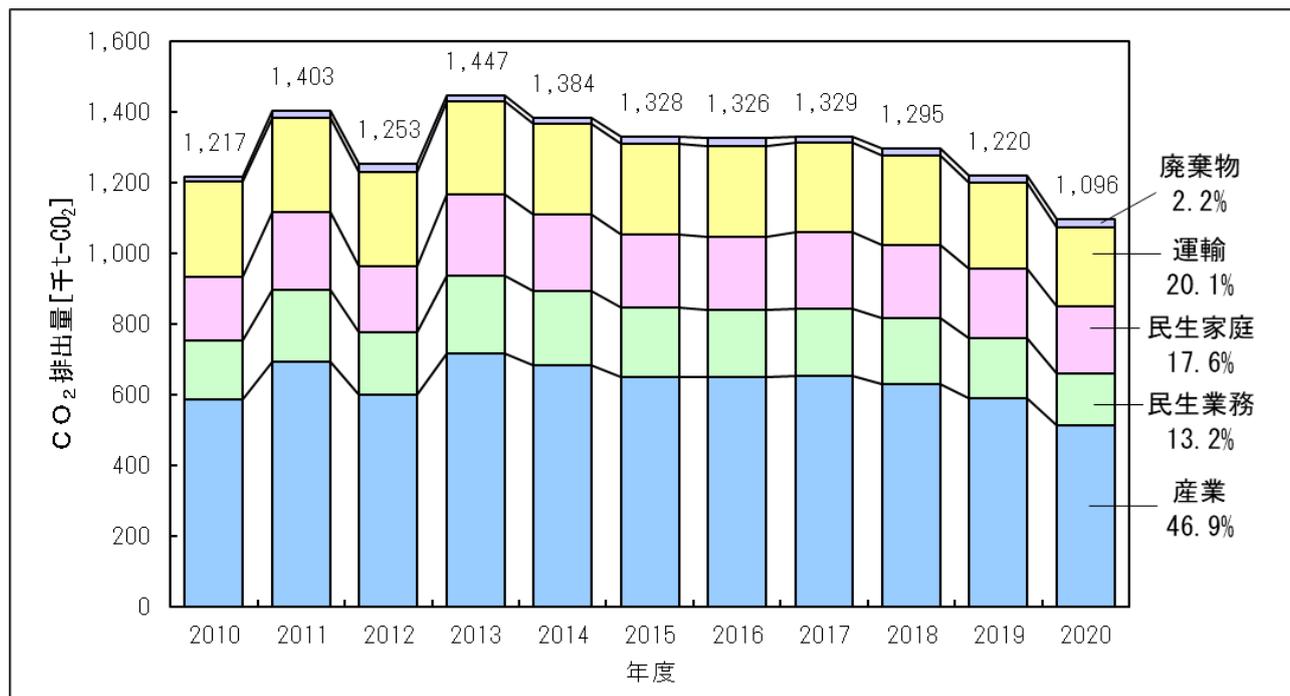
6 推進体制

本計画の進行管理を定期的かつ継続的に行うため、関係者による推進会議を設置します。また、これまで以上に各主体との連携を強化し、協力して推進していきます。



7 CO₂排出量

(1) 刈谷市の部門別CO₂排出量の推移

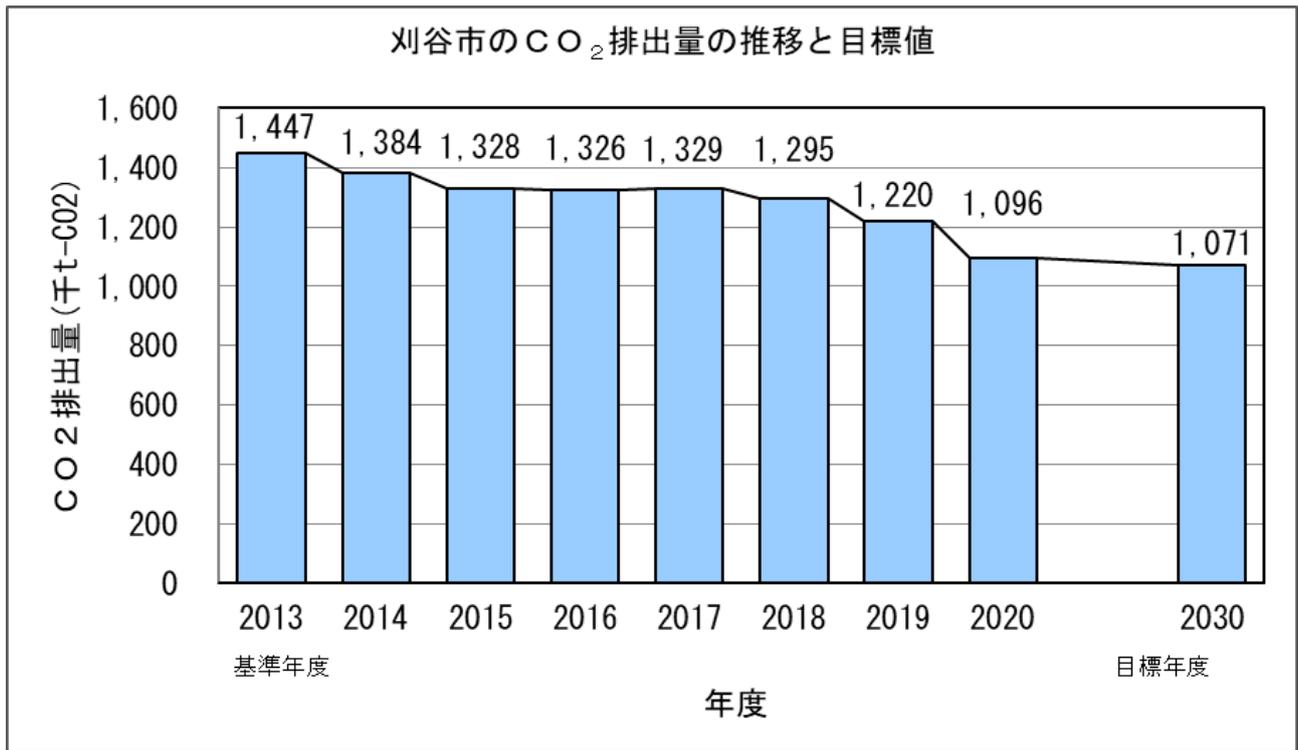


※CO₂排出量の算定に使用する「総合エネルギー統計（出典：経済産業省資源エネルギー庁）」の集計方法の変更等に伴い再計算を実施しています。

現時点で公表されている各統計資料から算定可能な令和2年度（2020年度）における刈谷市のCO₂排出量を算定した結果、1,095,885t-CO₂となり、基準年度である平成25年度（2013年度）の1,447,479t-CO₂から24.3%削減されました。

刈谷市のCO₂排出量の推移(t-CO₂)

2013年度 (基準年度)	2018年度	増減		2030年度(目標値)	
		排出量	基準年度比	排出量	基準年度比
1,447,479	1,294,629	-152,851	-10.6%	1,071,134	-26.0%
	2019年度	増減			
		排出量	基準年度比		
	1,219,710	-227,769	-15.7%		
	2020年度	増減			
		排出量	基準年度比		
	1,095,885	-351,594	-24.3%		

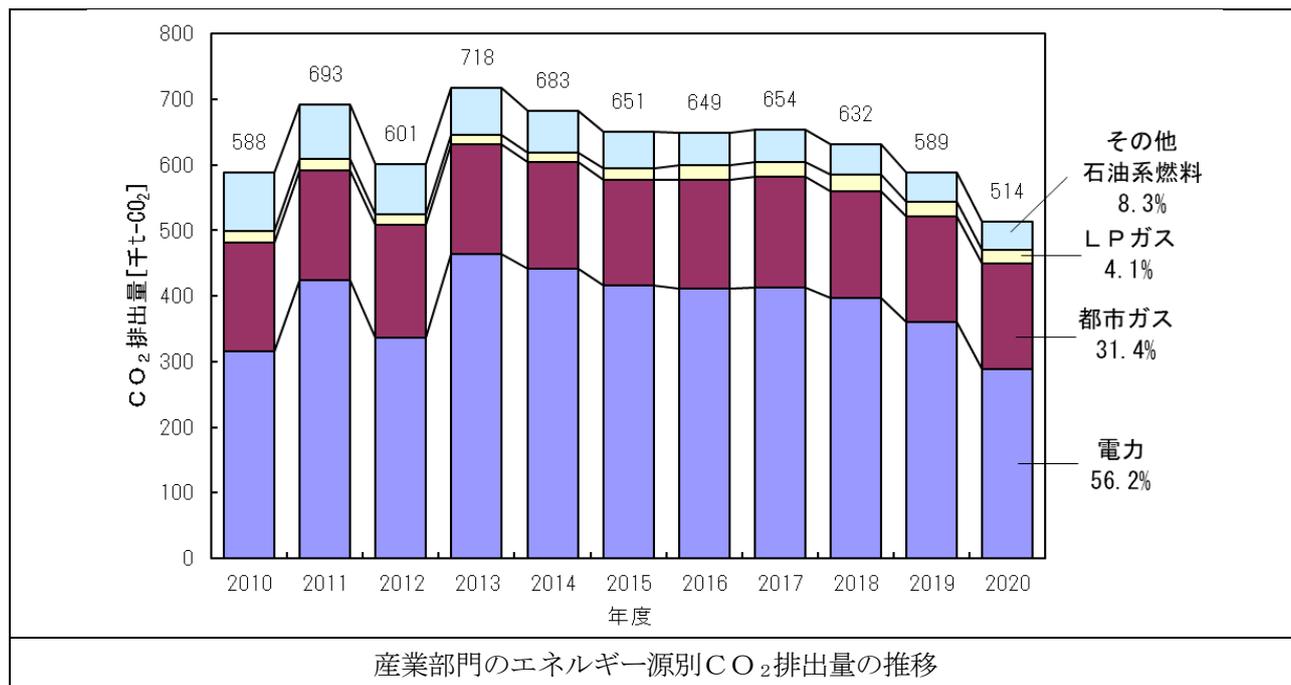
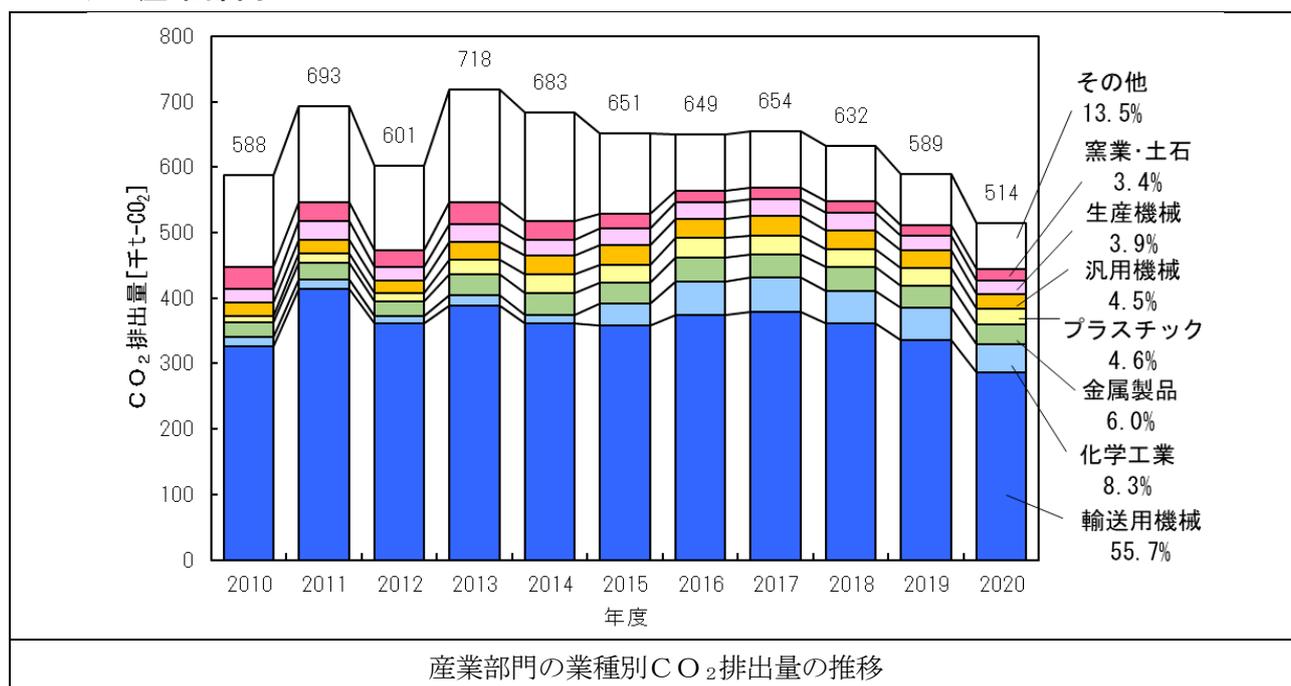


刈谷市のCO₂排出量の推移と目標値(t-CO₂)

2013年度 (基準年度)	2030年度(目標値)	
	排出量	基準年度比
1,447,479	1,071,134	-26.0%

(2) 刈谷市のCO₂排出量の推移（部門別）

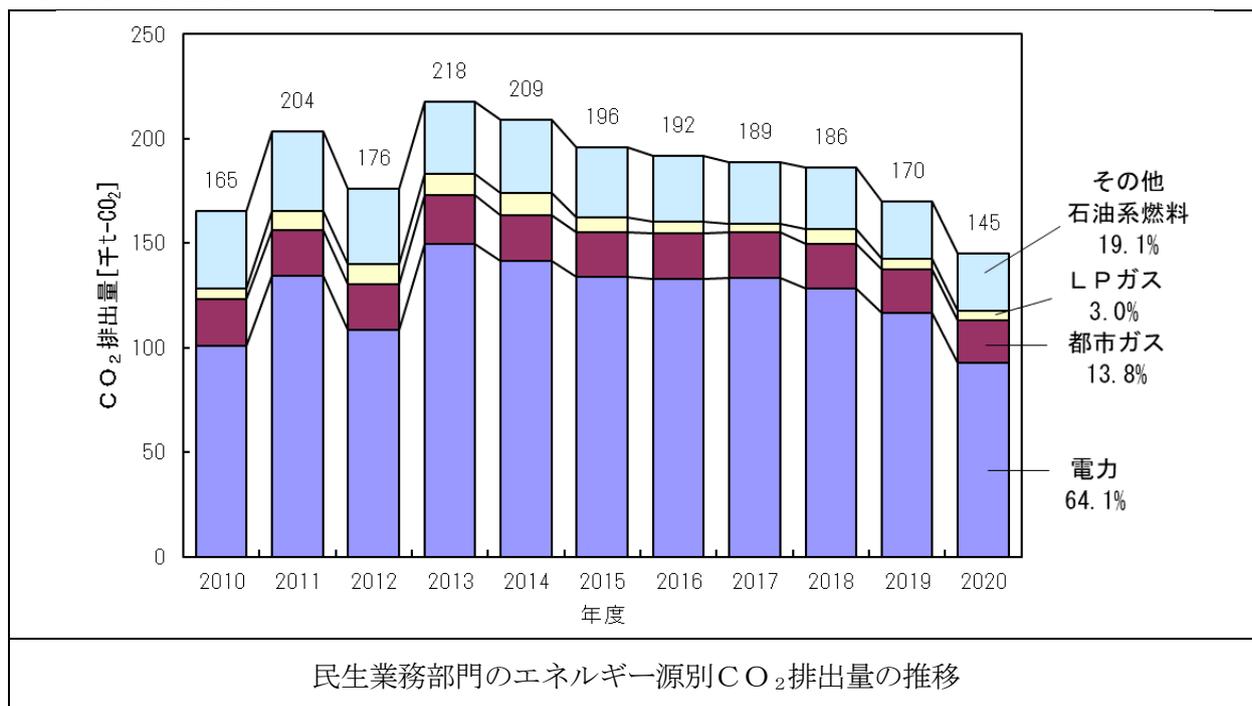
ア 産業部門



産業部門のCO₂排出量(t-CO₂)

2013年度 (基準年度)	2018年度	増減	
		排出量	基準年度比
718,250	631,732	-86,518	-12.0%
	2019年度	増減	
		排出量	基準年度比
	588,627	-129,623	-18.0%
	2020年度	増減	
		排出量	基準年度比
	513,692	-204,558	-28.5%

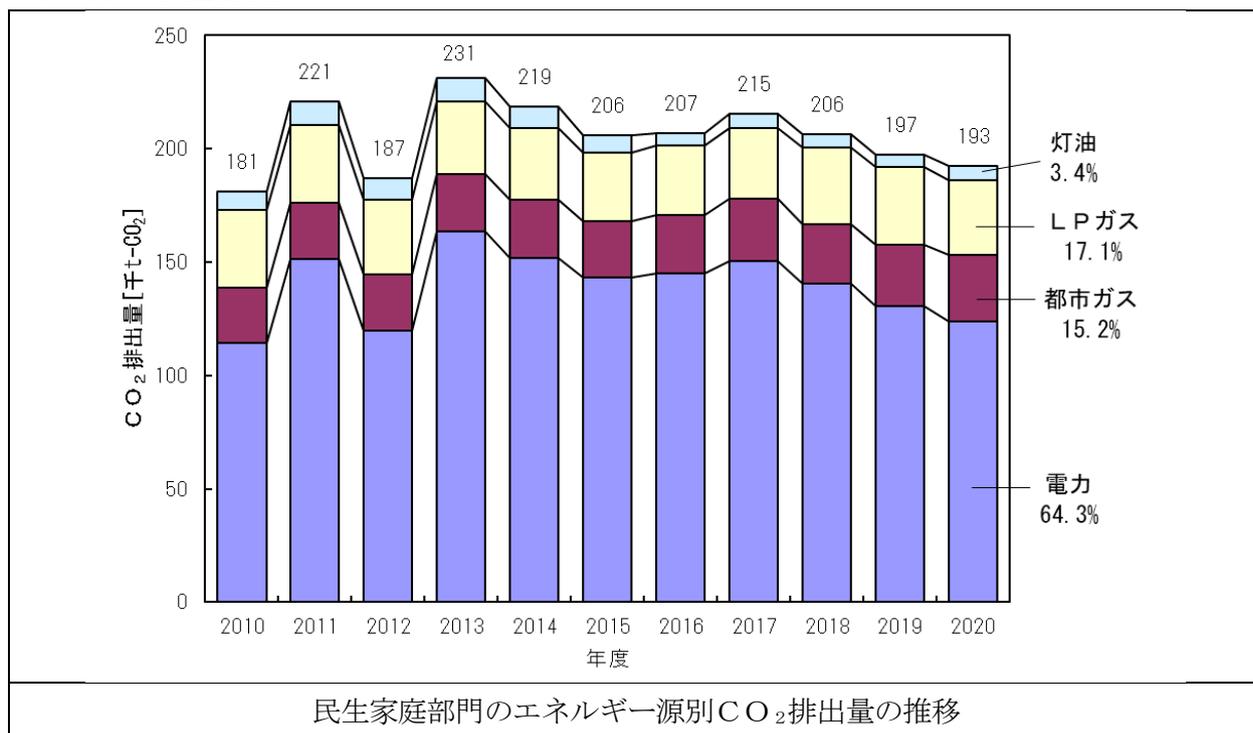
イ 民生業務部門



民生業務部門のCO₂排出量 (t-CO₂)

2013年度 (基準年度)	2018年度	増減	
		排出量	基準年度比
217,661	186,204	-31,457	-14.5%
	2019年度	増減	
		排出量	基準年度比
	169,971	-47,689	-21.9%
	2020年度	増減	
		排出量	基準年度比
	145,032	-72,629	-33.4%

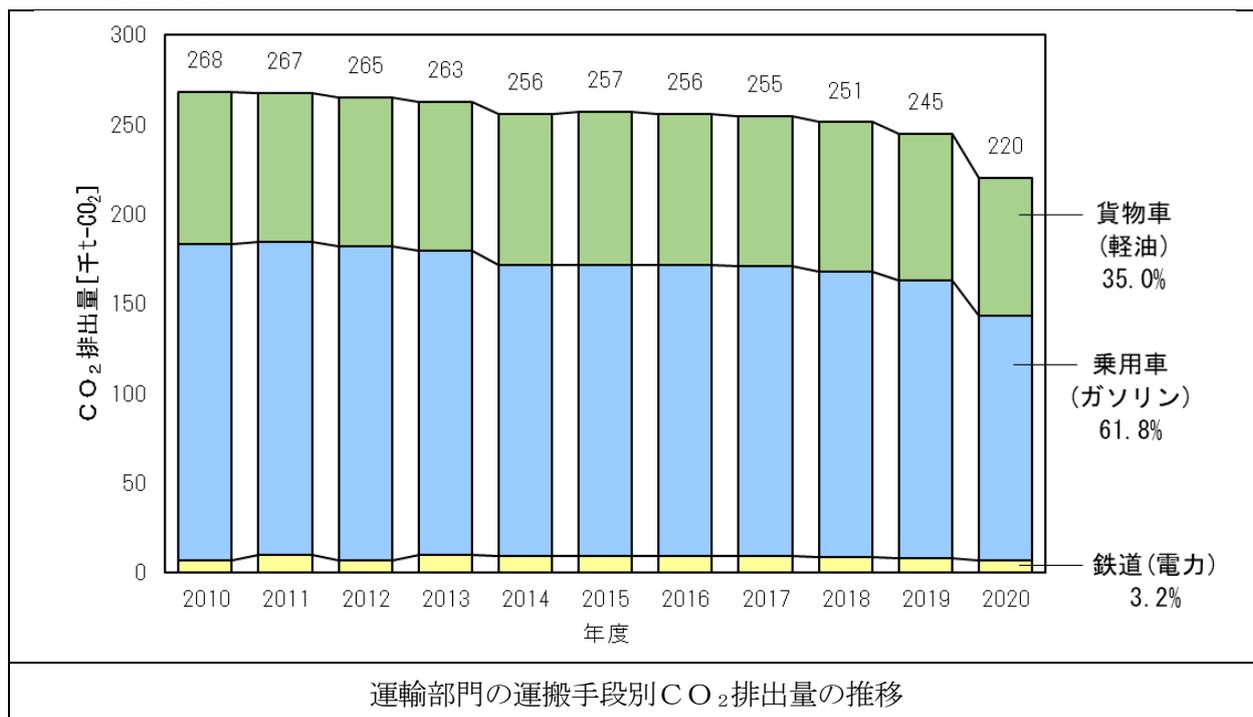
ウ 民生家庭部門



民生家庭部門のCO₂排出量 (t-CO₂)

2013年度 (基準年度)	2018年度	増減	
		排出量	基準年度比
231,304	206,262	-25,042	-10.8%
	2019年度	増減	
		排出量	基準年度比
	197,228	-34,076	-14.7%
	2020年度	増減	
		排出量	基準年度比
	192,563	-38,741	-16.7%

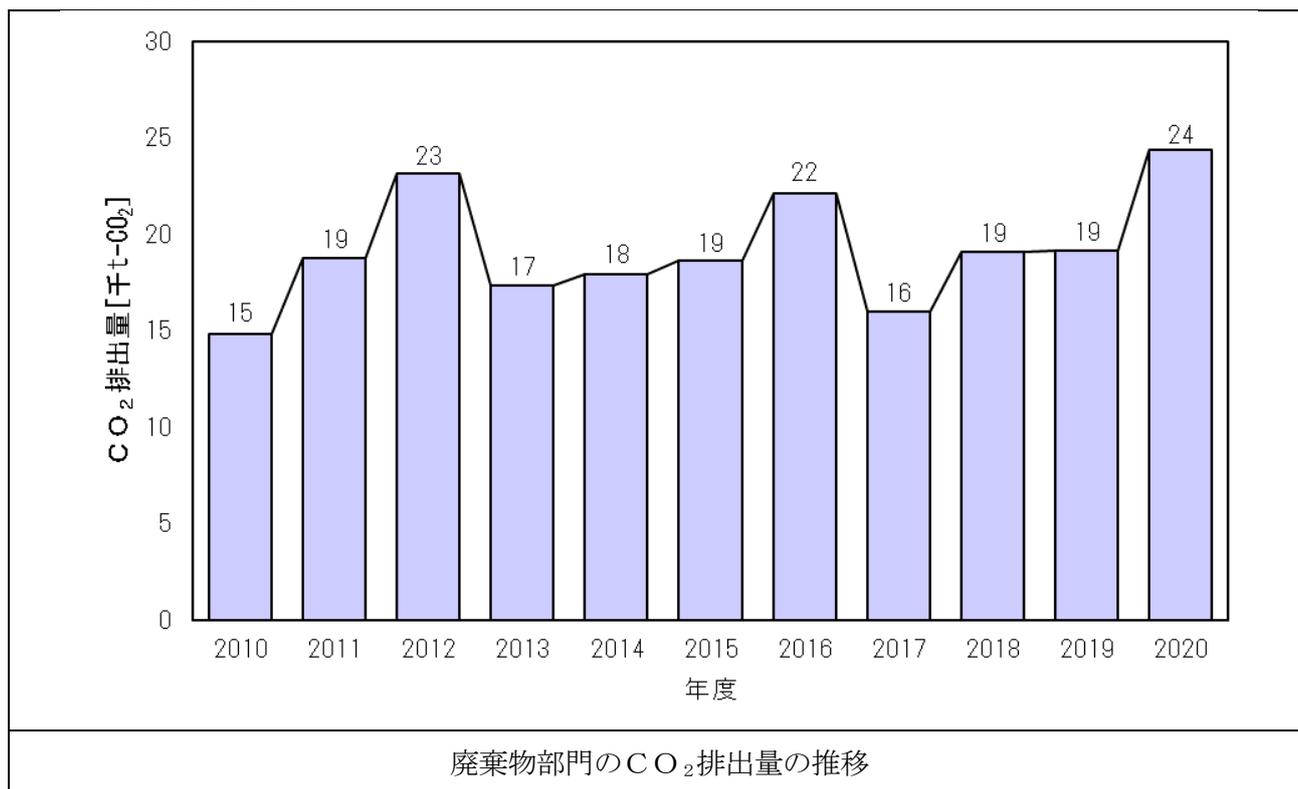
エ 運輸部門



運輸部門のCO₂排出量 (t-CO₂)

2013年度 (基準年度)	2018年度	増減	
		排出量	基準年度比
262,900	251,342	-11,558	-4.4%
	2019年度	増減	
		排出量	基準年度比
	244,709	-18,191	-6.9%
	2020年度	増減	
		排出量	基準年度比
	220,227	-42,673	-16.2%

オ 廃棄物部門



廃棄物部門のCO₂排出量(t-CO₂)

2013年度 (基準年度)	2018年度	増減	
		排出量	基準年度比
17,364	19,089	1,725	9.9%
	2019年度	増減	
		排出量	基準年度比
	19,174	1,810	10.4%
	2020年度	増減	
		排出量	基準年度比
	24,371	7,006	40.3%

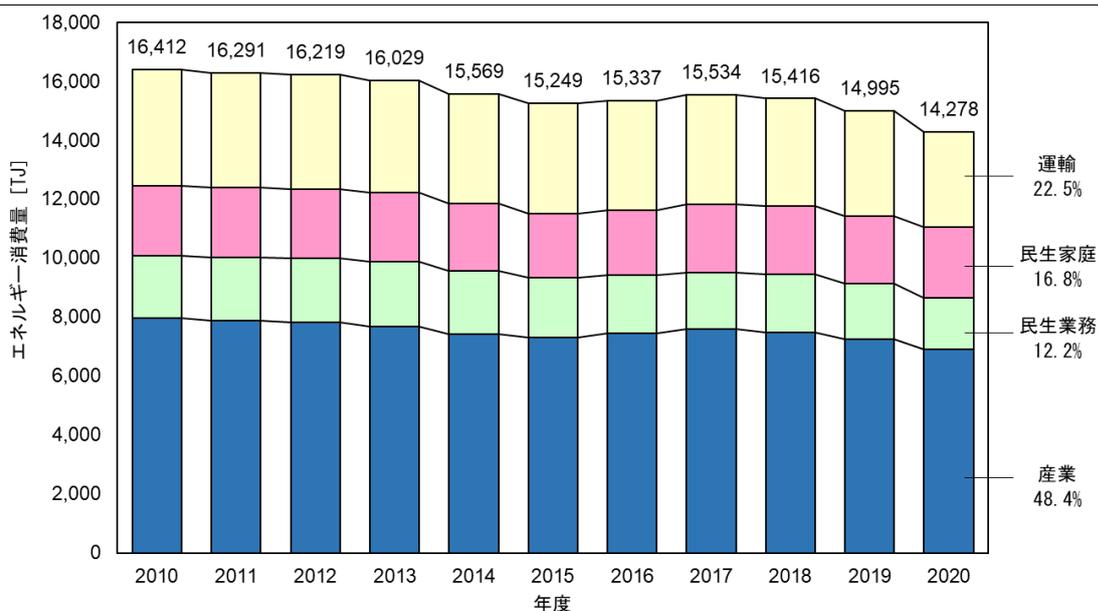
(3) エネルギー消費量について

CO₂排出量の基本的な算定式

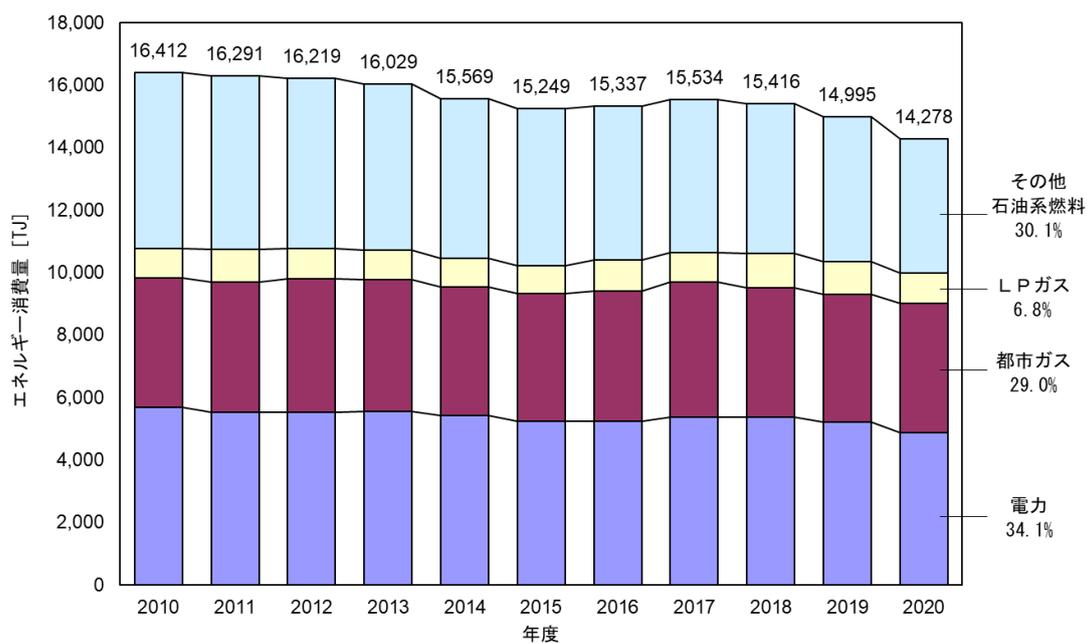
$$\text{「 CO}_2\text{排出量} = \text{エネルギー消費量} \times \text{CO}_2\text{排出係数} \text{」}$$

「エネルギー消費量」が変動しない場合であっても、CO₂排出係数（各エネルギーの単位生産量・消費量あたりの排出量を表す数値）が減少した場合、CO₂排出量は減少することとなるため、CO₂排出係数も 注目すべき値であると言えます。

近年、エネルギー消費量は減少しておりますが、新型コロナウイルスの影響によるものが大きいことが想定されるため、更なるエネルギー消費の抑制が必要です。



部門別エネルギー消費量の推移



エネルギー源別エネルギー消費量の推移

(4) エネルギー源別CO₂排出量と電力のCO₂排出係数

エネルギー源別のCO₂排出量をみると、電力が全体の約半分を占めているため、本市のCO₂排出量は、電力のCO₂排出係数の変動に大きく影響します。

2013年度は、東日本大震災に伴う原子力発電所の稼働停止等によって火力発電の割合が増加したため、CO₂排出係数が上昇し、本市のCO₂排出量も高い数値となっておりますが、その後は再生可能エネルギーの普及等により、CO₂排出係数は下降傾向にありました。しかし2021年度及び2022年度は、CO₂排出係数が上昇傾向にあることから、本市のCO₂排出量も増加する可能性があります。

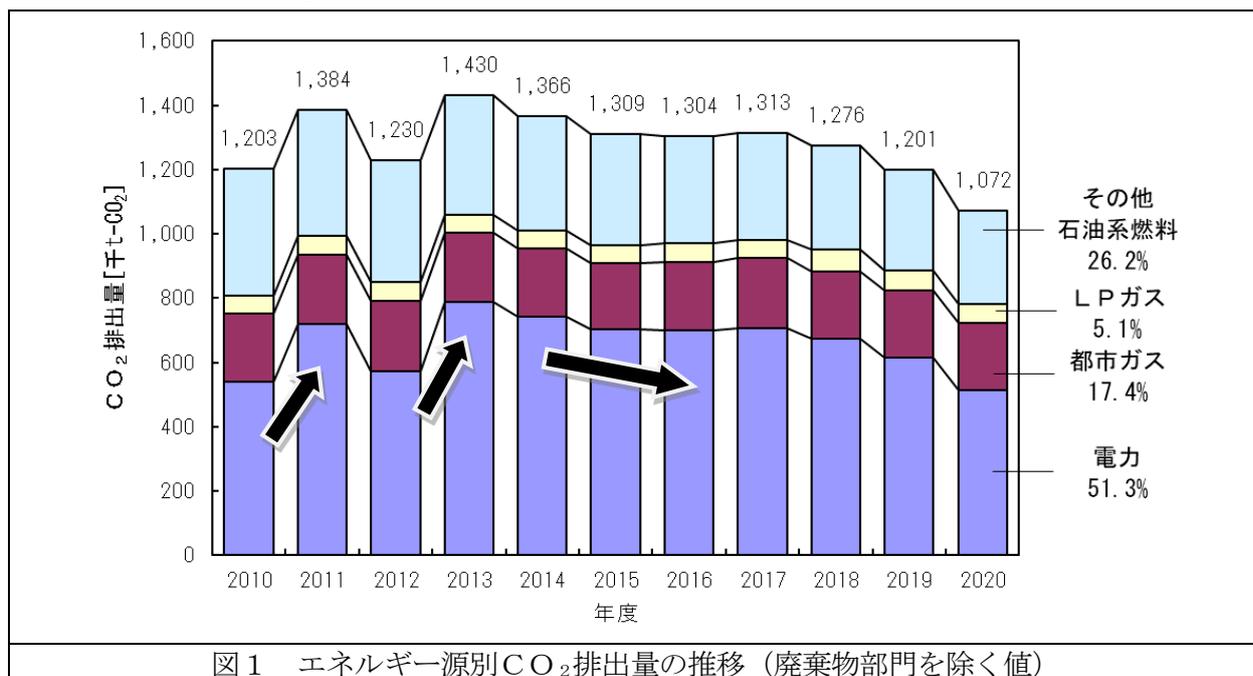


図1 エネルギー源別CO₂排出量の推移 (廃棄物部門を除く値)

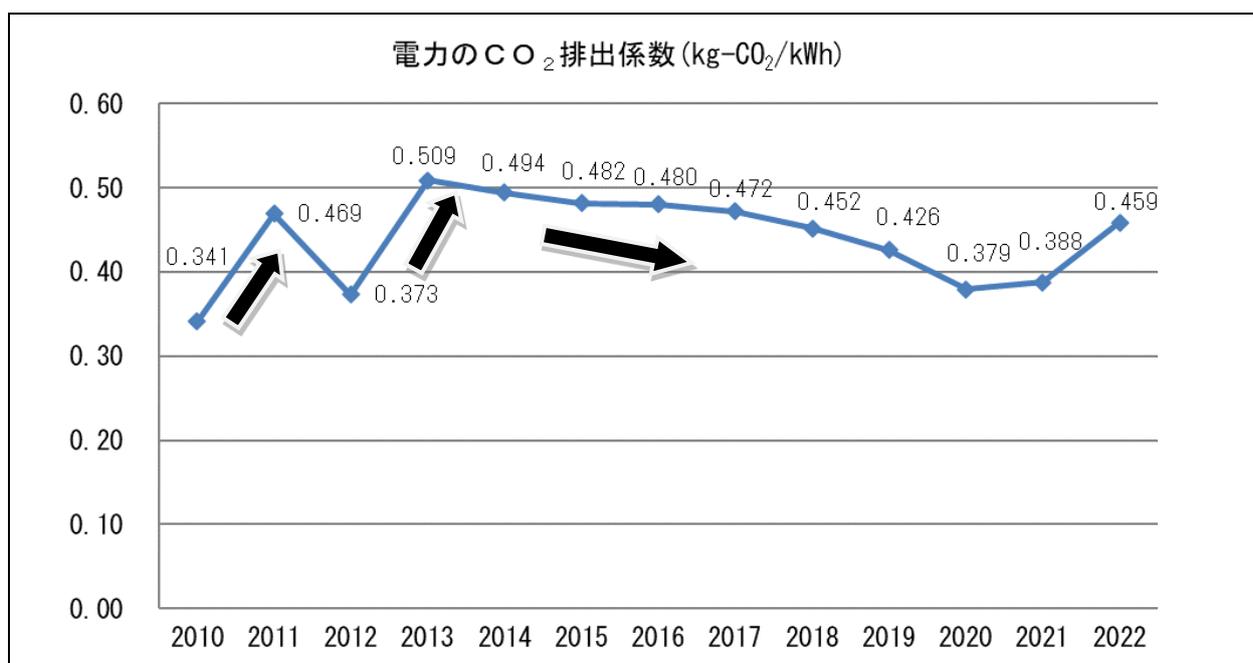


図2 中部電力株式会社のCO₂排出係数の変遷
(2008年度以降は調整後排出係数)
出典：中部電力株式会社ホームページ

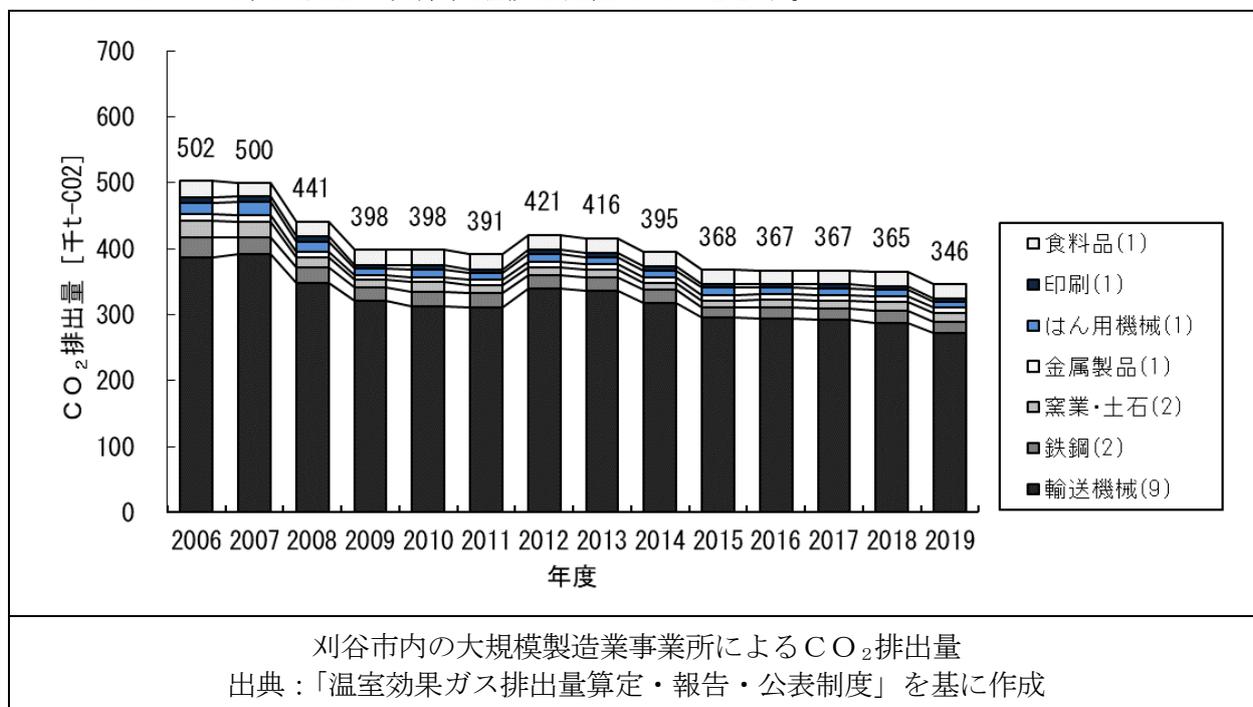
(5) 市内の大規模製造業事業所によるCO₂排出量

ア 「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」について

平成17年(2005年)の地球温暖化対策推進法の改正により、温室効果ガスを相当程度多く排出する者(特定排出者)に温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することを義務付け、国が報告された情報を集計・公表する「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度(SHK)」が導入されました。刈谷市では国に開示請求を行い、市内事業所のデータを温室効果ガス排出量の算定に使用し、下記のグラフを作成しています。

イ SHK公表データの追加掲載について

SHKの報告対象となる事業所数は年度ごとに異なりますが、推移を比較するため、制度の開始以降連続して報告している市内の製造業の事業所を掲載します。制度開始当初より連続して報告している事業所は17事業所あり、それらの事業所による令和元年度(2019年度)のCO₂排出量は346千t-CO₂でした。なお、令和2年度(2020年度)の集計結果は未だ国から公表されていないため、公表され次第、推移を把握していきます。



大規模製造事業所のCO₂排出量 [t-CO₂]

2013年度	2017年度	増減		
		排出量	基準年度比	
416,402	2018年度	366,991	-49,411	-11.9%
		365,084	-51,318	-12.3%
	2019年度	346,221	-70,181	-16.9%

※SHKでは、報告年度の電力消費量に前年度の電力のCO₂排出係数(調整前)を乗じてCO₂排出量を算出しているため、市で算出したCO₂排出量と比較することはできません。

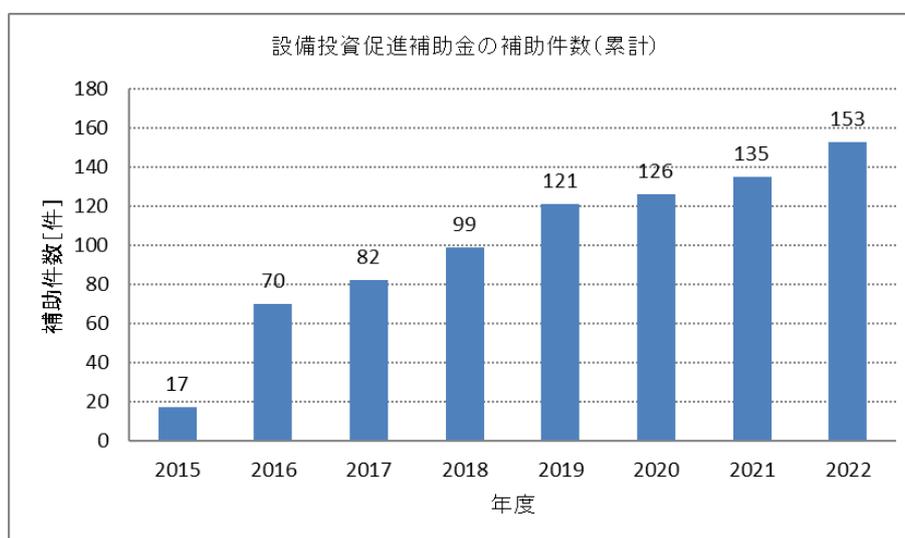
8 施策の実施状況

(1) 産業・エネルギー分野

主な取組
◆ 中小事業者の環境マネジメントシステム導入支援
◆ 中小事業者の省エネルギーの取組推進
◆ 再生可能エネルギー導入やエネルギー有効利用の推進
◆ エコ事業所等のPR

ア 支援制度を活用した環境投資の推進

国や県等が実施している支援制度をとりまとめて市ホームページに掲載しました。また事業の継続・拡大のために一定額以上の設備投資を行う小規模企業者に対して交付する設備投資促進補助金について、令和4年度(2022年度)の交付件数は18件でした。



イ かりやeco事業所認定制度の実施

環境に配慮した取組を積極的に行っている事業所を、市が「かりやeco事業所」として認定します。認定された事業所は認定証及び認証ステッカーの交付を受けることができ、市のホームページにも掲載するなど、市と事業所が共にPRをすることにより、事業所の自主的な取組を推進しています。平成27年(2015年)から制度を開始し、令和4年度(2022年度)末時点で40事業者を認定しています。

<p>認定制度のイメージ</p>	<p>認定ステッカー</p>	<p>認定証</p>
------------------	----------------	------------

(2) エコモビリティ分野

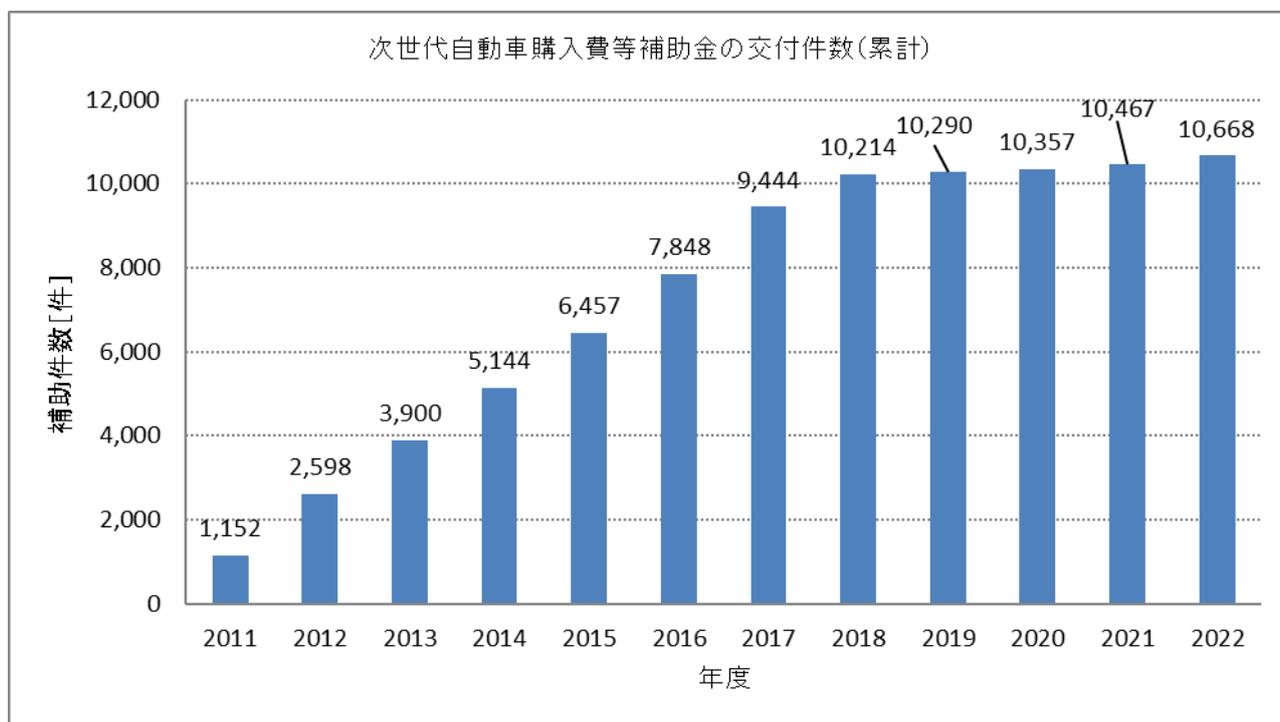
主な取組

- ◆ 自転車等利用の推進
- ◆ バスの利便性向上
- ◆ 快適な道路空間整備
- ◆ エコカー利用及びエコドライブの推進
- ◆ エコステーションの設置

ア 次世代自動車購入費等補助制度

プラグインハイブリッド自動車(PHV)、電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)、超小型電気自動車の導入費用に補助金を交付しています。令和5年(2023年)1月からは、取得方法の多様化に対応するため、リースによる導入も補助対象として拡充し、令和4年度(2022年度)は合計201件の補助金を交付しました。

年度 車種	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	合計
HV	1,134	1,405	1,269	1,186	1,260	1,339	1,444	680	-	-	-	-	9,717
EV	11	7	5	18	6	7	16	17	19	15	27	103	251
PHV	7	34	28	37	39	21	133	68	55	44	68	94	628
FCV	—	—	—	2	6	23	3	5	1	7	15	4	66
超小型	—	—	—	1	2	1	0	0	1	1	0	0	6
合計	1,152	1,446	1,302	1,244	1,313	1,391	1,596	770	76	67	110	201	10,668



(3) エコライフ分野

主な取組
◆ ごみの減量・リサイクルの推進
◆ 緑化等の推進
◆ 環境に配慮した建物の普及の推進
◆ 小・中学校における環境教育の推進
◆ 市民への環境学習の場の提供

ア グリーンカーテンづくりの推進

夏の空調エネルギーの削減となるグリーンカーテンづくりに意欲的に取り組んでもらえるよう、市民・事業所向けにグリーンカーテンコンテストを実施し、優秀な作品を表彰しました。また、市内の幼稚園、保育園、小中学校、その他公共施設等においても、グリーンカーテンづくりを実施しました。

グリーンカーテンコンテスト	家庭部門 84 人、事業所部門 2 事業者が参加。
公共施設等のグリーンカーテン	69 施設で実施。

イ 住宅用地球温暖化対策設備設置費補助制度

市民が行う創エネルギー・省エネルギー・蓄エネルギーの取組を積極的に支援することにより、環境保全に対する意識の高揚を図るため、一定の要件を満たした住宅の省エネやCO₂削減に寄与する設備の導入に対して補助を実施しています。住宅用太陽光発電システム、太陽熱利用システム、エネファーム、HEMSに加え、平成 30 年度(2018 年度)からリチウムイオン蓄電システム(蓄電池)、EV等充給電システムも補助の対象となっています。

設備	年度													合計
	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022		
太陽光発電システム	469	455	396	363	252	209	164	180	205	44	48	69	2,854	
太陽熱利用システム	4	8	9	12	5	4	5	6	2	2	2	5	64	
エネファーム	19	25	34	39	45	51	65	85	116	87	78	71	715	
HEMS	—	—	—	—	61	52	45	69	120	89	98	133	667	
リチウムイオン蓄電システム(蓄電池)	—	—	—	—	—	—	—	69	170	133	152	179	703	
EV等充給電システム	—	—	—	—	—	—	—	1	0	1	4	6	12	

ウ 各種イベント等の実施

小学校 2 年生、5 年生、中学校 2 年生及びその家族が、それぞれの家庭で各自のレベルに合わせた省エネ生活を送り、チェックシートで取組効果を見える化する「エコライフデー」や、水中の生物の種類や数から水の汚れ具合を調べる「水生生物調査」、県の主催で小学生を対象に行う授業「ストップ温暖化教室」などの各種イベントを実施し、環境に関する意識啓発を図りました。

イベント名	参加者数	備考
エコライフデー	11,290 人	令和 4 年 6 月 5 日をエコライフデーに指定。
水生生物調査	155 人	双葉小学校、小垣江東小学校で実施。
ストップ温暖化教室	93 人	県主催。衣浦小学校で実施。

(4) 分野共通

主な取組

- ◆ 環境・エネルギーに関する情報提供
- ◆ 導入費助成等の実施
- ◆ 市民、事業者等との連携

ア かりや環境学習ガイドブックの作成

令和4年度(2022年度)末に市内の事業者、団体等が実施する環境学習に関する情報を集約し、「かりや環境学習ガイドブック」を作成しました。

「講座・講演」や「見学」、「体験」などの学習形態や、「エネルギー」や「自然・ふれあい」、「ごみ・リサイクル」などの学習内容ごとに掲載することで、用途に合った環境学習を、市民のみなさんに気軽に参加いただけるよう紹介しています。

市内公共施設で配布し、ホームページへ掲載することで、市民の環境学習の機会の充実を図りました。

- ・作成部数…400部



そ の 他



環境フェア

その他

1 環境関係の用語

(1) 第3章関係

用語	説明文
エコドライブ	発進を緩やかにする、車間距離を十分にとり加減速を少なくする、早めのアクセルオフを行う、無用なアイドリングをしないなどのことを心掛け、環境に配慮して自動車を使うこと。
エコポイント	市民が行った環境配慮行動に対して発行するポイント。貯めたポイントは、エコ商品等と交換することができる。
エコライフデー	不要な照明の消灯やレジ袋の削減等、温暖化防止や省資源につながる「環境にやさしい生活」を実践する、刈谷市が設定する日のこと。
外来種	人為的な影響によって本来の生息地域から、元々生息していなかった地域に生息し定住した生物（動植物等）。
合併処理浄化槽	生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）だけでなく、雑排水（台所・風呂・洗濯等の排水）も併せて処理できる浄化槽。
刈谷生きがい楽農センター	農業後継者育成及び遊休農地の解消・抑制等を図るため、農業研修を実施する施設。
かりや衣浦つながるねット	刈谷市、知立市、高浜市、東浦町が連携して市民活動を活性化するために開設したネットワーク。
環境フェア	環境に関する普及啓発を図るため、刈谷わんさか祭りにあわせて開催する催し。
環境保全協定	事業者の環境の保全及び創造に向けた取組の積極的な推進を図るため、市と事業者が結ぶ協定。
クリーンカレンダー	区域毎に定められた、ごみ（燃やせるごみ、プラ容器、紙容器、古紙類、不燃ごみ、空きビン、空き缶・金属類、アルミ缶、ペットボトル）の収集日を示すカレンダー。
グリーン購入	商品やサービスを購入する際に必要性を考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷がなるべく小さいものを優先的に購入すること。平成13年に、国等によるグリーン調達の促進を定めるグリーン購入法が制定された。
下水道普及率	市内全域の人口に占める、下水道管渠が整備された区域の人口の割合。
元気な地域応援交付金	地域の絆を深め、地域を元気にするために、自治会等が課題を自ら解決する取組を応援する交付金。通称「げんき交付金」。
ごみ散乱防止推進員	刈谷市空き缶等ごみ散乱防止条例に基づき、各地区から推薦され市の委嘱を受け、地区内の巡回、啓発活動等、地区のごみ散乱防止、環境美化を推進する人。
ごみ分別収集協力報償金	市が実施するごみ分別収集に協力する地区団体に、ごみの減量化および資源化並びに環境美化の推進を図ることを目的として交付する報償金。

用語	説明文
資源回収奨励報償金	ごみの減量化と資源の再利用を積極的に推進するため、自主的に資源回収活動をする市民団体に対して交付する報償金。
市民活動支援基金 「かりや夢ファンド」	市民団体等が、刈谷のまちをよくしていくために、自主的に行う活動の誕生・発展を応援する補助金制度。資金の半分は、寄附によってまかなわれている。
省エネナビ	電気使用量や電気料金、CO2 排出量等をリアルタイムで表示する機器。
水洗化率	下水道管渠が整備された区域の人口に占める、下水道に接続している人口の割合。
生産緑地地区	都市部に残存する農地の計画的な保全を図り、良好な都市環境を確保することを目的に、都市計画に定められた区域。
生態系ネットワーク	保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、生物の生息空間のつながりや適切な配置を考慮した上で、これらをつないだネットワークのこと。
地域環境保全委員	地域における環境の状況を把握し、その保全に関する活動を推進するため、愛知県環境基本条例に基づき県内市町村に配置される委員。地域の環境の状況の調査・報告、県の行う環境保全施策への協力、地域における環境保全のための自主的活動の推進等を担う。
地産地消	地域で生産された物を、地域で消費すること。地域の中で生産と消費を行うことで、輸送にかかるエネルギーや排出ガスの削減につながる。
長期優良住宅認定制度	長期優良住宅の普及に関する法律に基づく、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅を認定する制度。税制上の特例措置が受けられる。
低炭素建築物認定制度	都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく、CO2 の排出の抑制に資する建築物を認定する制度。税制優遇や容積率の緩和の特例措置が受けられる。
農用地区域	優良農地を保全しつつ、総合的かつ計画的に農業の振興を図るため、今後 10 年以上の長期にわたり農業上の利用を確保すべき優良農地等であり、農業振興地域の整備に関する法律に基づき指定された区域。
モニタリング指標	目標値を定めず既存の統計数値等を活用することにより、社会情勢を的確に把握し監視するために設定される指標。
遊休農地	耕作の目的に使用せず、かつ、引き続き耕作の目的に使用されないと見込まれる農地。
優良農地	10ha 以上の規模の一団の農地で、区画が大きく大型農業機械の使用が可能な農地。
わがまちのしゃべり場	刈谷のまちがもっとよくなるために、いろいろな感性や価値観、考え方を持つ人たちが、お互いの立場を尊重しながらみんなの想いを語り合う、いわば「井戸端会議」。
わがまちのつむぎ場	さまざまな分野で活動をしている団体が一堂に集まる「出会いの場」。

ワットアワーメーター	パソコンやテレビ等の電気製品をつなぐと、瞬時に消費電力量を測定・表示するもの。
------------	---

(2) 第4章関係

用語	説明文
公害	環境基本法において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。同法でいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。
環境基準	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準をいう。
規制基準	公害を防止するため事業者が守るべき基準をいう。

(3) 第5章関係

用語	説明文
二酸化硫黄 (SO ₂)	硫黄分を含む燃料が燃えて生じた硫黄酸化物の主成分。無色の刺激性ガスで、水に溶けやすい。高濃度のときは目の粘膜に刺激を与えるとともに呼吸機能に影響を及ぼすとおわれている。また、金属を腐食させたり、植物を枯らしたりするといわれている。
窒素酸化物 (NO _x)	大気汚染の原因となるものは一酸化窒素と二酸化窒素で、主に石炭、石油等の燃料が高温下で燃焼する際発生する。主な発生源は工場と自動車の排ガスである。又、紫外線的作用をうけて炭化水素と反応し特殊な気象条件のもとで光化学スモッグを発生させている。健康に対する影響は、二酸化窒素は肺に対する毒性が強いといわれている。
一酸化炭素 (CO)	有機物の不完全燃焼の際発生する炭素の酸化物。主に自動車の排ガス等から排出され、交通の頻繁な道路や交差点近くで高濃度の汚染がみられる。人体作用は血液中のヘモグロビンと結合し体内の酸素運搬作用を阻害し、急性毒性としてはまず頭痛、めまい、耳鳴等をおこし、更にひどくなると意識障害を招き麻痺状態におちいり、遂には死に至るといわれている。
浮遊粒子状物質	大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、粒径が10μm以下のものを浮遊粒子状物質と呼び環境基準が設けられている。主にボイラー、窯業炉、廃棄物焼却炉等から発生する。
光化学スモッグ	自動車からの排出ガスや工場のばい煙に含まれる窒素酸化物やVOC（揮発性有機化合物）が太陽の紫外線的作用を受けて化学反応をおこすと「光化学オキシダント」と呼ばれる物質が発生し、白くモヤがかかった状態となる。この状態を光化学スモッグといい、夏の日射しが強くて風の弱い日に発生しやすいといわれている。光化学スモッグは眼を刺激しクシャミや涙を誘発し、又植物の葉を白く枯らしたりゴムの損傷を早めたりする。

微小粒子状物質 (PM _{2.5})	大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが2.5μm(1μm=1mmの千分の1)以下の非常に小さな粒子のことで、ばい煙や粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機などのほか、土壌、海洋、火山など自然由来のものや越境汚染による影響もある。また家庭内でも、喫煙や調理、ストーブなどから発生する。粒子の大きさが非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器系疾患への影響のほか、肺がんのリスクの上昇や循環器系への影響も懸念されている。
酸性雨	二酸化硫黄、窒素酸化物等の大気汚染物質は、大気中で硫酸、硝酸等に変化し、再び地上に戻ってくる(沈着)。それには、2種類あり、一つは雨や雪などとして沈着する場合(湿性沈着)であり、もう一つはガスや粒子の形で沈着する場合(乾性沈着)である。当初はもっぱら酸性の強い雨のことにのみ関心が寄せられてきたが、現在ではより幅広く、湿性沈着及び乾性沈着を併せたものをいう。

(4) 第6章関係

用語	説明文
pH (水素イオン濃度)	溶液中の水素イオン濃度。pH7が中性でそれより低いものを酸性、高いものをアルカリ性という。
大腸菌群数	主に人及び動物の腸内に寄生している大腸菌及び、水、土壌など自然界に広く分布する大腸菌と同様の性質をもつ菌の総称。水100ml中の大腸菌群を培養してその集落数で表す。単位:MPN/100ml
カドミウム(Cd)	銀白色のやわらかい金属で主に金属精錬、メッキ工場、化学工場等より排出される。少量でも体内に蓄積され、吐気、下痢を起こし、腎症状のほか貧血肝臓障害を起こす。
全シアン	青酸(シアン化水素)及びその塩類の総称をシアン化合物といい猛毒性があり、消化器や皮膚から容易に吸収されて、迅速に中毒症状を示し、時には突然意識不明になることもある。
鉛(Pb)	やわらかい灰白色の金属で空气中で酸化されやすい。鉛化合物による中毒は昔から鉛毒として知られており、肺、消化器、皮膚などを通して吸収され、体内に蓄積して慢性中毒を起こす。
クロム(Cr)	クロムは、耐蝕性、耐燃性に富み、メッキやステンレス原料として用いられる重金属である。クロム酸は皮膚、粘膜の腐蝕性が強く、また体内に吸収されたクロムイオンを含む水の摂取が続けば、肝臓のほか腎臓及び脾臓に蓄積することが確かめられている。
砒素(As)	銅鋳業の副産物で、砒素、亜砒酸、砒化水素などのほとんどの化合物もすべて猛毒である。“農薬”の成分(殺虫剤)として用いられる。砒素化合物は皮膚、消化器、呼吸器から吸収され、骨や内臓に沈積して貧血、嘔吐などの慢性中毒を起こす。
ジクロロメタン	常温で無色の液体。エーテル臭がするが不燃性である。セルロース・樹脂・油脂やゴム製造に用いられる。高濃度暴露における症状は嘔吐、四肢の知覚異常などが起こる。
四塩化炭素	フロン類の原料・溶剤・洗浄剤等に用いられているが、毒性が強いため現在ではあまり使われなくなってきた。皮膚、呼吸器を通して取り込まれ、麻酔作用、頭痛、嘔吐等の症状を起こす。
1,2-ジクロロエタン	甘味臭を持つ無色透明の液体で塩化ビニルモノマー、ポリアミノ樹脂の原料等に用いられる。人体への影響は、頭痛、めまい、嘔吐などがある。

1,1-ジクロロエチレン	無色～淡黄色の液体で揮発しやすく火災の危険も大きい。主用途としては、塩化ビニリデンの樹脂の原料で、人体への影響は、頭痛、視覚障害疲労、知覚神経障害がある。
シス-1,2-ジクロロエチレン	常温で液体、刺激臭がある。染料抽出剤、合成中間体に用いられる。人体への影響は、麻酔作用、肝障害などがある。
1,1,1-トリクロロエタン	特有の甘味臭を持つ無色透明の揮発性液体。金属の洗浄剤、ドライクリーニング用溶剤として用いられる。人体への影響は、麻酔性、粘膜刺激性などがある。
1,1,2-トリクロロエタン	常温で無色の液体。塩化ビニリデンの原料、粘着剤、ラッカー、テフロンチューブの生産に用いられる。人体への影響は、中枢神経障害、肝障害などがある。
トリクロロエチレン	トリクレン、三塩化エチレンとも呼ばれ、不燃性で脱脂能力が優れているため、金属部品の洗浄に使用され、接着剤や塗料の溶剤としても使用されている。無色の重い液体で、クロロホルムのような臭いがあり、眼・鼻・のどを刺激する。蒸気を吸引すると、頭痛・めまい・吐き気及び貧血・肝臓障害を起こし、また、ガンの原因にもなると言われている。
テトラクロロエチレン	パークレン、パークロロエチレン、四塩化エチレンとも呼ばれ、不燃性で洗浄能力が優れているため、ドライクリーニングに使用され、金属部品の洗浄や繊維の精練加工においても使用されている。無色の液体で、エーテルのような臭いがあり、高濃度の場合、眼・鼻・のどを刺激する。蒸気を吸引すると、麻痺作用があり、頭痛・めまい・意識喪失を起こし、また、ガンの原因にもなるといわれている。
1,3-ジクロロプロペン	淡黄色の液体。一般農薬として土壌くん蒸剤、殺虫剤に用いられる。人体への影響は、皮膚刺激、眼球刺激性がある。
チウラム	無色の白色結晶。硫黄殺菌剤、硫黄加硫促進剤兼硫黄供与型加硫剤としてゴルフ場等に使用される。人体への影響は、咽頭痛、咳、痰皮膚発疹、腎障害などがある。
シマジン	トリアジン系除草剤として、ゴルフ場や畑、果樹園で用いられる白色結晶の物質。安定であるため、残留性が高い。
チオベンカルブ	淡黄色の液体。一般農薬として用いられるチオールカーバメート系除草剤。水生生物への毒性が指摘されている。
ベンゼン	芳香臭を持つ無色透明の液体。染料・溶剤・合成ゴム等多様な用途がある。人体への影響は頭痛、めまい、意識喪失等の中毒症状がある。
セレン	灰色の光沢のある固体。ガラス、窯業、半導体材料、光電池、コピー感光体に用いられる。人体への影響は蒸気の状態が強毒性隔膜壊死、熱傷などがある。
ふっ素	淡黄色の気体。海水や温泉中には比較的高濃度で存在する。虫歯予防、ふっ素樹脂などの原料や金属の研磨、ステンレスの洗浄目的で使用されている。人体への影響としては、中枢神経障害が知られている。
全亜鉛	自動車や建材構造物用亜鉛メッキ鋼板、電子部品、機械部品など多くの用途に使用される。また、自然界に広く存在しており、低濃度では人体への影響は小さいが、水生生物等生態系への影響が懸念されている。
クロロフィル a	葉緑素の一種。富栄養化の生物学的指標で値が大きいほど富栄養化が進んでいる。

(5) 第7章関係

用語	説明文
自動車騒音の限度 (要請限度)	自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の基準。
道路交通振動の限度 (要請限度)	道路交通振動がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が道路管理者に振動防止のための道路の修繕等の措置を要請し、又は県公安委員会に道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の基準。
デシベル dB (騒音レベル関係)	音に対する人間の感じ方は、音の強さ、周波数の違いによって異なる。騒音の大きさは、物理的に測定した騒音の強さに、周波数ごとの聴感補正を加味してdB(デシベル)で表す。実際には、騒音計のA特性で測定した値を騒音レベルとして、dBで表す。同じ大きさの騒音を出す機械の台数が2倍になると騒音は3dB増加し、半分になると3dB減少する。
デシベル dB (振動レベル関係)	振動の大きさの感じ方は、振幅、周波数等によって異なる。公害振動の大きさは、物理的に測定した加速度振幅の大きさに、周波数による感覚補正を加味してdB(デシベル)で表す。実際には、通常振動感覚補正回路を持つ公害用の振動レベル計により測定した値を振動レベルとしてdBで表す。

環境宣言に関する決議

清らかな空気、きれいな水、豊かな緑など自然環境は、人間をはじめ地球上に生きるものすべての生命の基盤である。

私たちは、豊かな環境の恵みに支えられて生活を営んできた。

しかし、近年、生活様式の変化や事業活動の拡大による資源・エネルギーの大量消費に伴い、大気汚染、水の汚濁、緑や野生生物の減少、地球の温暖化など地球規模で環境が損なわれ、私たちと私たちの子どもたちの生活が不安なものとなり、すべての生物の生存基盤が危ぶまれている。

私たちの住む愛知でも、都市化の進展や産業の集積に伴い、恵み豊かな環境を将来にわたって維持することが次第に難しくなっている。

それだけに今、私たちには、自然がもたらす恵みと資源を守り育てるとともに、調和のとれた都市環境、地球環境をつくりあげていく責務がある。

そのためには、潤いと安らぎのある快適な環境の創造に向けて、これまでの資源・エネルギー多消費型の生活や事業活動を見直し、事業者、市民、自治体が協力しあい、省資源に努めるとともに、リサイクルを推進する環境にやさしい地域にしていくことが必要である。

よって刈谷市議会は、環境と共存することのできる「ふるさと愛知」を実現するためにここに「環境宣言」を行い、かけがえのない地球環境を保全する取り組みを積極的に推し進めることを期するものである。

以上、決議する。

平成7年9月22日

刈 谷 市 議 会

刈谷市民の誓い

(昭和 50 年 5 月 2 日制定)

わたくしたちの刈谷市は、カキツバタの咲く美しい自然と長い歴史の中で、産業と文化の調和のとれたまちとして発展してきました。

わたくしたち市民は、この先人の努力をうけつぎ、希望にみちた郷土のより発展をめざして、この誓いを定めます。

- 1 自然を愛し、緑にみちた美しい環境をつくります。
- 1 スポーツに親しみ、健康でたくましいからだをつくります。
- 1 教養を深め、心ゆたかな明るい家庭をつくります。
- 1 誠意を尽くし、明るく住みよい社会をつくります。
- 1 力を合わせ、青少年の希望あふれるまちをつくります。

令和 5 年（2023 年）版 刈谷市の環境

「令和 4 年度（2022 年度）環境基本計画年次報告書」

発行年月 令和 5 年 11 月発行

発行・編集 刈谷市産業環境部環境推進課

〒448-8501

刈谷市東陽町 1 丁目 1 番地

TEL (0566)62-1017
